

め、色々のもめを拵ひ右を樂みと存候者にて以の外なる者に有之。●印付候分は別て不宣、其内、晴軒、實壽、大八、平藏、雲八は、一日も早く被仰付候様致度もの也。

是より先に、結城は、國中有志の類に抗疏して止まざるを見、却て奇貨居くべしと爲し、計を番頭中村淑儀（與一左衛門と稱す）に授け、江戸駒籠の邸に至り、烈公に謁し、「武田、吉成を始めとし、南上抗疏の輩に死を賜へば、國人の動搖、自ら止まん」と言上せしめたるに。公の明、已に結城の毒計に出づるを知り、之をして速に國に歸さしめたり。中村南上の時、俗論黨皆曰く「老公若し中村の言を用ふずば、之を禁錮するも可なり」と。彼黨の意嚮此の如し。已にして、岡部忠平、内藤藤一郎等、若年寄に進み、執政大場彌右衛門、謹慎と爲り、政府は、俗論黨を以て充滿し、虐政益す甚しく、正論黨の仁人君子、一空洗ふか如く、國中の正氣、殆ど蕩然地を拂て虚し。然れども、正論黨の至誠、終に幕府の知る所と爲り、公の宛を解くに至り、公漸く政事に預ることを得。主として松平由之介、大場彌右衛門、武田耕雲齋等の愼を解き、會澤伯民以下九人の罪を赦し、其他有志の士、盡く放釋せられ、平民の獄中に繋かれたるものも亦皆歸村しぬ。而して嘉永四年（辛亥）より五年（壬子）に至りて大に黜陟を行ひ、守舊派俗論黨の領袖たる鈴木（石見守）太

國中ノ正氣蕩然掃地

俗論黨ノ徒、悉ク黜ケラル

田、（丹波守）、奥津、（藏人）、結城、（朝道）、内藤、（藤一郎）、尾羽、（平藏）、谷田部、（雲八）、等以下數十名、悉く黜けられ、再び改革派及び正論黨の士を拔擢し、山野邊（兵庫頭）を海防物司、岡田新太郎、大場彌右衛門、白井久胤（織部と稱す）を執政に、近藤茂光（次郎右衛門と稱す）を側用人に、會澤、及び青山伯卿（名は延光、通稱は量太郎、佩袴齋と號す）を小姓頭に、兼弘道館教授頭取に、三浦實男、安島忠誨（彌次郎と稱す）を小姓頭に、山國（共昌）桑原（信毅）を軍用掛に、石河（幹忠）（石河は安政元年京都鷹司公夫人の御附用人に轉じ京都の事情を探索す）、原田（成祐）矢野（唯之允）高橋（柚門）を與右筆頭取に、金子教孝（孫二郎と稱す川瀬教徳の次子、出で、金子氏を嗣ぐ）を郡奉行に、何れも任せられ、六年七月、武田（耕雲齋）は學校掛を命ぜられ、遷軒及び東湖は、原職に復し、江戸に登ることとは爲りぬ。

蓋し水戸の黨派は、其歴史有り、其沿革有り、其根深く其蒂固く、殊に其守舊派俗論黨に屬するものは、世襲の巨室門閥、及び小人姦譎の徒多く、隨て陰謀詭計至らざる莫し。其「姦黨」又は「諸生黨」と稱せらるるものは、結城、實に之が首領にして、平尾、友部等の徒、之が股肱と爲り、藤田晴軒、岡崎南軒等また一方の領袖として、隱然姦黨即ち結黨と

諸生黨

柳黨

天狗黨

東湖ノ詩ニ曰ク
僅憑憂世
談名性既
標榜ト亦
以テ舊守
派ノ勢殆
如何ヲ察
スベシ

相合せり、其中立に屬し、風に隨て靡き、東すべく、西すべきものは、所謂『柳黨』又は『鍊家』にして、興津之が首領と爲り、尾羽平藏谷田部雲八等、之が心膂と爲り、結黨と相表裏し、以て勢力を逞うす。其虐儀の熾んなる想ふべき也。之に反して、改革派及び正論黨は、(當時『天狗黨』と稱せらる) 要するに門閥主義、守舊主義に反對して起りたるものにして、而かも滿應普俗論守舊の兩派間に立て、之が積弊を打破し、一國の革新を謀んと欲す、其勢、逆と謂ふべし。東湖、匹夫を以て、烈公を奉じて、百難を排し、たゞ一片の精誠を以て、後手敵黨の間に處したるも、正論の士は比較的に勢孤に、到底、當時守舊派貴族者流の勢力に比すべくもあらず、加ふるに幕府も亦公の英明を憚り、嫌疑を其藩政改革に挟み、殆んど之を敵としたる程なれば、彼の守舊派俗論黨が表裏反覆して烈公を陥り、東湖を陥められたるもの、決して徒然ならず。然れども、天定まりて人に勝つ。俗論、正論を蔽ひ、小人、君子を傷くも、以て久しきを保つこと能はず。正論黨の至誠は、漸く幕府の知る所と爲り、小人の虐政は、輿望に背き、天道正に歸す。是れ彼の、再び世に出づるに至りたる所以。彼の時に曰く、

東湖の詩、湖東、三尺蒿草分兩窟、不有憂世慮幽憂、非無日月照孤忠、沈疴斷酒心猶壯、長嘯風詩氣更雄。

原仲寧、『回天詩史』の跋文中に云ふあり、

嗚呼甲辰之難、臣子所實不忍言。予於此書、觀國家盛衰、氣運所以消長、然後有知人情反覆之無常、真可懼也。以予所見、此書所稱、感恩仗義之士、如某々數人、猶或不能保其晚節、况固執爲小人姦徒者、一爲名流之不可容、商變百出、以求不乎其意者、上而排擊擄陷、必濟之死地、勢之所至、禍延社稷、而不顧國家二百年涵養之德、如此其篤也。明君賢佐、誓肝圖治、欲無一物不得其所、鞠育之恩如此其至也。而曾不能少入其心、嗚呼憂世、遂成不測之變。此我太公可以約三英明之德、而不免於禍毒之德、又惡可不不吞嘆歎憤而爲之後之爲國家、關盛衰消長之理者、慮甲辰也。

又曰く

『先生獨以明大義正人心、自任。所謂斃而後已者、蓋其所誓於心、以是至流離困厄、履死而其志未嘗少衰也。當時談國語臣等、一旦違其意、而其志、今悉就刑典、寬極無遺矣。予於是見此書之爲回天、果不誣也。』
(註) 弘化元年十月、吉成南園、江戸ニ上リ、烈公ノ冤ヲ訴ヘ、禁錮ニ處セラル。觀衣之銘ヲ作リテ志ヲ述ブ。

觀衣之銘

予蒙嚴譴、囚二室、實弘化三年正月十四日也。室中殘疾、四隅、財不遺數尺。風道四塞、不得見。天與地、竊以爲俯仰此間、而積歲月、則安得保全性命一載。於此、慨然乃割腕以書觀衣。爲予死者、爲臣死者、蓋聖賢之遺言有他哉。而自古澆季之世、滿而不分、綱常不廢。嗚呼予不能入道於將墜、不能爲君冤於今日。空稱幽厄、是命哉。榮辱生死、安足論乎。皇天有知、尙輔。

予志、君冤不洗死不瞑。

弘化三歲次丙午二月初五、瀧血書記

同二年三月、豊田天功、同志ト共ニ江戸ニ上リ、烈公ノ謹慎ヲ解キ、政治ニ干預セシメテ厭ヘ、同ワク、禁錮ニ處セラレ。天功、水戸ヲ發スルニ臨ミ、左ノ詩ヲ賦シテ、訣別ノ情ヲ表ス。

南行伏願國君之冤一就死有日。作詩訣別水城諸友。

時來一笑就刀鋸。忠信猶天安可除。自信精誠貫日月。肯期風烈動瓊輿。高堂老母難悲子。大邸明君定誤余。寄語水城同志友。男兒到此莫躊躇。

○弘化三年五月、守舊派ノ領袖藤田晴軒病ミテ死シ、大嶺大八亦死シ。四年夏、友部好正、死ス。

○同四年九月今井惟典卒ス。東湖ノ哭詩有リ。

哭今井由正

余以甲辰之夏、同由正獲罪於幕府。輒躬屏跡、四閱星霜。今茲丁未九月。聞由正以病歿於禁錮之宅。愕然而驚。慘然而悲。因竊賦一詩哭之。

嗚我由正而死乎。邦家不幸可悲夫。剛腸難合奸臣意。卓識難排邪說譚。白日久歎雲霧暗。素秋剩見蕪蘭枯。英魂却脫三閻囚。好以君冤一訴帝都。

第二

水野越州と阿部勢州

烈公の改革に刺激して、天保の大改革を企てたる水野越州は、烈公の未だ盤居を命ぜられ

水野越州、群小ノ陷ル所ト爲ル

彼ノ失敗ハ此ニアラズシテ彼ニ在リ

ざる以前、即ち天保十四年、閏九月、睨くも群小の陥る所と爲りて去りぬ。彼は、鐵石の意志を有し、奮ふべからざる自信力を有せりと雖、其爲す所、餘りに急激なりき。餘りに執拗なりき。彼は、棘手酷腕、一世の沈睡を鞭撻し、猛氣險勝社會の人心を聳動せりと雖、其用ゆる所の人物、許以て直と爲し、察以て明と爲し、民之に安んぜざりき。彼は、英決勇斷、鬼神も之を避くと雖、其同僚は殆ど敵意を以て之に對したりき。彼は、俊爽、敏達、實務的政治家たるの能ありと雖、磊磊落落清濁併せ呑むの胸襟を有せざりき。然れども、彼の失敗は、此にあらざりして彼に在り、彼は、烈公の失敗したるか如く、關係の隠謀と宮廷の隱謀とに由て打撃せられたる也。

世或は、水野が烈公と相結托して「櫻痴の『水野越前守』及び蘇峯の『吉田松陰』水野烈公の結托を言ふ」天保の改革を断行したるか如く云ふものありと雖、水野の天保改革は、寧ろ烈公の改革に刺激せられたるものにして、結托の事實、未だ詳ならず。蓋し烈公の改革は、天保の初めに在り。當時、水野、老中と爲り、烈公の改革に感發する所ありしも、家齊將軍上に在り、水野、林の徒政權を擅にせしかば、志を展ぶるとを得ず、漸く天保十二年の春、將軍薨去の後に至り、始めて改革に着手するを得たり。而して其勤儉主義は、

水戸流ノ丸出シ

緩急、温劇、の差こそあれ、全く是れ水戸流の丸出しとも云ふべく、世評にては「水戸様の真似」と云へり。然れども、水野は、功名心の熾なること火の如く、且つ自負的精神に富みければ甚た之に満足せざりき。左れば、天保十四年、四月、將軍家慶の野州日光廟に參拜せらるゝや、烈公も亦東湖を従ひて、日光廟に謁し、歸て後（翌月）將軍、親ら佩刀、及び鞍轡、黄金を公に賜ひ、水野は、台慮の旨を公に捧げたる其辭令にも、左の如く云へり。

一昨年来、御國政向、格別被行届、文武共不絶研究被有之趣、一段の事に被思召候。猶此上、御在邑中、御領分未々、公儀御體化に相靡き、御安心候様、御世話可被成候。依て御傳來の御太刀被遣候御秘藏可被成候。且御領中巡見等の御御用候様御被遣候並に何歟の御用途として黄金被遣候。源義殷遺志を御繼ぎ益被勸御忠誠候可被成候。

流石濱松侍從ノ筆

東湖之を評して曰く「此御意書の初に、一昨年とあるは辛丑の歳にて、幕府にては、此年より萬の事改正し給ひ、享保寛政の政にかへて給ふべき旨仰出さる、我君世をつき給ひしは己丑の年にて十年餘り五年迄國政に力を盡したまひしを一昨年辛丑の年以來とせしは、美を幕府に歸する所以にて、流石濱松侍從の筆とこそ知られぬ」と。
是より先に、烈公の國に就くや、一年の暇を賜はりしが、經界學校等の事業あるを以て、

太田備州

更に一年の暇を乞ひ、天保十二年十二月を以て期と爲す。此歳（十二年）四月關老太田備州（始資）期に先ちて、私に烈公の參府を促かしたるに、公、國政改革未だ全く成就せざるものあるを以て、之を辭せり。是ぞ、太田が、政見の衝突より水野と軋轢し、其公と姻戚なるを利して、公の參府を促かし、其力に頼て、水野を排せんとするの計畫なりと聞えし。然れども公の參府せざるより、太田は、其六月、果して水野の斥くる所と爲り、而して、烈公には、參府謝絶を辭柄として、五六年の暇を命ぜられぬ、「回天詩史」に云ふ、

「寡人、以庚子歲、就國。例當以翌年參府。而正評界、建學校二事、頗繁雜。因更乞一年之暇。讀文談公議。寡人請其其。幕府有旨、遂不果。亡幾幕府大器紀綱、庶政一新、翕然有中興之勢。越一二月、關老太田備州、寄書懇懇勸寡人參府。寡人心謂使幕府用寡人一耶。宜關老連疊傳言命。猶使其其息寡人一耶。寡人既不奔故將軍之義。而因備州一人之言、自請參府。恐招譴遣之謫、不如恬退自守以俟命也。迺以實報備州。何圖旬日之間、備州竟驅致仕、而寡人固三五年之暇。時關老水野越州等寄書曰、寡人不欲參府、故有是命。嗚呼寡人豈無似、以難觀、備員於三種、而際會中興之運、豈無連疊府以補涓埃之志耶。自願應突進取、徒爲小人所譏、斯其所持也重。而關老以寡人不欲參府、不亦戾乎。」

是れ水野の、烈公を敬して、而かも之を遠けたりし也。此に至り、公の、日光より歸り、褒賞を賜はるや、公、再三江戸滞留の儀を願ひ出でたるに、採用あらせられざりき、是れ

不亦戾乎

境遇ハ實ニ奇ナル哉

水野の政策に就ては、烈公の同意せざる所のもの、無きに非ず。彼の文政八年（天保十三年七月文政打拂の令を取消し、異國船來着の砌には來意を質し薪水食料を給すへきを令す、烈公之に對して打拂の意見を上れり）攘夷の令を取消したるが如き、即ち其一也。然れども、其改革の方針は、烈公の之に賛成する所にして、公の國政改革は、勿論水野の之に賛成する所なりしなり。但し、水野が、其威權を振ふに當り、烈公の參府は、其忌憚する所。其之を敬して遠くるの計に出でたるは、怪むに足らざるなり。而して水野の、烈公を遠くるの日は、却て是れ關係の隱謀、幕府大奥の隱謀と相連結したるの日にして。一旦土地交換問題、起るに際し、忽ち其排斥する所と爲り。彼は「ふるいしや瓦とびこむ水のど」の禍を以て酬ひられぬ。實に天保十四年閏九月也。境遇は、實に奇なるもの哉。烈公を遠けたる水野の、排斥せらるゝと同時に、結黨（守舊黨）の隱謀は、幕府大奥の隱謀と相連結し、烈公も亦叛逆の證據として、七箇條の吟味と爲り、水野辭職の翌年五月、盤居を命せられぬ。天保の改革を斷行したりし水野と烈公とは、或る道行に於ては反對の方向を執りしも、其失敗の迹は、同一なりき。

再ビ水野ヲ起ス

水野黨ハ阿部黨ノ壓スル所ト爲ル

然れども外交の追壓は、巨腕の士に非ざれば、之を救ふと能はず。時勢の急は、再び水野を起すに至りぬ。彼は、廢盤後、未だ十箇月ならざるに、再び出で、加判列の上位に坐しぬ。水野は、烈公盤居の翌月（即ち六月）職に就き、而して公は、其後、五箇月（十一月）を経て、盤居を許され、其後、四年、嘉永二年（己酉三月）に至りて全く自由の身とは爲りぬ。然れども、水野は、未だ其經綸を行ふに至らずして其職を去りぬ。水野は、外交の已むべからざるを看破し、主として國防の經營を謀り、以て之に應せんとせり。而して、水野は、其政策を以て同僚に謀りしに、同僚皆之を否とせり。重ねて、老中、若年寄、寺社奉行、勘定奉行、長崎奉行、大目附、御目附等の大評議を開きしに、衆皆之を否とせり。彼は、更に將軍御前評議を開きしに、將軍も亦之を否とせり。彼、曰く「鎖國と決する以上は、和の一字は、永劫未來、御用部屋に封禁して、再び口外すること勿れ、滿座の人々果して其覺悟ある乎、余、不肖と雖、一旦外寇の迫るに當りては、一死以て君に酬ひ、武門の面目を辱めざらんとを期す」と。衆皆默然として言を發するものなかりしが、終に阿部勢州の「之を諒す」と答ふるを聞けるのみ。而して水野黨は、阿部黨の壓する所と爲りぬ、水野の去る、實に弘化二年二月廿二日に在り。

阿部(福山侯阿部伊勢守正弘)は、水野に代て、閣老とは爲りぬ。阿部は、水野の如く、大膽ならず、水野の如く雄断に、水野の如く人言を顧みずして所信を貫くの大勇氣を缺けりと雖、度量寛曠、器宇明達、常福圓滿、衆を容れ才を愛し、善く上下を調和するの量有りき。阿部は、當時、未だ三十歳に満たざるも、而かも天下其風采を想望すること、恰も司馬君實が王介甫の新法政治に繼で、之に代りたるか如くにてありき。

阿部は、外交の大經綸無かりしと雖、其人心を調和するの量、確かに有りき。阿部は、水野を逐ひ、また群小の讒言を信し、烈公を盤居せしめたりと雖、其一旦國家の爲に不利なるとを洞見するや、公の洗冤に盡力したり。東湖の「こゝろのあと」に曰く、

「水越州、殘忍薄情には候へども、名を好み候人故。右在職中は、老公を御遠け申上候のみにて、罪をば、御きせ不申上候處、右越州癸卯の秋退役、幕府の勢凡て相替り、又内には小人奸僧等計をめぐらし様の下に火の廻り居候にも不心付。四月の奉書に至り、始めて驚入候段、今更相考候へば、あまり等閑の義と千憶万悔仕候儀に御座候。扱其節浸潤の體、膚受の愆、内外より入台覽候儀に相見。第一、表にて福山、後宮にて市女を疑心仕候處、近來に至り候ては此兩人、却て御洗冤の方へ盡力仕候歟にも相聞候へども、

何れ最初は此兩人國難を醸し候取次仕候は差見候儀。只今有司の精神、表奥へ通し居候が如く、甲辰の難を醸成候も、又姦僧等の精神、表奥へ通し候は勿論に愚察仕候。右醸し成候には必定過分の業も相廻り候半。其手續き有之候上は今以て安心も不罷成。尤も福山、市女、何れも利口もの、由に候へば、今と相成候ては、洗冤と組み候方自分々々の身の爲にも宜敷と存候やに推察致され候へども、踏込候て言上仕兼候は、畢竟甲辰の手續きと組懸仕候故と奉存候」

公、水野再勤の時、謹慎を解かれたりと雖、國政は、依然三連枝の後見に在りて、公の容喙を許されざりければ、公の施したる改革事業は、盡く廢止せられぬ。公、乃ち書を贈て此事情を阿部に告げしに、阿部は、一方には公を保全し、一方には三連枝に説諭して、其調和に盡力し、嘉永二年に至り、終に三連枝の政治を監理するを止め、公をして、之に預らしめたり。阿部と同時に公の爲に力を盡したる者は姉小路にして將軍の意を動かしたるは實に此婦人なりき。(姉小路は、堂上某の女にして、京都より來りて後宮に仕へ、上臈と稱して大に勢力を占め、將軍に於ても、其言上する所には、耳を傾けられたりと云ふ。)

經世的活

阿部が、烈公をして國政に預らしめ、また之をして將軍に親近せしむるに就ては、其苦心盡力、一方ならざりき。烈公、其自著『明君一斑抄』を將軍に奉らんと欲せしが、阿部、之を賛成して自ら之を執奏し、將軍滿悅の臺旨を通達し、將軍が、特に侍臣に命し、此書を淨寫せしめ、其一本を居室に供へたるか如き、阿部の力也。また荷蘭使節の來航より、外交の事は、重大の問題と爲りしかば、烈公、公然幕府の閣議を與り聞かんと求めたるに、將軍より密に閣議を通ずるを默許せられ、公をして、上書建白の自由を得せしめたるか如き、亦阿部の力也。また將軍が、烈公の第八子たる五郎慶君（慶喜公）を一橋家に養ひ、以て儲君の欠に備へたるか如き、亦阿部の將軍に勧めたるの力也。また、嘉永二年、將軍が例を破て、水戸邸に臨まれたるは、其名は、峯壽院訪問の爲めなりと云ふと雖、其實、將軍と公との感情を融和し、親しく其交誼を温められたるに出でたるにて、阿部の將軍に勧めたるの力也。また將軍の養女（有栖川宮の姫君にして線姫君と稱す）を以て、順公（慶篤公）に配したるか如き、是も亦將軍と烈公とをして調和せしむるか爲めにして、阿部の力、多きに居れり。阿部の烈公に於る關係亦察すべきに非ずや。水野は、經世的活眼を有し、而かも自ら用うるの才に富む、故に其烈公に對するや、勉め

經世的器

て之を利用せんとし、而かも其英明を忌むの風なきに非ざりき。之に反して、阿部は、經世的器度有り、人を用うるの才に長ず。故に其烈公に對するや、勉めて之か驩心を結び、以て幕府の爲にせんとせり。是れ烈公が、阿部の外交政策に就て、往往反對背馳したる所なきにあらざれども、終始提携の實を失はざりし所以、東潮も亦烈公を奉して、幕府を輔け、以て帝國の經綸を畫せんと欲したる所以也。

(註)

開ク、將軍家度、平生ノ膳部ニ煮魚ヲ宿ムルニハ、必ズ嫩薑ヲ添フルヲ以テ、例トセシガ、特ニ其美ヲ覺ユル程ニモアラサレバ、之ヲ替ムル事モアリ、マダ替メスシテ撤スルコトモアリキ。一日將軍、膳ニ就キ、炙魚ヲ御シ、俄ニ嫩薑ヲ思ヒ出シ、給仕ノモノニ向ヒ、『之ヲ取落セルヤ』ト問ハレタルニ、給仕ハ、『某月日ノ令ニ、自今嫩薑禁止ノ目アリシニ由リ、農家ニ於テ、其令ヲ守リ、之ヲ作り出サザルナリ』ト答ヘヌ。將軍ハ、默然タルモノ之ヲ久ウシ、曰ク『蔬菜果瓜ノ類、其時ニ及ハサルモノナバ、強テ造リ出スハ、一バ以テ奢侈ノ漸ヲ開キ、一ハ以テ有生ニ益無クシテ、之ヲ禁スルコト可ナリトノ建論ニ由リ、之ヲ許セリト雖、嫩薑ノ如キ、膳味ヲ助ケルモノマテ之ヲ禁絶セシトハ思ハサリキ』ト。水野ヲ擁護セントテ、日夜苦心セル小人輩、之ヲ聞キ、今日ノ大革新ハ、盡ク將軍ノ心中ヨリ出テタルニ非ズ、水野ガ、中間ニ於テ之ヲ爲シ、將軍知ルニ及ハザル事柄モアルコトヲ測知シ、其隙ニ乘シテ之ヲ離間スルヲ得ベキ兆候ヲ發見シ、其後二代ノトスル人ニ附和スルモノ、冥冥暗裏ニ考案シ、乃チ宮廷ト相結ビ、將軍日光社參、(天保十四年癸卯四月)水野扈從不在ノ日ヲ以テ、其時機ト爲シ、充分之ヲ備スル策ヲ撰成シ、其歸城ニ至リテモ之ヲ發セズ、

陽三其功ヲ賞シ、金鷹ヲ賜ル程ノ榮ヲ受ケシメ、一旦其機ノ熟スルヲ視テ、之ヲ決行セシカハ、其勢、疾雷耳ヲ掩フニ暇アラザルカ如クナリシト云フ。

◎天保癸卯、將軍日光參拜ノ際烈公ニモ同シク參拜セラレヌ、其自筆ナル『日光記行』中ニ云フ、十七日宵より曇晴て、東照宮の御祭りの頃は、朝日輝きければ、物見所にて右筆を以て關老越前守水野忠邦につかはす。

時の間に曇りみ晴み山里は日にく度か跡めかはれる物成をこたひ、すたれたるをおこし、絶へたるをつき給ひて、日光山に詣てさせ給ふによべより晴わたれるは、神の御心にもかなひけんといさかたしげなくて

玉くしけ二荒の山もあけぬれば

東より先つ照まさるかな

忠邦かへし

東よりまつ照まさるかなさ示し給ひし御かへしはなしに

言の葉の玉の光りもそはりけり

二荒の山の朝ひこの顔

又弘化甲辰二月、烈公ヨリ、水野ニ贈レル歌ニ曰ク、

冬こもり春へも花はさかぬとも

ある人ぞふるそのい梅が枝

水野ノ返歌ニ曰ク

花も實もなき春なるをいかにして

知る人ぞふるそのい梅が枝

松かけをたのめる梅はふるまらぬ

人もいろ香も心こぼはせず

◎水野 毎晨鶴鳴ニ起キ、湯浴シテ、正服祠堂ヲ拜シ、朝餐ヲ終リテ理髮ノ際、内外ノ諸事ヲ圖キ、且テ命スルヲ例トス。夜ハ儒臣ヲ召シテ經史ヲ講論シ、午夜始メテ寢ニ就ク。常ニ寸陰ヲ惜ミ、其改革ノ際、頗ル執筆ヲ極ムルトキト雖、猶讀書ヲ廢セズ。水野、常ニ賢公ヲ慕ヒ、驛間、公ノ眞影ヲ掲テ朝夕之ヲ拜ス。マタ寛政ノ元老樂翁公ヲ慕ヒ、屢バ就テ政治ノ要ヲ問ヒ、彼ノ老中ヲ罷ムルヤ、詩有リ曰ク、

欲レ救蒼生天下饑。世人報道我輕肥。傍觀當局誰能議。自悔十年相業非。

當時、水野竊ニ奢侈ヲ究ムルノ世評アリ。是レ其第二句有ル所以。衆口鑠金。讒舌城ノ如シ。恐ルベキ哉。

◎水野ノ再起スルヤ、開國進取ノ計ヲ一定シ、我ヨリ慶長元和ノ舊ニ復スルノ決心ナリ。烈公モ七分迄ハ之ニ同意セリト云フコト。櫻痴ノ『水野越前守』及ビ蘇峯ノ『吉田松陰』ニ見ユ。開國進取ト云ヘバ、今日ニ於テコソ、卓見ノ如ク看做サルイナレド、當時ノ時勢、此ノ如キ突飛的政策ハ、言フベクシテ行フベキニ非ズ。且ツ其考證未タ詳ナラズ。而シテ烈公ノ之ニ同意セリト云フニ至リテハ、蓋事實之レ無カラシ。嘉永安政ノ交ニ於テハ、烈公モ漸ク開國ノ已ムベカラザルヲ看破シタルニ相違ナクレドモ、天保弘化ノ際ニ於テハ、全ク攘夷主義ヲ以テ一貫セリ。此時ニ當リ、開國進取ナドトハ、如何ノモノナルカ。

且ツ水野再起後七月。其間、烈公ハ、廢藩置中ニ在リ。藩制ヲ解カレタル後ト雖、内外ノ觀察甚ダ嚴密ニシテ、書翰ノ往復ヲモ憚カリタリト云ヘバ、恐クハ國家ノ大計ヲ議スルコトヲ得ザリシナラン。左レバ、世説ノ『水野が竊ニ前込郎ニ至リテ烈公ト相會見シタリ』ナドハ、事實、之レ無キコトナルベシ。(尤モ烈公ハ、弘化二年後ハ、阿部ト書

第三

幕府と外交

「身漢方死。六歳伴孤燈。」東湖か、「回天詩史」を著はし、「正氣歌」を詠じたる筆を擲て再び出で、江戸に上りたるは、實に嘉永癸丑の七月なりき。東湖の江戸に上るや、途、刀水を通ぎ、端無くも七年前幽囚を脱して此川を渡りしとを憶ひ起し、詩を賦して曰く、
 昨脱幽囚過此川。匆匆既在七年前。誰圖窮巷棲運客。復立渡頭呼驛船。
 昨は、幽囚を脱して水戸に下り、今は、烈公の壽命を蒙りて江戸に入り。天下の大事に參せんぞす。榮辱地を易ふ、天淵も宙ならず。其感慨を發するもの豈偶然ならん哉。而して日本人心の一大轉機に際し、天下革命の風雲を盪起したるは、實に此行に在りき。
 豊太閤及び東照公に由りて、膨脹し、一時世界を狭しとしたる日本男兒も、家光將軍、葡萄牙人の野心を壓し、耶穌教の侵入を制する政策の結果として、大船を造ることを禁せられ、海外に出づることを禁せられ、蝸牛的鎖國を甘んずること、茲に二百年、一旦、大艦巨

蝸牛的鎖國

船の邊海に出没するに遇ひ、其情勢如何を審みせず、悻然として驚き、恰も海を環りて皆敵國なるか如く、感せられたるもの、偶然に非ず。而して幕府の政治家が、機宜を誤まり、天下の士が、方向に迷ひ、紛紛擾擾、其極、幕府の顛覆を招きたるは、當然の勢なるのみ。

豊太閤、東照公の時代は、西班牙、葡萄牙、乃至荷蘭全盛の時代にして、英佛露諸國は、未だ力を絶東に逞うするに至らざりき。然れども、西班牙、葡萄牙、荷蘭、海上の覇權を失ふに及びて、英國之に代り、佛も進取に志し、露之に次ぎ、北米合衆國も、一方に崛起し、交も絶東に向て遺利を拾んどせり。而して露の、我に於る、寛政時代より交渉頻に繁く、歳歳邊警に接せざるなかりき。然れども、文化元年(甲子)九月露國皇帝アレキサンダル第一世の使節として、ニコライ、レサノットの長崎に來り、漂民四人を還送して、通商を乞ひしは、實に歐洲諸國の通商を我に乞ふの嚆矢なりき。當時、我は、幕府祖宗の禁令を辭として之を拒絶せしかば、レサノット志を得ずして去りぬ。是より先に、寛政五年五月廿日、露艦、松前に來る。御目付石川將監、村上大學、命を被り、江戸を發して松前に至り、六月廿七日、石川、村上、露使に應接し、諭書一通を遞し、漂民を收めて曰く「互

ニコライ、レサノット

白河樂翁
通商九准
ノ深慮有

勢漸ク我
ニ逼ル

市の事、此地に於て議すべきにあらず、日後、請ふ所あらば、宜しく長崎に来るべし」と、其證として、信牌一通を附與して去らしめぬ。聞く、當時、白川樂翁長崎に於て、通商允准の深慮有り、豫しめ監察に命じて、信牌を附與せしめたるに、レサノット使節として來りしときは、侯已に相位を去り、時勢一轉せし後なれば、其事、格して行はれざりしと。文化五年（戊辰）英國は、曾て葡萄牙人をして東南洋に雄飛せしめたる根據地マカヲを取らんとし、而して長崎に入り、港内を抄掠して去りぬ。同七年（庚午）マレー半島の新嘉坡は英國の手に落ち、同十四年（丁丑）英船、浦島灣に入り、文政元年（戊寅）再び來り、同七年（甲申）常陸大津濱に上陸し、同年七月薩州寶島に上陸し、野牛を奪て去り、天保八年（丁酉）英船、「モリソン」號江戸に入らんとするの風説有り、渡邊華山の「慎機論」高野長英の「夢物語」を草し、長夜の迷夢を攪破せんとし、却て奇禍を以て酬ひられたるは實に此時に在りき。同十二年（庚子）英國清國と戦ひ、十三年（壬寅）英兵、上海を抜き、南京に逼り、償金（二千万弗）を取り、香港を割き、更に五港を開き、以て南京條約を締結せり。其勢の、漸く我に逼るもの、「慎機論」「夢物語」の著者を待て之を知らざる也。

英佛ノ軍
艦琉球ニ
來リ通商
ヲ促ス

開國ノ勢
此時ヨリ
成ル

弘化元年（甲辰）三月、佛艦一艘、琉球に來り、英人が日本の萬國と交通せざるを憤り、將に之を撃んとして、先づ琉球を取らんとすと聲言し、琉球國主に勸め、佛國の屬邦と爲りて、宗社顛覆の禍を免るべしと云ひ、清人佛人各一名を止めて去るとの説有り。已にして、（八月）荷蘭の軍艦「メンベルク」號、長崎に來り、其艦長コープス、國王の書を呈し、日本が鎖國の政策を固執して万國の憤怒を買ひ、終に強國と戦端を開くに至らんとを憂ひ、外船寛待の令を擴めて、開港通商以て平和を保たんとを告げ、且つ地圖、書籍、銃器の類を將軍に呈しぬ。此時水野、權勢を失し、阿部、政を執りしが、翌二年（乙巳）六月、返書を蘭國政府に送り、祖宗の法、變すべからざるを述へて開港を拒みぬ。未だ幾ならず、同三年、孝明天皇即位の三月、英佛の軍艦、共に琉球に來りて、開港通商を促す、島津氏、其勢、争ふべからざるを以て、琉球をして、其言に従ひ、私に通商せしむ。幕府も亦之を知るも制せず、却て島津齊彬をして、歸て臨機英佛の事を處せしめ、暗に交易を許すの訓令を與へぬ。是れ即ち幕府が、通商を歐洲諸國に許すの端緒にして、開國の勢實に此時より成りし也。

華盛頓に由て、獨立の新乾坤を開かれたる北米合衆國は、世界の爲に日本を開かんことを

期し、弘化二年、其船艦浦賀に入り、三年（五月）再び來り、嘉永六年（癸丑）米國水師提督ベルリ（彼理）軍艦四隻、五百六十餘人を率ゐ、四月、琉球に入り、石炭を小笠原島に積み、六月三日、浦賀に入り、進みて本牧に入るや、上下驚慌、幕府、直ちに、大會議を起し、布衣以上の意見を徴し、曉に徹して已み、假りに國書を受くるに決し、林大學、浦賀奉行戸田伊豆守、井戸石見守をして浦賀の北一里、九里濱に築きて、ベルリに應接せしむ。ベルリ、先づ國書を封じたる箱を與へ、次に幕府に贈るに、國産、器械、種子、國書を以てし、通商を乞ふ。阿部に命令を傳へしめて曰く「答辭は、明年を以て、長崎在留の荷蘭船長に傳へしめん」と。是に於てか、ベルリ、争ふと能はずして去りぬ。

然るに、此歳七月、露國の使節プーチヤチン（布廷恬）軍艦四隻を率ゐて長崎に入り、通商を乞ひ、且つ北地の境域を正うせんことを乞ふ。幕府、乃ち筒井肥前守、川路左衛門尉等をして露使に應接せしむ。當時筒井川路は、露使に説くに、祖宗の法、一朝、急に改むべからざるを以てせしにプーチヤチンも亦日本の歡心を得んとし、必ずしも脅迫的強請を逞らせず、若し他日、外國と交通を約するの日は、露國をして其第一にあらしめよと豫約して去りぬ。

然るに安政元年（甲寅）正月、米艦十隻、豫期を違へずして浦賀に入り、前約を求めんとを求め、容易に我言を聽かず、若し幕府にして、外交を拒絶せば、直ちに砲火に訴へんとするの決心を示しぬ。幕吏は、其恟恟に屈して、之に抗するの勇氣無く、其言ふ所に從て、横濱に會し、三月三日、假に和親條約十二箇條を締結し、下田、箱館の二港を開くことを約しぬ。

是を文化初年より安政甲寅に於る外交の概略と爲す。

家光將軍以來、幕府は、鎖國の舊法を墨守し、變通するを知らざりしと雖。水戸の識者、東湖一派の志士に在ては、則ち猶慶長元和時代の進取的精神を失せず、鎖國を以て下策と爲したりき。即ちベルリの浦賀來航以前、水戸先賢の土吉成南園の如きは、今の外國は、昔日の外夷にあらざるとを知り、航海遠客にあらざれば、其勢を制すると能はざるを豫言せり。其論に曰く、

漢土先王之於。蠻夷也。不。可。敵。其。德。御。是。以。四。海。之。外。莫。不。率。服。其。德。化。焉。聖。德。於。後。世。雖。衰。威。權。不。得。離。其。舊。制。至。周。之。中。葉。即。當。衝。過。變。之。意。徵。而。帝。夏。匪。安。之。患。滋。幽。王。爲。大。戎。所。殺。平。王。遷。大。戎。雖。東。遷。猶。色。一。矣。以。漢。高。帝。之。英。略。威。武。不。能。脫。平。城。圍。也。七。日。矣。以。昭。遠。德。得。免。一。死。耳。爾。來。如。晉。隋。及。唐。宋。則。大。抵。離。金。帛。許。禮。節。割。土。地。而。以。餉。期。月。之。安。爲。至。計。是。以。蠻。夷。之。勢。益。熾。士。倍。於。漢。土。至。趙。宋。則。運。傾。命。矣。遂。使。予。

今日ノ勢

五帝三皇帝、漢、唐、宋、明、清、此非特趙宋之失計而已。非世世帝王遺傳之典、以培養胡虜、使之過矣乎。唯漢武、唐宗有安邊之量、擴胡虜於數千里之外。此足以稱快後世焉。然未嘗聞有航海、險以不威、威於萬里之外也。我前朝聖帝之御、漢、唐、宋、明、清、與漢土先王之規、漢、唐、宋、明、清、明合點矣。乃四國主師於海外、如新羅、高麗、百濟、任那、耽羅、吐火羅、諸國、絡繹入貢皇朝。故或置日本府、遣神臣以鎮制之。其不絕、禮者五百有餘年矣。至於寶明天智之朝、漢、唐、宋、明、清、阿部引田臣比羅夫、盛發舟師、北伐、漢、唐、宋、明、清、前後三矣。皆獲、漢、唐、宋、明、清、賊而還。其功偉焉。其王威之盛、可謂壯矣也。惜當時艦船之制不精、漢、唐、宋、明、清、是乃所以不事、漢、唐、宋、明、清、踐踏、漢、唐、宋、明、清、以出軍也。備、漢、唐、宋、明、清、有壯大艦軍。航、漢、唐、宋、明、清、巨海。而不覆、漢、唐、宋、明、清、如、漢、唐、宋、明、清、西洋、漢、唐、宋、明、清、安知、漢、唐、宋、明、清、不有、漢、唐、宋、明、清、香、漢、唐、宋、明、清、呂、漢、唐、宋、明、清、宋、漢、唐、宋、明、清、略、漢、唐、宋、明、清、東、漢、唐、宋、明、清、瀟、漢、唐、宋、明、清、塞、漢、唐、宋、明、清、以、漢、唐、宋、明、清、服、漢、唐、宋、明、清、屬、漢、唐、宋、明、清、印度、漢、唐、宋、明、清、諸、漢、唐、宋、明、清、國、漢、唐、宋、明、清、乎、漢、唐、宋、明、清、哉。抑按、漢、唐、宋、明、清、西、漢、唐、宋、明、清、史、漢、唐、宋、明、清、西、漢、唐、宋、明、清、洋、漢、唐、宋、明、清、諸、漢、唐、宋、明、清、洲、漢、唐、宋、明、清、航、漢、唐、宋、明、清、海、漢、唐、宋、明、清、之、漢、唐、宋、明、清、名、漢、唐、宋、明、清、繁、漢、唐、宋、明、清、然、漢、唐、宋、明、清、于、漢、唐、宋、明、清、四、漢、唐、宋、明、清、方、漢、唐、宋、明、清、者、漢、唐、宋、明、清、距、漢、唐、宋、明、清、今、漢、唐、宋、明、清、蓋、漢、唐、宋、明、清、三、漢、唐、宋、明、清、百、漢、唐、宋、明、清、六、漢、唐、宋、明、清、十、漢、唐、宋、明、清、餘、漢、唐、宋、明、清、年、漢、唐、宋、明、清、矣。而、漢、唐、宋、明、清、吾、漢、唐、宋、明、清、既、漢、唐、宋、明、清、發、漢、唐、宋、明、清、舟、漢、唐、宋、明、清、師、漢、唐、宋、明、清、制、漢、唐、宋、明、清、御、漢、唐、宋、明、清、外、漢、唐、宋、明、清、夷、漢、唐、宋、明、清、者、漢、唐、宋、明、清、又、漢、唐、宋、明、清、距、漢、唐、宋、明、清、其、漢、唐、宋、明、清、時、漢、唐、宋、明、清、無、漢、唐、宋、明、清、慮、漢、唐、宋、明、清、昔、漢、唐、宋、明、清、八、漢、唐、宋、明、清、百、漢、唐、宋、明、清、年、漢、唐、宋、明、清、前、漢、唐、宋、明、清、之、漢、唐、宋、明、清、事、漢、唐、宋、明、清、也。吾、漢、唐、宋、明、清、先、漢、唐、宋、明、清、王、漢、唐、宋、明、清、之、漢、唐、宋、明、清、神、漢、唐、宋、明、清、算、漢、唐、宋、明、清、偉、漢、唐、宋、明、清、何、漢、唐、宋、明、清、其、漢、唐、宋、明、清、卓、漢、唐、宋、明、清、矣、漢、唐、宋、明、清、乎。今、漢、唐、宋、明、清、世、漢、唐、宋、明、清、之、漢、唐、宋、明、清、人、漢、唐、宋、明、清、深、漢、唐、宋、明、清、不、漢、唐、宋、明、清、信、漢、唐、宋、明、清、吾、漢、唐、宋、明、清、典、漢、唐、宋、明、清、以、漢、唐、宋、明、清、航、漢、唐、宋、明、清、海、漢、唐、宋、明、清、之、漢、唐、宋、明、清、事、漢、唐、宋、明、清、爲、漢、唐、宋、明、清、夷、漢、唐、宋、明、清、虜、漢、唐、宋、明、清、之、漢、唐、宋、明、清、一、漢、唐、宋、明、清、術、漢、唐、宋、明、清、以、漢、唐、宋、明、清、三、漢、唐、宋、明、清、國、漢、唐、宋、明、清、之、漢、唐、宋、明、清、方、漢、唐、宋、明、清、爲、漢、唐、宋、明、清、三、漢、唐、宋、明、清、邦、漢、唐、宋、明、清、之、漢、唐、宋、明、清、至、漢、唐、宋、明、清、計、漢、唐、宋、明、清、不、漢、唐、宋、明、清、甚、漢、唐、宋、明、清、耶。苟、漢、唐、宋、明、清、欲、漢、唐、宋、明、清、施、漢、唐、宋、明、清、三、漢、唐、宋、明、清、國、漢、唐、宋、明、清、之、漢、唐、宋、明、清、策、漢、唐、宋、明、清、者、漢、唐、宋、明、清、必、漢、唐、宋、明、清、宜、漢、唐、宋、明、清、先、漢、唐、宋、明、清、變、漢、唐、宋、明、清、於、漢、唐、宋、明、清、古、漢、唐、宋、明、清、三、漢、唐、宋、明、清、爾。

區區として國を鎖し、苟安退嬰、自ら恃む、是れ寔に井蛙の見。豈烈公の志ならん哉。東湖の志ならん哉。軍艦を製し、器械を鍊り、砲銃を鍊り、航海遠征、縱橫萬里、以て宇内を駕馭する、彼等の志と爲す所。此點に於ては、水戸先輩士士の所論、皆一轍に出づ。ヘルリ來航、三十年以前、會澤伯民、亦曾て論じて曰く、

「今、西夷巨船大艦、電奔數万里。駛如颶風。視大洋如坦途。數万里之外、直如隣境。四面皆海、則無所不備。向者所謂天險者、今之所謂賊衝也。而保疆安邊者、豈得執舊時之論、以論今日之勢哉。」

獨任孤城

日度清國

盟ノ論

又曰く、

「各國皆併、南海諸島、香港東之地。大地之勢、日就侵削。即神州之分居其間。譬如獨保孤城、四面皆境、日將孤之勢也。」

又曰く

「若度爾（土耳其指す）能以聲勢、與東方相爲犄角、則其方足以禁、漢、唐、宋、明、清、鄂、漢、唐、宋、明、清、羅、漢、唐、宋、明、清、之、漢、唐、宋、明、清、東、漢、唐、宋、明、清、使、漢、唐、宋、明、清、莫、漢、唐、宋、明、清、以、漢、唐、宋、明、清、得、漢、唐、宋、明、清、與、漢、唐、宋、明、清、度、漢、唐、宋、明、清、爾、漢、唐、宋、明、清、力、漢、唐、宋、明、清、爭、漢、唐、宋、明、清、百、漢、唐、宋、明、清、兒、漢、唐、宋、明、清、四、漢、唐、宋、明、清、（波斯）之地、則亦有足以制、漢、唐、宋、明、清、鄂、漢、唐、宋、明、清、羅、漢、唐、宋、明、清、者。若夫李管沾染、於回疆羅馬之法者、則神州之外、獨有清、是以與神州相爲犄角者清也。」

是れ豈、日、清、土三國同盟論にあらずや。何れの處にか、鎖國苟安の小規模あらん哉。又曰く、

「英雄之舉、必先大觀天下。通視萬世。而立一定不拔之長策。規模先定於內。然後外擊無窮之變。是以變生而不懼。事垂而不困。雖百折千難。而終歸於成功者。其所由、雖萬途。而其所趨、終始歸一。而未嘗有間斷也。」

當時烈公の天保改革は「修文尙武、敬神尊王」を最大主眼として、之を一藩に實行しぬ。而して此主義精神や、確乎不拔、終始を一貫し、所謂規模先つ内に定まり、外、無窮の變に應ずることを得。故に外交の事起るに當り、彼等は、以て當然の理勢なりとして怪まざりき。

政治的中
心點
志士ノ仰
所ノ北
斗星

西郷南州、曾て水戸を評して曰く「流石は水滸なり。余の水戸邸に至り諸名士を訪問するや、藤田に面するも、戸田に面するも、將た原田に接するも、其答ふる所、歸一にして、恰も同心一軌の感なき能はざりし」と。他無し其方針の一定せるのみ。確乎不拔の長策ありしのみ。即ち外交問題起るに方り、水戸が、隱然天下に率先して以て政治的中心點と爲りしものは、怪むを須みず。而して東湖の意見政策は、列藩志士が仰く所の北辰なりき。而して、東湖は、如何なる主義政策を以て、天下の大勢に應せんとしたる乎。如何なる題目を以て天下の人心を鼓舞したる乎。

(註) 嘉永癸丑ノ冬、烈公ノ詠メタル歌ニ曰ク

三十年の先よりおもふあやうさを
今はうつゝいに見る世なりけり。

◎又甲寅ノ歲公ハ幕府御勘定奉行御繼掛松平河内守ニ下サレタル御色紙ニ左ノ歌ヲ書シテ賜ヘキ。

精進を早く造りて我乗を

神の御國の守りならまし、

◎レザノット我國情如何ヲ察セズ、一向其任ニ堪ヘズト爲シ、憤懣ノ極、歸途ニシテ自殺ス。ゴローリヤンガ「道厄日本記事」ニレザノット騎儼ヲ以テ使節ノ命ヲ辱メタリトアルハ、誤謬ナリ。

時艱ニシ
テ偉人ヲ
憶フ

烈公ヲ起
シテ方策
ヲ開カン
ト欲ス

第四

阿部勢州と烈公

時艱にして、偉人を憶はざるを得ず。外交の問題は、實に幕府存亡の問題也。神州存亡の問題也。萬國と和して、國を開くも、以て大經綸無かるべからず。列國を敵として港を鎖すも以て大策無かるべからず。彼の脅迫を受け、其言ふかまに々々、國を開かん乎、則ち六十餘州の國論、沸騰して、幕府は之を制すべからず。之に反して、漫然、彼を拒絶し、鎖國主義を貫かん乎、則ち此帝國の存亡未だ測るべからざる也。是れ實に、幕府の政治家が、決せんと欲して決すると能はず、斷すべくして斷すると肯てせず、曩に謀叛人と、して待遇したりし烈公を起し、其方策を問んと欲したる所以也。

嘉永癸丑ベルリの來るや、幕府をして、晴天落雷の想を爲さしぬ。鎖國主義を墨守して、宇内の大勢を識らざる幕吏は、惘然として一驚を喫しぬ。彼を知らざれば、以て方策の施すべき莫し。阿部は、太平の宰相としては、以て司馬君實たるの風ありしと雖、天下の大節に臨みて、天下の大事を辨するが如き、其長技に非ず。彼は早くも、危機の逼るとを悟

り、烈公に頼て以て爲す所あらんと欲し、其意見を問はれぬ。(米繼碇泊中一日烈公、其子八郎麻呂に山國共昌を附添へられ、纒か一隻の船にて見分に遣されたり、外船間近く漕寄船を漕廻見分したるに、彼船にても大に之を恠み砲を差向けたりとぞ)『唱義見聞録』に當時の模様を叙して曰く、

「嘉永癸丑、六月三日、墨夷浦賀に渡來しけるとき、府下の騷動言語に絶せり。御城中、評定日夜有けれども一決せず。八日夕方阿部伊勢守、駒込御屋敷へ御賢慮伺に被遣候由、早馬にて御使番ゆき、夜六ツ半頃、阿部閣老公へ御目通御相談申上げる處、公御答に我等は敗軍の將にて中々廟堂の政に關り候身にあらざと被仰候よし。阿部閣老、此度の儀に御座候間、是非御賢慮を伺參候様今日出仕の面々より申候。是非打拂可申候哉。如何可仕候やと申上候處、交易又相親候事は、以ての外の事なり。四月五日に、彼等亂妨致したる節、何故打拂不申候哉。また打拂候ども其用意有之候哉と大に御叱有之。是迄は御慶高にて、御側用人小姓共の耳に入候處、是より御用談に相成候間、少しも御小姓衆の耳にいらす。

老公の御趣意は、但簡樸の事にて打拂候も、先づ第一に饑饉無之、兵糧無之候間、此度は書翰を請取來春參候様申

阿部烈公
ヲ訪フ

七橋ホド
御湯濱

諭し、其間に用意致し候御謀に奉存候。其夜四ツ半頃に及び、阿部閣老、湯濱を乞はれ候に付、御賄方より湯濱を差出したるに七橋(一説に、八橋とも云ふ)かへられ、老公の前に出、私儀、今朝より食事不仕候、只今御賢慮を承候て、安堵仕七橋ほど、御湯濱頂戴仕候と被申退出。明け七ツ前に相成候との事なり。九日今日、上使内々駒込屋敷へ參、公切捧墨塗の駕籠にて、平川口より御登營有り。」

當日、阿部は、貿易上已むべからざる箇條を烈公に示され、其意見を問はれしに、公、翌九日の晩景に及びて、悉く註を其書に付し、十日之に返しぬ。所謂「十條五事」と稱するもの、是れなり。其中に云ふあり。

「八日にも御話申候如く、太平打續き候得は、當世態にては戦は難く、和は易く候得は、戦に御決しに相成り、天下一統、戦を覺悟致し候上にて、和に相成候得は、夫程の事はなく、和を主とあそばし方々一、戦に相成候節は、當時之有様にては、如何共被遊様無之候得は、去る八日、御話し申候海防掛りの極密に被成、於公邊も、此度は實に御打拂の恩食にて御號令に致度、臍下に和の一字有之候得は、又自然と他へ洩れ聞へ候故、

十條五事

和ノ一事
ハ一切不
認

拙策御用ひに相成り候とも候は、和の一字は封し候て、海防掛り而巳の預りに致度と
に候、右故、本文にも和の事は一切不認候。」

亦以て烈公が、攘夷政策の真意を知るべし。而して阿部が、明春を待て答へんとて、米糧
を遣り歸したるは、蓋し公の策を用ひたるならんか。

同十三日、阿部は、川路、筒井と共に駒込邸に至り、また公を訪ひしに。此時、公は、阿
部に初代明珍具足一領を呈し、甲冑の中に公の自詠あり。

さきかけてちるてふものは武夫の

にはへるうちの花にそ有ける

また川路に、自製紅葉作の陣刀を賜へ、縁に尊王攘夷とあり、添ふるに左の歌を以てす。

龍田川なかれにうかふもみち葉は

散らねはいかて人のめつべき

筒井は、老人なりしを以て、短刀を賜へ、左の歌を添へぬ。

うのはなはよしやちるとも杜鵑

女をばくもみにあけしとをもへば

阿部マダ
烈公ヲ訪
フ

當時又孔明三顧の圖三枚つゝきの錦繪出つ孔明は老公、玄徳、關羽、張飛は、阿部川路筒井
三公也、當時、江戸の社會は、只今まで左程烈公を賞せざりしものも、皆目を刮り、湯屋
髪結床までが、「水戸様」水戸様」と評判しけりとなん。

水戸前中納言殿

七月三日、阿部より、御目附衆に仰渡されたること、左の如し
海岸防禦船の儀に付、此節の御用も有之候間、以來暫の内、隔日程にも御登城可被成候御隠居以後の御事に付、御表
通りに不及、平川口より御登城御風呂屋口より御兩階御控所より御通可被成候。右の通、水戸前中納言殿へ可被申
上候。

右之通相違候間可被得御意候。

公には、其平生に蘊蓄せる經驗を實行せんと欲し、爾後、隔日登營して衆議を聞かれ、曾
て躬親しく裁して鑄造せられたる加納砲の毎日卦交を彫刻せるもの、七拾四門を獻せら
れ、又洋圖に依て模様ありし軍艦形を利根川より江戸に運送し、以て將軍の台覽に供せ
られたるが如き、其愛國の至誠を表せられたるもの、一にして足らざりき。而してペルリ
の再航するに及び、未だ全く成るに及ばざる臺場に据付たる大砲は、全く侯家の獻せられ
たる七拾四門の砲と、榊原侯の獻せられたる臼砲數門の外は、砲と稱すべきものなかりき

加納砲七
拾四門ヲ
獻セラル

志士弊政
ニ他

と。
 天下の士氣人心は、二百年の太平に麻痺せりと雖、有志の士は、幕府の弊政に倦み、其内外に對する姑息手段に満足せず。故に烈公の起て幕議に參するや、海内喁喁として領を延べ、以て一新の政あらんとを翹望しぬ。然るに、烈公の意見は、幕府の積弊を打破し、内、國本を固うし、外、列國の大勢に應せんとするに在るを以て、幕府の苟安一時を彌縫するものと相一致する能はず、反對派は、幕閣の内外に滿ちぬ、内藤駿河守、密に彦根侯をして、溜間の諸侯を煽動せしめ、阿濃津侯も亦之と相應し、烈公及び阿部を除かんとし、御側本郷丹後守に由て、書を將軍に呈せんと謀りぬ。然るに、本郷丹後、心を烈公に屬し、誤るまねして、他の公文と共に之を阿部に送附しければ、事破れぬ。阿部は、一見大に驚き、事の激發せんとを恐れ、秘して出さざりしと云ふ。亦以て守舊苟安派の改革に反對する陰謀如何を察すべし。

阿部は、内外の政策に就て、公の如く鋭進ならざりき。而かも意見の衝突も亦少なしと爲さるも、烈公に由るにあらざれば、以て斯難局を擔當する能はざるを知りければ、内外の事、一として公の協賛を待たざるなかりき。但し阿部は、悉く烈公の意見を用ゆると

能はず、成るべく改革派(烈公)の主義と、守舊派の主義との調和を謀り、以て内外に處せんとするに在りき。故を以て其舉措、統一を欠き、動もすれば、左支右吾、一方は、改革派の迫る所と爲り、一方は、守舊派の脅す所と爲るを免れざりき。安政甲寅、ペルリの再航するに當り、阿部の意見は、公の意見と同一にして、寧ろ其開港を延期せんとするに在りしと雖、勢の迫る所と爲り、終に假條約を締結せざるを得ざるに至りしか如き、公の不滿とする所なりき。

公は、其意見、苟安派の沮む所と爲り、幕府の、政策、統一を欠き、苟安無事、一時を彌縫するに過ぎざるより、終に登城の上、海防の事務を解かんとを乞ひ、復登營せざりき。但し公は登營せずと雖、天下の人望、公の一身に集るを以て、幕府は、人心の我に背かんとを恐れ、斷然之を黜くると能はざりき。而かも、天下の志士、望を失せりと雖、猶公の聲望に由て以て國運挽回の機あらんとを待つか故に、公も亦退くと能はず。猶阿部と謀りて幕府の苟安派を一掃せんとせり。然るに、守舊苟安派は公の聲望威信、隱然天下の人心を支配するを以て、深く之を憚かり、關老伊州、及び松平和泉守等、東湖を除きて以て公の羽翼股肱を殺き、是より公及び阿部を黜け、堀田備州を擧て關老たらしめんと謀りぬ、

裏國ノ至

而して、兩田、地震に斃るゝに及びて、大勢一變し、公の言、一切用ゐられず。公は安政四年（丁巳）七月を以て其職を解きぬ。

蓋し阿部の、烈公と相結托したるは、權客の爲めにあらず。實に憂國の至衷よりして、公の聲望に藉り、力量に頼りて以て幕府の運命を扶持せんとするにありき。左れば阿部は終始善意を以て公に接し、其歡心を失うることを爲さざりき。是より先に、（嘉永癸丑）將軍家慶薨し、世子家定（温恭公）將軍と爲る。前將軍病革まるに臨みて「水戸中納言を起して、外事を擔當せしむべし」と遺言し。また曾て慶喜公を一橋家に養ひ其家を嗣かしめぬ。是れ阿部が、特に烈公と結托し、一は以て公の力に由て外交の事局を了し、一は以て後日慶喜公を立て、將軍と爲し、内、人心の一致、國論の統一を謀り、然して後、外、列國に處し、徳川の社稷をして磐石の安きに置かんとする深慮なりしなり。彼は、此計を實行するの手段として、外藩の雄鎮たる島津氏とも相結托しぬ。而して、島津氏の養女を將軍に納れたるものは、即ち彼の慶喜を世子と爲すの計あるに由れりと云ふ。

然れども、阿部は、政治家として善く人言を容るゝの雅量ありしと雖、一世を把持するの腕力と幕閣を統一するの威望とに乏かりき。故に阿部は、或る點までは、公の言を容るゝ

阿部ノ後ハ阿部無シ

も之を實行するに能はず。幕府舊制の一變せざるべからざるを知るも、反對派を鎮壓するに能はず。憂心仲々、事志と違ひ、晝夜醇酒を飲み、己の生命を促すに至りぬ。其志も亦悲むに堪たり。

此際於る、東湖の所論は、最も觀察せざるべからず。何となれば、烈公の政策は、即ち東湖の意見に外ならずして、其尊攘の大運動の原動力たるは、實に此に在れば也。

（註） 米國水師提督ヘルリノ始メテ浦賀ニ來ルニ先チ、家慶將軍、強ク暑ニ中リ、衆醫手ヲ盡シタレバ、追日疲勞シ、自ラ起テ「能ハサルヲ知リシガ、押シテ老中ニ接シテ曰ク『今回ノ事ハ、開關以來ノ一大變ニシテ、憂慮ニ耐ヘズ。然ルニ不幸大病ニ侵サレ、如何ニスルコト能ハズ、就テハ、水戸隱居ハ、年來海外ノ事ニ苦慮シ、見ル所アルベクレバ、予ガ死後、外交處置ハ、宜シク隱居ニ謀テ所置アルベシ』ト。其夜、餓ニ米艦内海ニ入りタルヲ聞キ、深更、密直御役ヨリ「唯今阿部伊勢登城、引續キ、唯今牧野備後」ト上申スルヲ「直チニ此ニ呼ベ」ト言ナカラ、肩衣キヤト呼求メヌ。此時、將軍、林巳ニ渡レ、神巳ニ困シテ、漸ク恍惚タラシカレ、猶扶ケラレテ、強テ端坐シ、肩衣ヲ着テ老中ヲ召シ、其言ヲ所テ開カントセシニ、米艦復外海ニ出タルノ再報ヲ得、兩老賜ヲ請フニ及ハズシテ退キ、將軍翌日休息ノ室ニ薨セラレタリ（休息所ハ所謂路殿便殿ノ類ニテ、老中ト雖、入ルヲ得ベカラズ、又肩衣ヲ着サレバ、病中ト雖、老中ニ接スルコト能ハズト云フ）是レ阿部ガ、遺命ヲ奉シテ、烈公ヲ起シタル所以也。

◎米船ノ浦賀ニ入ルヤ、當時、阿部勢州、左ノ歐ヲ詠シテ、志ヲ達セヌ。
此頃浦賀下田大島あたりへ異國舟ともいすくみえ待るよし聞えければ

まこさなきえみしの舟を浦安の
 はやきおきてにうちかへまなん
 ひさすちのやたけ心のさいきなば
 ふたひこいに舟はよりこし
 ねてはさめさめては思ふこと國の
 こさうき舟のよるべいかにさ

烈公ノ返歌ニ曰ク、

ものいふの道しさいのふものならば
 ねてもさめてもなにかうれへん

◎阿部ハ、備後福山ノ城主。十方石ノ諸侯ニシテ徳川譜代ノ家ヨリ。文政二年(十一月十六日)江戸ノ藩邸ニ
 生レ、天保七年、兄ノ養子ト爲リテ家督ヲ繼ギ、同九年御参差番ニ擧ケラレ、同十一年寺社奉行ヲ兼任シ、
 同十四年間老ニ任セラル。時ニ年二十五。安政四年卒ス。年三十九。

第五

尊王

尊王ハ活
ケル一大
題目

尊王は、彼か家の活ける一大題目也。威公よりして、西山公、西山公よりして烈公。たゞ
 一以て之を貫く「尊王」の道のみ。幽谷よりして東湖。東湖は實に嘉永安政時代に於る尊

王主義の代表者なりき。

覇府全盛の時に當り、伯夷傳を讀て感激し、修史の志を立てたる西山公は、尊王主義に於
 る徳川氏劈頭の豫言者たりき。其自ら號して梅里先生と曰ひ、又西山隱士と曰ふもの、私
 に希ふ所有り、獨り兄弟相讓るの美を取るのみならずき。「嗚呼忠臣楠子之墓」の一碑、
 是れ豈風教を万世に扶持し、尊王的主義を、現實に表彰したるものならずや。東湖、曾て
 曰く、

天欲振斯文。生我西山君。彰考正史就。尊攘大義伸。亂賊以寒膽。隱然念彝倫。
 英靈今尙在。愚臣復何陳。

西山公の志は、蓋し後世に待つ所有りき。而して烈公に至り、始めて尊王の大主義を發揮
 し、天下を震撼し、人心を洗發するの一大原動力とは爲りぬ。

幽谷曰く「赫赫日本、自皇祖開國、父天母地、聖子神孫、世繼明德、以照臨四海。四
 海之内、尊之曰天皇。八洲之廣、兆民之衆、雖有絶倫之力、高世之智。自古至今未
 嘗一日有庶姓好天位者也。君臣之名、上下之名、正且嚴、猶天地不可易也。是以
 皇統之悠遠、國祚之長久、舟車所通、人力所通、殊庭絕域、未有如我邦也。豈不

尊王主義
ノ代表者

尊攘大義
伸

一大原動
力

櫻進主義
ノ尊王論

偉哉」と。而して幽谷は、幕府の王と稱すべからざるを論ぜり。然れども、幽谷は、或る點より云へば、高山、蒲生よりも櫻進主義の尊王論者なりき。幽谷は、勿論、皇室を以て國家の中心と爲すの本旨なりと雖、而かも幕府を輔け、之をして尊王の實を挙げしめんとせり。故に曰く「幕府、皇室を尊ぶときは、則ち諸侯、幕府を敬し、諸侯、幕府を敬するときは、則ち卿大夫も亦諸侯を敬せん」と。東湖の意見も幽谷と同一なりしと疑ふべくもあらず。

淺見綱齋
ニ非ズ

東湖は、「靖獻遺言」を著し、其足、關東を踏まず、時ありて機を得れば、義兵を揚て王室を佐くべしと公言し、坐上に四尺の大段半を横へ、赤銅刀腰の両面に「赤心報國」の四字を刻み「菊水之放天誅惟揚、櫻井之書世綱以光」と悲歌したる革命的豫言者淺見綱齋に非ず。山崎闇齋の神道。淺見綱齋の名分。由井正雪の韜略。を以て、堂上に説き、王政復古を企てたる、革命的謀略家竹内式部に非ず。「柳子新論」を著し、今や、國其君を二にす、故に謀を出す者、依違定むる能はず、事に臨む者、茫洋決する能はず、仁何に由てか施さん、忠何に由てか致さん」と、痛論し、終に風雲を盪起せんとし、「亂を好み時を窺ふもの」として、斬罪に處せられたる革命的煽揚家、山縣大貳に非ず。また、七尺の身、

竹内式部
ニ非ズ

山縣大貳
ニ非ズ

高山正之
ニアラズ

三尺の劍、天下を漫遊して、同志を求め、さか山に紙旗を挿立てん、千人の義兵あらば、堅子を倒すは眼前に在り」と踊躍し、「誰識風流滿眼世。汝家赤壁畫周郎。」と贊せられたる革命的遊説家、高山正之に非ず。東湖は、經世的眼光を以て、尊王を主張す。故に理勢を顧みず、其結果如何に顧着せずして、極端的に奮進する如き、其爲さるる所。東湖は、幕府をして尊王の實を挙げしめんとせり。然れども倒幕的尊王を主とせず。否、倒幕的尊王を主とし、復古的革命を激發するは、寧ろ彼の避くる所なりし也。是れ徳川の親藩たる水戸家の位置と、彼の如き經世家の位置よりすれば、自ら然らざるを得ざるものなきに非ず。

倒幕的尊
王ヲ主ト
セズ

幕府自滅
ノ道

烈公は、皇室に對して、終始尊敬の實を表し、實に諸侯に率先して尊王主義の模範と爲りぬ。而して幕府をして尊王の實を挙げしめんとせり。其意、以爲らく、幕府にして、尊王の實を挙げざれば、則ち諸侯藉て以て幕府を責むるあるも、幕府之を辭する能はざるべし。是れ幕府自滅の道にして、今日に處するの策にあらず。故に幕府をして自ら尊王の實を挙げ、其威信を保たしめんとするは公の本志なりし也。左れば、公が、尊王の爲に幕府に忠言する所のもの、一にして足らざりき。東湖之を記して曰く、

「公嘗觀山陵之死、圖其修覆。而欲先修其功、以序及他陵。因下野處土藩生君職所著山陵志、而辨其方位及遠近高低、通桑原信敬、祇役於京師、躬至敵傍陵、或詢之於土人、或參之舊記、以具原篤信之說、爲可據。始辨山陵志之謬。蓋篤信之時、山陵雖廢、其址猶存。至於君職之時、其址亦亡。所以有是謬。信敬筆其說、爲一卷、因彪上之。時公既建幕府、至是屢促之。其說以爲自神武天皇辛酉元年、至今二千四百九十餘年。近年庚子之歲、將盈二千五百、宜及斯時、修其山陵、以明忠孝於天下。今議者或謂、尊天朝、則幕府失威、惡是何言也。山陵荒廢日久、天下忠義士、孰不欲培二塚、報國恩、而不能爲者、懼幕府也。万一不軌之民、或唱三福、首修山陵、以義唱於天下、則豈非幕府之大耻耶。然則尊天朝者、所以明忠孝、以絕非望之念。天下人民、將益服幕府之義、而何失威之有。幕府遂不能用公之說。居數年、太上天皇崩。公聞之、又建葬祭之議於幕府。又寄書諫於關白藤公。藤公深感公之忠誠、蓋入之夜之覽云。藤公以爲、葬祭之禮、雖通復古。至於廢、則不可不奉也。乃議之於關東、又使公贊成之。幕府不敢違。遂奉日光格天皇。亡幾泉涌寺災、公欲因以廢佛刹、清其地。又謀於關老與藤公。事遂不果。公之斯舉、皆出於忠孝之誠、而自其居者、觀之、則益思焉。」

知るべし、烈公の本旨も、東湖の真意も、幕府をして、感悟する所あり、尊王の實を舉げしめ、天下の望に副はしめんとするにあることを。而して幕府贖贖、二百年太平文弱の時代を以て、猶慶長元和の強盛時代と看做し、公の忠言を容れさりき。是れ其癸丑甲寅以降、天下の志士をして尊王を大呼せしめ、風雲革命の健兒たる吉田松陰をして安政五年、井伊直弼が大獄を興せる後に於て「幕府より何程逆儀を奮ひ悖逆の處置ありとも、御願着

なく、後鳥羽、後醍醐兩天皇を目的として、御覺悟定められれば、正成、義貞、高德、武重の如き者、累々繼出んは必然なり」と絶叫せしめたる所以。他無し、幕府の自ら招く所なるのみ。

公の皇室に於る、其大節、日月と光を争ふに足る者あり。公毎年正月元日の曉天には、敷物を御殿の前なる廣庭に設け、齋明盛服、天闕に向て遙拜し給ひ、或は勅使、礪川邸に下向のとき、時刻を移さず、自ら勅使の旅館に至りて、其辱なきを述べ給ひしか如き。其誠意を皇室に表するもの、至れり盡せり。公嘗て歌有り曰く、

大君につかへさくくるわかこころ

みやこのそらにゆかぬ日ぞなき

甲寅四月内裡炎上後、公は行宮狹隘なるを思ひ、此歲十一月關白藤司政通に依り、手製の琵琶一面を獻し給ひぬ。其表に曰く、

「今茲甲寅之夏、皇宮罹災、駐蹕於外、亡幾朝、泊攝津之浪華浦、淹留旬餘。畿内雖然。臣等仰想行宮狹隘無以慰宸衷、俯慨輿儀未備、仲夏感、屢陳鄙見於征夷府、而才疎論迂、未嘗用舍何如也。齊昭頃獲華欄材、長三尺許、手製琵琶一面。竊謂方皇宮之災、雅樂寶器得無爲有耶。乃因關白政通、獻之行宮。豈敢望補寶器之闕乎。万機之暇、或命侍臣、彈還城之樂、歌太平之頌、万歲洋洋乎盈耳。即內以舒宸衷、外以鎮妖

邪、此器與有榮焉。臣竊爲天下觀之。」

嘉永七年冬十一月之吉

橋中納言從三位源朝臣 齊昭 謹識

尊王の義を表するもの、此の如し。而かも公は、倒幕的尊王を主とするにあらざる。否幕府を輔け、之をして尊王の實を舉げしめんとするの意見なりしなり。然りと雖、甲寅以來、公の意見、常に幕府の用うる所と爲らず。是れ其「屢陳鄙見於征夷府、而才疎論迂、未審用捨何如也」と云ふ所以。決して幕府を以て、輔くべからずと斷念せしにはあらざる也。

東湖は、固より倒幕的尊王を主とせざるに係らず、最後に於て、(外交の事起りしより)幕府政治と、朝廷政治と兩立すべからざることを看破せり。東湖は、固より幕府を奉して、尊王の實を舉げしめんと欲したるに係らず、幕府の權裂け威衰へ、内、六十餘州を統一し、外、列國と對峙するの能力無きを看破せり。東湖は固より倒幕復古を主張せざるに係らず、國民的統一の必要と同時に、政權統一の必要を認識せり。東湖は、固より朝廷を奉し、一舉して三百諸侯を王權の下に打破すべしとは言はざるに係らず、政權統一の中心點は、皇室にあらざるべからざるを認識せり。尊王の二字は、意義簡單なりと雖、經世家に於て

政權統一ノ中心點

始メヨリ
終リマテ
倒幕的尊
王家ニア
ラズ

は、勢を審にし、數を揣り、時の宜きに從て、之に處せざるを得ず。故に同しく尊王と雖、皇室を奉して、幕府を輔け、以て尊王の實を舉ぐるは、是れ其意義簡單ならざる處。東湖の理想は、猶一步を進めたるも、彼が當時の理勢より、水戸家の位置より、彼自身の立脚地よりして舉國一致、公武合幹、皇室を奉して幕府を輔くるてふ尊王主義を執りたるは、已むを得ざる所也。

東湖は、政權統一の中心點は、皇室たらざるべからざるを認識したるに係らず、初めより終に至るまで倒幕的尊王家たらざりき。東湖は、出來得る限りは、幕府をして尊王の實を舉げしめんとせり。朝幕をして協同一致して國民統一、政權統一の實を舉げしめんとせり。然れども、東湖は、國權の幕府に由て伸ぶべからざるを視、國體の幕府に由て保つべからざるを視、人心の幕府に由て繫くべからざるを視るや、實力ある雄藩と相結托し、斷然天子を奉して以て尊王の大義を明にし、幕府をして之に從はしめんとせり。而かも猶倒幕を以て最後の目的と爲さざりき。たいそれ幕府は、開港の一方に走りて尊王の道を失せしより、天下の志士をして、袂を奮て起ち、劍を撫して大息し、終に倒幕的尊王を絶叫せしむるに至りぬ。幕府の倒れたるは、勢のみ。

時勢ノ潮
流ト活機
ノ變轉

蓋し、天子をして、親政の實を擧げしめんとするは、是れ西山公以來、幽谷の主唱する所。烈公、及び東湖の理想も亦此に在りしこと、疑ふべくもあらず。彼等は、結局、此理想の實行せらるべきを認識せり。但し是れとても幕府をして、皇室の下に服従せしめんとするに在りて、必ずしも之を倒すの意とてはあらず。然れども、時勢の潮流と、活機ノ變轉とは、此帝國をして統一の目的に向て進ましめずんば、則ち止まず。是れ其東湖が主張したる尊王的輔幕主義の一轉して尊王的倒幕と爲りたる所以。豈怪むに足らん哉。

第六

攘夷

攘夷も亦彼か家の活ける一大題目也。彼が、天保壬辰の作に曰く「元和建豪霸圖雄。赫赫威靈照海東。遺訓曾存尊攘義。僻陬尙仰廓清功。明時未必無憂患。大道從來貴變通。直須作興天下氣。一新復見參河風。」と。亦以て攘夷は、彼か家の遺訓なるを見るべし。東湖、年十九のとき、英船の常陸海に出没し、大津濱に上陸するや、父幽谷は、東湖をして、外人を責め、其辭不禮なれば、之を斬りて、外艦を焚き、以て攘夷の先鞭たらしめんとせしか如き是也。

とせしか如き是也。

攘夷とは何そや。我國權を凌ぎ、我國土を侵すものに對して、之に反抗するの精神是也。國として寰宇の上に建つ、此精神無くは、則ち其國必ず亡ひざるは莫し。然りと雖、王道衰へて、尊王の論起ると同じく、攘夷の論興るは、國權の屈する時に在り。故に攘夷論は慶長元和の時代に起らずして、嘉永安政の間に起りぬ。攘夷論の起る、必ずしも國家の慶にはあらず。たい之を唱へて以て社會の惰眠を破り、天下の士氣を興さずんば則ち誰か亦國權の屈辱に對して奮起するものあらん哉。之を唱ふるものは、國家の元氣也。而して東湖は、攘夷の鼓吹者也、主唱者也。

蓋し癸丑甲寅の際、我國人をして、攘夷論を唱へしめたる者は、東湖の主唱、與りて力ありと雖、彼の歐洲諸國の言動、自ら招きたるものなきに非ず。歐洲諸國は、武力を以て、宗教を以て、貿易を以て、他國を蠶食するの術に長じ、利の在る所は、足跡之に従はざるなく、一千五百十一年、葡萄牙人印度のゴアを取りて東洋貿易の中心點とせしより、マラツカを取り、尋て暹羅、東埔寨に至り、支那の南岸に至り、我日本に至り、終に島原の變ありしが如き、西班牙は、一千五百四十年代、墨是哥を經略し、是より呂宋群島を占領し、

是より日本に至りしか如き、彼等は、人の國を取ると、囊中の物を探るか如く、其我國に對しても、隙あれば、之に乗せんとするの野心ありき。家光將軍の鎖國政略は、此野心を制せんか爲めにして、我東邦人は、彼諸國を以て、文明の邦國とは看做さざりしなり、而して英國が、一千五百九十一年、東印度と通商せしより、漸次に之を蠶食し、葡、西、蘭の諸國に代りて世界に於る航海通商の權を握り、瓜哇を取り、新嘉坡を取り、支那を脅して日本に至りしか如き、露國が、一千五百年代高加索部の兵、ウラル山脈を越えて西伯利亞の西部に出てしより、漸次に東察加より千島を蠶食し、黒龍江一帶の地を掠り、また樺太を侵奪せるか如き、皆我東邦人をして、侵奪の邦國たるを認識せしめたる所以。また我國人をして攘夷的精神を發揮せしめたる所以なりしなり。米國の如きは、此例外なりと雖、其東洋諸國に對するや、一意に野蠻國を以て之に對するの舉動ありしは、疑ふべくもあらざりき。

二百年來、外交を鎖したる日本人が、歐米諸國の一大進歩せる實勢を知らず、一意に之を蠻夷戎狄視したると、また歐米諸國が、東洋に特殊の文明を保持せる君子國あることを知らずして、之を亞非利加の諸島、若くは南米、南洋に於る野蠻國と同一視し、其舉動、傲慢

無禮なりしとは、是れ實に彼我の感情的衝突を起したる所以。當時に於て、我國人が、攘夷的精神を發揮したるも亦怪むに足らざる也。况んや、我國の攘夷的精神は、一意に國權を保持せんとする觀念に過ぎざるに於てをや、又况んや此觀念の磅礴する所、帝國統一の基と爲り、以て世界に對峙するに至りたるに於てをや。

幽谷は、天下の憂に先ちて憂ふるの士。夙に攘夷の精神を鼓舞して、二百年太平の長眠を破らんとせり。幽谷は、文政年間英船の浦賀に來るを聞き、我外交の局面一變せざるべからざるを知り、此帝國の之に處する所以の策を講しぬ。而して文政癸未六月二十九日、左の封事を哀公に上れり。

天地の大變
 社稷の大計

乍悉申上候。英國船之事、實に天地之大變。其禍一朝一夕之故には無之候。當分こそ先づ無事の跡に相見へ候へ共、其禍論之發し候事運も却て不可救の勢に難成可申哉。日夜切斷不埒憤懣奉在候。世俗は交易船、或は漁獵船杯申ふらし候へ共、是は全く治亂之跡を識る者に非ず。古人の所謂非愚則諛と申ものに御坐候間、愚談の言は一由不足論候。開關以來神州安危の機實に今日に在候へは、乍悉君上三藩之御大任は不及申上、東照宮の神孫に被爲入候へは、何ぞぞ非常之御雄斷を以て大東の御儲撫且は社稷の大計を御決斷遊候様仕度奉希候。

一、英船捕鯨之事、海上の漁民見聞相違も無之候處萬里の滄溟をわたり、捕魚の役にのみ此に到る管無之次第は、少しく了簡有之ものは最早心付申候事に御坐候。古より異域之戰爭は糧食不繼に苦候故、水久の謀には屯田を以て、其策を仕候事に御坐候。異人共此勸進大の謀慮も有之、一旦に事なきも不申候間、捕鯨の役は即ち屯田の意味と推察仕

不戰而取
人國

蒙古ヨリ
百倍

候。況や鯨船の外洋中に扣居候數艘の軍船は、一船に大銃十二間つゝ仕懸け置候由相聞へ申候。決而油断は相成不申候。

一、交易船と申候も、異人の謀、百戰百勝より不戰而取人國候を第一と仕候故、まづ交易より取入候事、西洋諸國皆々此術を用ひ來候。伊斯坦布利亞の呂宋を取、和蘭の瓜哇を取候事其初はみな交易より入込居候而其國の處に乗

一、昔豐太閤朝鮮の軍有之已前、彼國にては白虹貫日本白經天の類、歳として無之はなく候へ共、人々常事といたし、東海の魚産於四海など、其他變怪あけて離記候へ共、時の人不能察候而禍變の後、心付候事、懸念録中に見へ申候。近年已來本邦の天災地妖、一々ぞ、盡つた、就中北海魚類、海豹等、東南海上に移り來候事十數年前より有

一、昔弘安年中、蒙古大舉來寇の禍、其時人は大變といたし候へ共、天祖照臨の國家、神明の助けも有之、殊更鎌倉の處置、大將も宜候故、海内の勇武を奮ひ、賊艦十萬の兵を破り、天下後世西土の人をして神州、來寇の念を絶せしめ候事、千古の快に御座候。只今異國船きたる事無之候に候へ共、實は其初蒙古ヨリ百倍仕候事に御座候。

聖古強大、高麗の先導も御座候へ共、其時海路をも不諳熟候て、舟師不得手に有之、其上所欲は、たゞ我國を朝貢せしめ候と申名を求候而不獲候より起り候。一旦の禍にて永世の患には無御座候。只今の異國船は、彼志始終は我土地人民を專にして、我風俗を變して彼十字教を奉せしめ候様に到り不申候而は、止み不申事指見候、然は神州の大敵に御座候。海路は其熟する所、舟師は其所長、其人上下同心生死を共にして離畔の事無之。文武並用威恩兼施、手段中々尋常の夷狄とは同日之談に無之。弘安の時は、天下の武士儉約を專とし、軍用を備へ、朝廷にては天神地祇へ禱祀を行はれ給ひ、御賀の宴杯も停め給ひ、太上皇親ら石清水に詣給ひ、御身を以て國難に代せ給ひ度旨御願文を伊勢の大神宮へ納させ給ふ程の御事に候へは、神風も吹候て賊船を破候事に御座候。只今は人心誠少く、武士宴安に溺れ、修禊を事として軍事を怠り、廟堂の上にては、庸人愚談の說、弘安の百分一ほどにも警戒の御沙汰無之、賊艦海上に徜徉、岸を距る事甚近く、潛寄せ、我處置を候へ候ては拒寇の備無之たまへ海邊へ人數を發候ても、文具のみにて候間、一旦事あるに及候は、防戦にも不及、器械平常悉く爲敵奪去候事眼前に御座候とて有志の士は長大息仕候事に御座候。

拒寇ノ備
無之

天下ノ御
武威御顯
被遊

一、來々年、日光御社參之儀被仰出候處、間も無之四の丸御番所之變事、神祖の御誓戒御深切なる御事歎と奉恐察候。平生無事の時にても國家の費、人民の勞、當世にては容易の御事には無御座候、去年已來、異國寇害の初、此御沙汰御坐候事奸諛の臣、太平を粉飾して、己が功に仕候者有之、其建議より起候事歎と奉存候。何卒君上御建議被遊候て、御社參を御停被遊右御入用の分を以て、悉く異賊防禦の御手當て被遊、天下の御武威を御顯被遊候は、東照宮の神慮さそく御滿悦被遊候て、御社參よりは幾倍の御大孝と可罷成奉存候。此議、御家より御發被遊候は、天下の御忠功第一と奉存候。

一、當時御國中愚俗之輩說には、異國の兩船二三艘相見候とて、武器を海濱へ發被遊事不得候候、尊嚴被爲在候事

非常ノ御
雄斷

申傳候。是は全く謹言には可有之。萬一左様の事にては、泰二世の時、山東の兵起候を亂竊狗盜申候談に同じく、大に人心の意を相成、國家岌々乎と奉存候。一説には、異國人萬一致上陸候は、其節こそ御歸國の上御自身御下知可被遊官被仰候由、是は難有御儀に御座候得共、異賊上陸に相成候上にては、中々御歸國被遊候共、御間に合候可申候。且只今之姿にて上下解林仕居候ては、たゞ御直の御下知にても如何様も可遊方有之間敷候。願くは只今之内御歸國被遊候て、早速非常の御雄斷御發被遊候國の耳目を一統被遊候様仕度奉存候。乍去是迄之舊弊に御因循被遊候て、愚談の言を御悅、忠直の諫を御拒被遊候様にては、御歸國被遊候ても、徒に士民の煩を罷成候迄にて御無益の御事奉存候。何卒爲天下國家、御勅諭御決策被遊候様仕度。千萬奉至願候以上。

六月廿九日

臣一正拜上

亦以て幽谷が滿腔の熱血、沸騰點まで溢るゝ所あるを見るべし。

幽谷の高足たる會澤伯民も亦文政の際大勢に視て、幕府の舊制一變せざるべからざるを論じ、敵愾の精神を鼓舞して、以て列國の間に、獨立を全うせざるべからざるを論じぬ。其論中に云へるあり曰く、

『昔、東照宮之命武カ、所以建基業。而其愚弱天下、所以與天下休息。張而弛之者也。今、外夷日尋干戈、幸香併、進出並至、以類入邊境、其勢猶尾甲相之隣、濱松、固非得休息之時。則將安得弛而不張哉。故其所以建基業之意、可必法、而愚弱之跡、不可必泥、時勢之易見者也。』

伯民は、此帝國が列國競争の衝に立たざるべからざるを知り、幕府が、此大勢に應じて、長計を建てざるべからざるを知りぬ。而して伯民は「國粹」を論じ「形勢」を説き「虜情」

防禦ノ方
法

を審じ、「防禦」及び「長計」を講じぬ。其「防禦」に云ふあり、曰く、

『凡守國家、修兵備、和戰之策不可不定。二者未決、則天下汎汎然莫知所向。紀綱廢弛、上下偷安、而智者不能爲謀。勇者不能爲怒。日又一日、虛使廣謀、拱手待敗者、是皆坐於內險有所懼而不敢斷一故也。』

臣故曰、知戰之策、先決於內、斷然置天下於必死之地。然後防禦之策可得而施也。』

其防禦の方法として、伯民は、四大政綱を論ぜり、其一は、内政を革むるを謂ふ。其目、又四、士風を興し、奢靡を禁じ、方民を安んじ、賢才を擧ぐることは是なり。其二、軍制を革むるを謂ふ。其目三、冗兵を汰し、兵衆を増し、訓練を精くすることは是なり。其三、邦國を富ましむべき方策を謂ひ、其四、守備を強つべきを謂ふ。其目、五、屯田兵を設け、斥候を明にし、海軍を張り、火器を鍊り、資糧を貯ふことは是なり。此論や、今日より觀れば平凡にして奇とするに足らざれども、當時に在ては、一隻眼を具するものと謂ふべし。所謂「斷然置天下於必死之地、然後、防禦之策、可得而施也」とは、攘夷論の骨子にして、東湖が天保弘化の交に當り、一意、攘夷を唱へたるもの、其精神、蓋し亦之に外ならず。

置天下於
必死之地

米糧の浦賀に入るや、東湖は、人に語て曰く「六十餘州、士氣の萎靡せること、未だ今日

より甚しきは無し。米糧の來るや、僅僅二三隻に過ぎず（烈公の十條五事の中に云ふ「當時
太平游惰の風俗、外國より僅に數艘之船艦渡來にさへも人心致恐怖候間、彼に要せられ交
易を始め候様にては外國へ渡り遠習を施し候こと眞に坐上の空論に候」と）而して天下を
舉て、悻然として震動し、幕吏膽破れ魂奪はれ、指く所を知らず、此の如くにして、漫然
國を開かん乎、則ち彼の乘する所を爲らんも未だ知るべからざる也」と。而して、東湖は
此變を利用して以て一國の改革を謀らんとせり。當時、東湖が武田耕雲齋に與ふるの書有
り。

別啓、浦賀一件、歸宅の上、詳に承り候へ者、異人の無禮、慢侮、言語同斷、不堪切齒候。
何卒此上一同氣ゆる／＼不申、神國の正氣一新仕度事に御座候。國事は右一條にてよほ
と御とくに相成申候。追々美事可有之候間、御樂み御待可被成候。尤貴老御自分の事杯
は、却て右異船の爲に延引の姿、乍然、是も當月下旬、來月上旬迄には吉兆と卜筮致
候、委細相認度候得共、曉天燈下にて相認め、衆蚊如雷、草々閣筆以上、六月廿二日曉。
東湖は、外患の刺激に由て、幕府の積弊を力破し、攘夷の決心を以て、天下の士氣を鼓舞
し、自家の經綸を展べんとせし也。「一同氣ゆる／＼不申、神國の正氣一新仕度」と云ひ、

また「國事は右一條にてよほと御とくに相成申候」と云へるは其精神如何を窺ひ見るべ
し。
二百年積衰積弱の士風を革新し、之をして慶長元和の士風に復せしめんと欲す。豈尋常手
段の能く爲す所ならん哉。而して外難は、是れ對外的思想を發揮するの警鐘也。對外的思
想を發揮するは、是れ國民的精神を發揮するの基也。誠能く對外的思想國民的精神にし
て、發揮するに至らば、則ち始めて以て國民統一し、國家統一するを得べし。國民統一、
國家統一せざれば、以て万國と對峙すべからず。以て外寇に當るべからず。是れ東湖が、
攘夷てふ題目に由て以て天下の惰風を鞭撻し、幕府の弊政を刷新し、國防の經綸を建てん
としたる所以也。

如何にして攘夷を實行すべきか。全國無防禦なり。攘夷の決心ありと雖、安ぞ能く之を實
行するを得ん哉。故に東湖は主として武備を充實し、國防を完整し、兵制を革新し、先
づ國家として獨立すべき面目を保たしめんとせり。而して是れ、攘夷の題目を藉るにあら
ざれば、行ふべからず。他無し、當時の天下は、文弱氣死、之を鞭撻するも起たざる程の
域に達しつゝあれば也。若し夫れ、彼の脅迫を受けて、之に屈從せん乎、則ち全國は安政

淺人ノ妄測スルカ如キモノナラズ

對外問題ノ活用

の當時に開放せられ土地は歐米各國の所有する所と爲りしものあるべく。商權は、碧眼兒の左右する所と爲り。琉球、對馬の要區も亦彼等の據る所と爲りたらんも、未だ知るべからざる也。小は以て大に敵すべからず。弱は以て強に抗すべからずとし、徒に成敗利鈍に由て以て其自主の權を枉ぐるか如き、是れ亡國のみ。彼の朝鮮の如き、暹羅の如き、埃及の如き、是也。善く其大勢を審にし、利害得失を揣り、小、必ずしも大に屈せず、弱、必ずしも強に枉げざる、是れ經世家の深く苦心する所。後世淺人の必ずしも妄測するが如きものにあらざ。

當年の日本は、朝鮮にあらざ、暹羅にあらざ、埃及にあらざと雖、諸侯割據の日本也、四分五裂の封建時代也。堂堂統一的の日本に非ざる也。善く之を統一して以て列國に當り、獨立の面目を全うせんと欲す、たゞ其對外問題を活用し民心の歸一を謀るに在るのみ。而て攘夷は即ち對外問題の活用以外ならず。攘夷の活題目を以て、民心の歸一を謀り、國防の經綸を完成し、和戰兩様の準備を爲し、對外の策を決すること、東湖の主見なりき。徒に其砲聲銃響に戰きて以て國を開く是れ降るのみ。左れば、東湖が、參府して外交の議に與るや、自ら其抱負を述べ曰く、

かきくらすあめりか人に天日の

かゝやく邦の手ふりみせはや

自任ノ精神

與民致死果何人

寶刀難染洋夷血

東湖、か開鎖の間に處する自任の精神如何を見るべし。

米艦の去るや、露艦、また長崎に來りぬ。東湖、慨然詩を賦して曰く、

墨夷辭去僅三旬。鄂廣又窺西海濱。鑄銃造船常事耳。與民致死果何人。

其眼光の、鑄銃造船以上に注ぐ所あるを見るべし。

甲寅、米艦再航、幕府、終に其脅迫に屈して、箱館及び下田を開くことを約するや、東湖、又詩を賦して曰く、

白髮蒼顏万死餘。平生豪氣未全除。寶刀難染洋夷血。却憶常陽舊草廬。

激辯の語と云ふと雖、國權を保持するの精神、其中に存するを見るべし。

初め、阿部が、烈公の説を聽き、其外交に、平和的手段を執りたるは、即ち此外患を利用して、情風を鞭ち、弊政を革め、軍備を張り、以て對外政策の針路を確定せんと欲せし也。左れば、阿部たるもの、銳意熱心、日夜身を挺して改革の衝に當り、從容以て彼の來るを待つべきに、阿部は、米艦を遣り歸したる後、少しく心を兵備に留めたるも、英決雄

將來之長
策ヲ熟慮
スルニ遠
ナシ

斷、天下の人心を洗發するの施設無く、苟安彌縫、日又一歳、歲又一歳。米糧再び來るに及びて、惶惶狼狽、徒に彼に逼られて和親の條約を締結したるか如き、是れ烈公の大に心に慊たらざる所。而して此和親條約は、實際、將來の長策を熟慮するに遠なく、彼が望む所に從て、其禍を緩うせんとするの苟且策に出たりければ、却て幕府が、威信を中外に墜すこと、は爲りぬ。是れ東湖が、『寶刀難染洋夷血』の句を吟じ、漸く反對の方嚮を取るに至りたる所以也。

外情茫乎
トシテ濶
闊ノ如シ

天保、弘化に於る時代と、嘉永安政に於る時代とは、時勢異なるに隨て東湖が之に對する手段も變化無き能はざりき。天保弘化に於ては、彼の事情、茫乎として濃霧の如く、其邊海に出没するものは、全く是れ一二の外船のみにして、其國を代表せる船艦にあらざれば其之を打拂んと言ふもの、亦無理ならじ。然るに、嘉永安政に至りては、使節堂堂、船艦及び將士を率ゐて、通商を乞ふものたり。假へ其舉動は暴慢無禮に涉るあるも、直に之に對して無謀の攘夷を實行すべきに非ず。故に東湖は、先づ攘夷の決心を以て、士氣を鼓舞し、國防を完整し、以て彼に當らんとせり。東湖は、彼の脅迫を受け、其暴制に甘んじて、國を開く如き、國家の獨立に害あるとを看破せり。東湖は、我に一定の國是を立て、

進取的開
國論派ニ
屬ス

開鎖時の宜きに從ふを主とし、彼、若し我謝絶を聽かざれば、彼が攻撃に應ずるの大決心無かるべからざることを主張せり。人、其面に唾せられ、唯唯として之に従ふ、個人として、自主の人に非ず。國家も亦然り、其脅迫を蒙り、其侮辱を受けて、彼が要求に従ふか如きは、安ぞ之を獨立の國と稱することを得ん哉。攘夷也者は、獨立の元氣也。東湖が、攘夷を唱へたるは此獨立の元氣を發揮し、獨立國の面目を全うせんか爲めなりしのみ。要するに當時に於て、彼に脅迫せられて、國を開くものは、自屈の開國主義にして、受動的動作たるを免れず。之に反して、我に無禮を加ふれば、我之に抗して攘夷をも辭せず、時機を擇ひ我より進みて國を開かんとするか如きは、是れ進取的開國主義にして、主動的動作たり。東湖の意見は、即ち攘夷派たるに拘らず、正しく進取的開國論派に屬す。

(註)

松崎建齊(名ハ佐敏、字ハ建齊、初メ壯一郎ト稱シ、後蓋左衛門ト改ム、高松藩士) 東湖ト親善。一日建齊、東湖ヲ訪ヒ、大橋訥雅ノ「國怪謝安出レ山後。還無偉魯濟ニ蒼生」ノ詩ヲ讀ニシ、之ヲ出シテ東湖ニ示シ、暗ニ烈公ヲ諷シ、攘夷ノ策ヲ斷行センヲ陳セシニ、東湖笑テ曰ク「君輩、書ヲ讀ミ道ヲ學ブハ、何ノ爲メゾ。兵備未タ立タズ、士氣未タ振ハズ、太平苟安ノ夢、未タ醒メザルノ今日、強テ戰ヲ開クコト能ハズ。彼レ大橋ノ如キ、畢竟スルニ尋常迂儒ノ見ノミ。國ヲ救フ勢ヲ制スル靈敏活脫、屈伸自在ナルヲ要ス、何ゾ必ズシモ一方ニ拘泥スベケンヤ」。建齊終ニ言フコト能ハズ。東湖乃チ、「道理實ニ心肝。忠義擧骨

近時我日
本人ノ恐
羅病何ソ
當年幕吏
ノ口吻ト
相背タル
ノ甚シキ
ヤ

節二ノ言ヲ引キ、之ヲ動シ、時勢ヲ痛論セリト云フ。
烈公ノ九條殿下ニ上ル書中ニ云ク「戦を既候者の論は、粗暴に似て、事を破るべし、國を大切に致し候心得にても有之候得共、畢竟唐人の見にして、人情は安佚を好み、勞苦を厭ふ、万人の同うする所にて、一旦藩付候得者、假令國の辱にても覺にても遂に其儘に成行、國次第に衰微し、滅亡に至る事、自然の勢に御座候。又諸役人共の恐る、事は、彼は大國、我は小國、彼は戦争になれ、我は太平久敷、武備を廢じ、彼は財用に富み、我は國用究乏等の事に候得共、是等は憂ふるに足らざる事に御座候。國の強弱は、必しも大國小國に不拘。當時英吉利の如き、吾國にも及ばざる小國に有之候處、海上に敵無しと申程の強威に有之。印度の蒙風兒なさは、世界中の大國、帶甲百万と申國に候得共、遂に英吉利の爲に饜食せられ、滅亡に及び、滿州の如き大國も又彼を爲に敗壞をさる、是等を以て相考候得ば、國の強弱は、政事次第にて、大小には不拘。」ト。
◎東湖一日、阿部ヲ訪ヒ、速ニ攘夷スベキヲ言フ。阿部佛然トシテ曰ク「子ノ既ヤ言フベクシテ行フベカラズ、爾カ如キ智畧ノ士ニシテ、此ノ如キ言ヲ吐クハ何ソヤ」ト。東湖、後、人ニ語テ曰ク「若シ阿部ニシテ、余ノ言ヲ容レ、進ミテ余ノ藩策ヲ問ハンカ、余ハ、國民統一、士氣作興、富國、強兵ノ策ヲ獻セントセシナリ。然ルニ阿部ハ、余ノ説ヲ聞クヤ否ヤ、忿懣シテ其方策如何ヲ問クコトヲ欲セズ。余ハ、是ニ於テ阿部ガ、時艱ヲ濟スル人物ニアラザルヲ知り、進ミテ共ニ之ヲ議セザリシ也」ト。右「實歴史傳」ニ見ユ。

幽貞
ノ佳人

第七

開國

「茲に、深窓に養はる、幽貞靜淑なる佳人有り。比隣輕佻の男子、其才貌の美を窺視して、之を得んと欲する者、或は、好辭を設けて誘ひ挑むあり。或は勢威を假り、驚嚇して己れに從はしめんと謀るあれども、一切拒絕して受けず、爲に歲月を費すと雖、顧みず、能く六禮を備へ、誠意厚聘するものを待て、然して後、始めて婚嫁を許すに至れば、伉儷必ず深く、終始替る事無かるべし。是れ事の順序有りて輕率の失無く、また後時の悔無き理なり」とは、東湖の死後、安政四年（丁巳）五月、岩瀬肥後守が、命を奉じて、下田表に於て、米國全權使節總領事オオンセント、ハルリスと往復談判の末、下田條約を規定したるの後、復命し、川路左衛門尉と共に再び命を受けて礪川の水戸邸に至り、烈公に謁し、詳細に事情を言上に及び、且つ和親の實に己むを得ざることを述べたるときの答なりしと云ふ。東湖は、攘夷を主張せりと雖、宇内の大勢、結局國を開かざるべからざることを看破せり。而して、烈公の言ふ所も亦即ち國を開くには、自ら當然の順序有り、彼より脅迫せ

開國當然
順序有リ

られて國を開くが如きは、交際の道に反すと云ふに在りて、必ずしも絶對的に鎖國退嬰を甘んずるにあらざるを知るべし。

初め東湖の、再び出て、烈公を輔佐せんとするや、適ま水戸城下より江戸に上らんとて、七八里をも來らんとする頃郊外に往來の人稀なるを見、其門下の俊才高橋袖門が、駕籠の傍に在りしに、聲かけ、「如何に、高橋、今の天下、最早、攘夷に拘泥する様では、いげぬ」と云ひしとぞ。癸丑甲寅。米艦の來航せしより、東湖は、内、幕府の積弊を根本より打破し、外、天下の士氣を鼓舞し、以て日本國民の氣象精神上に一大生面を開かんか爲に、攘夷を主張し曾て開國を口にせざりしと雖、開國の已むべからざりしこと、炯炯たる東湖の眼光、之を看破するや久しき也。

「尊王」、「攘夷」は、東湖本來の大題目なりと雖、東湖は、攘夷を以て結局の目的とするものにあらず。尊王と云ひ、攘夷と云ひ、是れ皆東湖が神州統一の爲に活用的手段として主張せる題目なりき。東湖の活眼は宇内の大勢一變し、露、米、英、佛諸國の世界に雄飛するを知りぬ、我神州の鎖國孤立、自ら守るべからざることを知りぬ。左れば、彼等の脅迫を受け巨砲雄艦の威に逼られて國を開かんよりも、寧ろ我國是を一定し、我士風を作新

攘夷ニ拘泥スル様
テハイケ
ヌ

進取ノ長計

如何ナル方法

齊彬公が烈公ヲ推シテ海防ヲ爲サントスルノ意見ヲ齊彬ヲ推シテ幕府ノ主權者ト爲サン
トスルノ意見トハ以テ其間ノ消息ヲ窺ヒ見ルベシ

して、慶長元和の規模に復し、我より進取の長計を畫するに若かざることを看破せり。東湖は、如何なる方法を以て、其進取的國是を實行せんとしたる乎。曰く、尊王の實を擧ぐるに在り、曰く、攘夷（即ち敵愾心作興）の實を擧ぐるに在り。之を反言すれば第一に幕府の弊政を革刷して以て尊王の實を擧げしめ、攘夷の義を藉りて朝幕の一致、人心の統合を謀り、是を以て國防經綸を完成し、然して後對外の策を決せんとするに在りし也。幕政改革の第一着としては、英明の主を立て、以て天下の雄藩と協同し、尊王の實を擧ぐるには、島津齊彬を擧て之が主働者たらしめ、列國に對する外交は、烈公をして其任に當らしめ、又公を奉じて歐米各國を巡視し、宇内の形勢を審にして之に處するの策を講せんとし、人心の統合を謀るには、敵愾の氣象を鼓舞して以て國民的精神を發揮せしめ、其國防經綸を完成するには、主として海軍を創設して以て和戰の實力を備ふるに在りき。此政策に就ては、阿部も或る點までは其賛成者にして、岩瀬川路の如きは、其大略に於て熱心なる賛成論者なりき。諸侯に於ては、齊彬、春嶽、宗城、容堂、の如き、是も亦大略に於て粗び同意見なりしが如し。但し鍋島閑叟に至ては、稍や、局外に超立して、以て實際的運動を事とせざりき。

東湖、一日人に語て曰く「天下の大勢、滔滔日に下り、幕府は、虚文に流れ、諸侯は、虚威に誇り、人心奢侈、風俗柔懦、米舶一たび來り、全國震動、彼の侮辱を受け恬然として耻ぢず。神州の臣民たる者、安ぞ、協同一致して國威を海外に宣揚する所以を思はざるべけんや。而して國威宣揚の道、先づ三千餘万人をして統一せしめ、富國の業を施し、兵備を整ふるに在り。苟も、三千万の國民にして、統一一致するを得ば、則ち富國強國無形中に成る。富國強兵の實、無形中に存せば、則ち之を有形上に發せざらんと欲するも、其れ得ん哉。若し夫れ人心已に統一すと雖、國未だ富まず、兵未だ強からざれば、其國危く、國已に富み、兵已に強しと雖、人心未だ統一せざれば、其國亦危し。願ふに、今より後、外國の我に來るもの、豈啻に米國のみならん哉。歐洲列國、陸續として競ひ至らんと勢の親易きものなり。事此に至らば、國と國との談判を開かざるべからず。而して、余、深く神州の前途の爲に之を謀るに、將軍獨り政權を擅にし、天子をして虚器を擁せしむるは、決して邦家百年の計にあらざるを知る。今日、苟も、一大交通の道を講し、尊王の大義を明にし、天子をして天下に君臨せしめずんば、國事はより去らん。蓋し、異日、我にして、彼の諸外國に對して、談判を開くに至らば、勢、必ず君主親政の實を要するに至ら

ざるを得ず。何そや、國と國との談判に於ては、彼、我に通るに日本皇帝の意志を承げんとを以てすれば也。此時に及び、我之に答ふるに、我皇帝は、たゞ虚位に屬するのみなりと云ん乎、則ち國の辱たる、是より甚しきは無けん。故に余、謂らく、君主親政の機は、遠からずして之を見るを得ん。然れども、外國の逼迫に由り始めて君主の親政を觀るが如き、未だ得たりと爲さず。而して、余は、島津齊彬を推して、王政復古の主勳者と爲し、天子をして親く天下に君臨し、將軍を用うることを手の指に於るか如く、將軍の天子に事ぶると、宛も子の父に於るか如くならしめんとを欲す。是れ余が夙夜熟圖する所。今日此策を捨て、富國強兵の法なし。我水戸の如き、尾張の如きありと雖、未だ以て此大計に率先するの國力を有せざれば、吾は、望を齊彬に屬せざるを得ず。誠に齊彬にして一たび足を舉げ、此に従はば、則ち天下の諸侯、期せずして尊王の大義に従ふこと水の卑きに就くか如けん。是に於て、大義明かに、天下の人心統一し、富國強兵の基、自ら立たん。然らずして、天子虚位を擁し、毫も統御の實無くば、則ち人心の統一一致得て期すべからず。人心の統一一致期すべからざれば、安ぞ國威を宣揚するを得ん哉。」と。是れ、有村俊齋（今の樞密顧問官海江田信義）が、當時、親しく東湖より聽ける實話なりと云ふ。東湖は猶

俊齋に向て、「此論にして、一たび、幕吏の耳朶に觸るゝときは、余は、首足處を異にすべし」と云ひしとぞ。

尊王と云ふも、攘夷と云ふも、其歸する所、一に國家統一の大眼目に歸す。東湖が、時に處する方法手段は、千策万策、一ならずと雖、其歸する所、神州てふ大觀念、皇室てふ大精神、大日本帝國てふ大抱負に在りしのみ。

東湖は、實に神州の万國に冠たるを認識せり。而して此神州をして、世界に於る、至強至武の國たらしめんことは、一生嘗て忘るゝ所なかりし一大本領也。東湖は、水戸をして、列藩中の雄藩たらしめたるか如く、神州をして世界の雄國たらしめんと志せり。而して、神州をして世界の雄國たらしめんと欲せば、軍備を完整せざるべからざることを認識せり。是に於てか、「海軍創製、軍艦製造」の腹案成れり。

「此度軍艦、御製造可被仰付候。於御國者、新規之事故、御失費而已多く、御十分に御出來之程無覺束、右に付ては、咬喝吧邊より、船製作、手馴の者、二十人餘も被召呼。製作被仰付、於同所も、軍艦蒸氣船等、何れ歟、御製造被仰付、可然哉。左候は、當年歸帆の關人へ被仰合。御國よりも人數二十人餘も被差遣、處々一見爲致候は、外國

非常ノ御處置

軍艦買上方爲取計

の人情も、相分り、且船製作方御用辨にも可宜。左候は、來夏、蘭船渡來の節、直に職方の者共をも召連、罷歸候様、相成可申候。元來日本船、外國へ往來差留候儀は、寛永の半よりの儀に候へ共、此節、氣運を以て相考候へば、御舊法通りにては、不相濟事も有之。非常の御處置無之ては、相成間敷御儀に付、新規軍艦等、製作をも可被仰付。其外、海軍の御用意、種種非常の御取計無之候ては、事整かたき時勢に付、格外の譯を以て、當年蘭人歸國の節、身柄相應の者へ、御普請役、御小十人目附等の内より、學問文藝等宜しく、氣概宜しきもの相撰。二十人計も被差遣、於咬喝吧、蒸氣船其外軍艦等買上方爲取計序に處々見分致し、罷歸候様被仰付候は、西洋國々へ、御國の威光も相顯れ、其上日本國中の大名、力を盡し、軍艦等製造致し。數艘出來候上は、西洋國へ航海致し候筈杯、申ふらし候は、一言以て御國威如何計相増候哉。如此形勢に、力を以て御威光を相示候のみにも有之間敷。一ツは其御處置も有之度、左候は、力を不用して、日本の氣概も相顯はれ可申哉と相考候儀に付、前書之通、被仰付候は、可然御儀に有御座候の事。」

其海軍創製の計畫の、如何に偉大なりしかは、「其上、日本國中の大名、力を盡し、軍艦等

製造致し、數艘出來候上は、西洋國へ航海致候筈」など云へるに由て知らるべし。東湖が萬國を駕馭するの雄心躍如として其中に顯はる。

東湖は、また万國の形情を審にすることを勉め、洋學を奨勵し、其姪原田入右衛門をして大久保忠寛に托せしめたるか如き、其深意を知るべし。豊田天功の「靖海全書」に云ふ、

「亦宜命有志之士、聰明敏識者、講究洋學、使四夷八蠻之形勢、常瞭然於目睫之間、則我之所以應變而制敵者、其計策、隨時隨事、而不憂乖失。是亦防海備邊之一術、而切要所不可闕者也。」

又其東湖墓誌銘の文中に云ふ、

「及太公再起、聽幕議、君復前職、則兼掌内外事務、凡鍊兵法、造軍艦、講洋學等、長算大策方且施行。」

亦以て、東湖が進取的經綸の長策如何を知るべし。

若し夫れ、東湖が、開國の已むべからざるを察し、自ら進みて歐米各國に歴遊し、宇内の大勢を通觀し之に處する方策を計畫せんとしたるに至ては、余は、實に其雄心、落落萬國を捲き八荒を呑むの概あるを想見せずんばならず。其方策、事、秘機に屬し、今日、考證の

徴すべき者少なしと雖、烈公曾て東湖に向ひ、「卿を米國に遣はすべければ、之か準備あれ」と云ひ、東湖が、公の命を奉じて起草したる文中にも「家臣の中、少壯有爲精敏の士、二十餘人許、之を亞米利加に遣はし、航海造船等の術に熟達せしめんとするの主旨有り」と云ひ、また東湖、豫しめ其門人櫻真金其他二三の俊才を隨て米國に赴くことを約したりと云ふか如き、如何に東湖が我より進取の長計を畫せんとする決心あるかを知るべきにあらざや。

東湖の死後、阿部の死後、下田條約の締結せらるるや、烈公は、書を閣老堀田備中に與へ、躬親ら米國に赴かんことを請ひぬ。其書中に云く、

「墨夷使者より申立候趣にて、過日拙老父子へ、存意之趣、早々申上候様御達に付、相談の上、不取敢、奉申上候處右は如何様の尊慮にて、存意御下間に相成候儀は、難奉測候へ共、万万一、苟安之尊慮にて、江戸へ廟館等夫々御立に相成可申儀と、甚心配仕候。只今墨夷計にてさへ、於公邊品々御配慮も可被爲在と奉恐察候處、尙此上關夷、佛夷、魯夷等近々参り、江戸へ廟館を立候儀の事に相成、時々刻々、各方へ直應接有之儀にては、各方にも被指支可申。夫れのみならず、各方へ直應接にて不整品に相成候は、必將軍家へ、御直應接可申は、如見にて、各方にてさへ被差支候程之儀にては、何程御賢明の將軍家にては、下情并金錢等の品々、御答に御差支無計は、雖申上候へば、何れの道、江戸へ廟館等御立に相成る尊慮に候は、決而御不爲と奉存候。實は何れの漢へ成とも、夷秋を被指置候は、不可然御儀に御座候得共、是迄御濟せの事故、三港之儀は、暫は無已。彼も人類にて、表御親切、御爲の由にて、申上候へば、

日本ノ御

一團に御断も被遊兼候は、物も好事には無之候得共、拙老事は今公邊よりは退隱の身分に候へば、公邊御親臨にて、身柄の者と、墨夷へ御申問有之候ても、不苦身分候故、御親臨の拙老を墨國に被遊候は、此上の御懸意は、有之間敷候。拙老も二百餘年の御厚恩を不奉報、此ま、朽果候よりは、日本の御爲、墨國へ被遊、其代り此方へ商館等立候儀は、不相成よし、嚴重御達しに仕度候。

但し願之通、拙老墨國へ被遊儀に候は、参り度者は誰にても参り候儀御達に相成。取人は勿論、百姓町人等の二三男、三四万人も被下。重追放、輕き死刑の者迄も御免にて被下に相成、召連参り、墨夷に交易致度品は、拙老被申次にて致候は、たゞ拙老始、於彼地被殺候共、日本の御不爲には相成間敷。又々中納言此地に居候へば、水戸に障りも無之。又百姓町人等も、元より不好者、二男三男を被下候故、是亦如何様相成候連、其際元は無差有之候へば、不厭事に御座候。

蓋し歐米各國巡遊の議は、東湖が生前に於て、公と熟圖する所にして、此時に至ては時機已に後れし也。

齊彬も同意見

島津齊彬もまた進取的政策を執るの經世家なりき。東湖の死後、安政二年十二月のころ、齊彬、松平春嶽と相會す。春嶽曰く「吾黨の意見、幕府の容るゝ所と爲らず、たゞ嘆息の外ならず、尙今日に處するの手段無きか」と。齊彬曰く「已む無くば、則ち一策有り。今や清國、長髮賊の爲に其版圖の大半を占領せられ、國勢殆ど亡滅に瀕す。將來彼國は、外國の屬領たざれば、紛亂永く止む時無けん。此時に當り、日本獨り孤立して退嬰蟻居、舊

清國沿革全圖

其間ノ消息

習に安んせば、其前途、寒心するに堪たり。故に此機に乗じ、全國の諸侯、各其方向を定め、中國諸侯は、新和蘭陀、九州諸侯は、咬嚼吧、印度、陸羽諸侯は、山丹滿州等樞要の地を併奪し、我より進みて外に當るときは、人心自ら奮興して、國威亦自ら發揚せん。是れ今日の惰眠を覺醒するものにして、また實に内を整治するの策なり」と。後に立てたる小屏風を披き、清國沿革全圖を示し、圖中印標を長髮賊の占有せし地方に付し、細かに、之を説明せり。春嶽、深く感ずる所有り、此議を建てんと云ひしに、齊彬、頭を掉て曰く「否否、事行はるべからず、徒に疾惡を招かんのみ。已む無くば、各自武備を完整し、自國保衛の方法を立つるの外無けん」と。嘆息之を久うせりと云ふ。即ち平日烈公及び東湖が、齊彬と交を納れ、互に謀議を盡されたる迹より推測すれば、其間の消息、亦窺ひ見るべし。」

橋本景岳（橋本景岳、名は綱紀通稱は左内字は伯綱、別に藜園と號す、此書は、安政四年（丁巳）ハルリス初めて登城せし頃、之を贈りたるもの、時に年二十四。福井藩側向頭所學監たり）も亦進取的政策を主張し、其所見、齊彬と適合するもの有り。其村田鸞堂（村田、名は氏壽、通稱は已三郎、同藩目附兼學監たり）に與ふる書中に云ふ、

方今の勢は、行々五大洲一團に同盟國に相成り、盟主相立候て、四方の干戈相休申可相運候中と奉存候。右盟主は先

つ英露の内に可有之候。英は倭倅食慾、露は沈鷲嚴整、何れ後には露へ入望可歸存候。借日本は逆も獨立雖相叶候。獨立に致候には、山丹滿州之邊、朝鮮國を併せ、且亞墨利加洲、或は印度地内に領を不持しては、逆も望の如くならず候。此は、當今は、其六ヶ數候。其譯は印度は、西洋に被領、山丹邊は露國にて手を附試居候。其上、今は力不足、逆も西洋諸國の兵に敵對して、比年連戦は、無覺東候間、却て今の内に同盟國に相成可然候。然處、亞國其外諸國は、突致候も不苦候へとも、英露は兩雄不並立國故、甚以扱兼申候。其の意は、既にハルリス口上にも歴然、其上近來争闘之途にて明白に御座候。依之、後日英より露を伐ち、先手を頼候歟、又は蝦夷箱館借兵候旨可願出候、其時斷然英を斷候歟、又は從候歟、定策可有之事。小拙は、是非露に従ひ度存候。其譯は、露は信有り、隣境なり。且つ露と我とは唇齒の國、我露に従候は、露我を徳とすべく候。ますれば、英怒り可伐。此我願なり。我孤立して西洋同盟の諸國に敵對は難致。露之後援あれば、假令敗るも皆滅に不至了了然候。然れば此一戰、我弱を強に轉し、危を安に變候大機關に御座候。此より我日本も露の強國に可相成候。其上戰爭までには、是非露國并に亞國より人を借ひて。我國之大改革始、水軍陸軍共、精勵可爲致事と存候。借右機露之親昵を得候には、所謂難報之恩無之しては不相濟候。露國へ我より使節を以て、和親を乞候候、其段は種々心算有之候得共、筆にては難述候。扱、露國へ託し候迄に外より擾亂被致候は、不相成候故、其迄は、何分亞墨利加を頼付、英夷之跋扈強權等は、成丈担負ひ候事。

今日より觀れば、粗笨なる書生論の如くなれども、其眼光、蜻洲孤島の底に局促せずして、進取的政策を執らんとしたるは、齊彬及び東湖と其所見を同うするものと謂ふべし。要するに、東湖が進取的政策に關する題目は、幕府其人無く、終に行はれずして止みたりと雖、其原動的思想は、當時の識者社會を支配し、象山の航海策と爲り、小楠の開國論と

力量も亦

儒者ノ權ヲ鼻ヘシメントス

旭日丸

爲り、齊彬の征清論と爲り、景岳の日露同盟策と爲りぬ。又其幕政改革と題目は、幕府世子論と爲り、朝幕の一致を謀るて題目は、公武合時論と爲り、其敵愾の氣象を鼓舞するて題目は、尊王攘夷論と爲りぬ。是れ皆東湖の死後に係ると雖、社會の原動力と爲りて、天下の勢を制したる東湖の力量も亦大ならずとせん哉。

(註)

考公既ニ自外外交ノ止ムベカラザルヲ許ス。此ニ於テ宗藩外藩ニ説クニ、尾州越前ヲ始メ、皆大ニ其説ニ信從スルニ至ル。乃チ前ニ舉ル所ノ數侯(鍋島周重、島津齊彬、山内容堂諸公)ノ如シ、然ルニ老公ノ説放ニシテ、大義ヲ知リ一藩ノ信服ヲ得テ、能ク之ヲ率導スルノ士ニ、藤田虎之助(東湖)戸田銀次郎(達軒)ナル者アリ、共ニ是マテ老公ヲ左右シ、鎖鎖ノ説ヲ唱ヘシガ、老公、説ヲ改メラレシヨリ、二人モ其高見ニ服シ、己カ説モ亦改メ、カメテ衆士ニ説諭スルニ、時勢然ラザル能ハザルヲ以テシ、漸ク儒者ノ權ヲ換ヘシメントスルノ日ニ方リ、非常ノ大變アリ、藩邸家屋ヲ傾覆シ、兩人一時ニ壓死セラレ、老公ノ意、終ニ遷ク一藩ニ數クニ及ブテ得ザリシヨリ、其一朝ニシテ俄ニ兩翼ヲ失ヒタルヲ、此上モ無ク歎息セラレタリシヨ。右、「徳藩十種」ノ記スル所ニ保ル。

◎天保辛丑の歲、烈公、巨艦製造ヲ以テ、今日ノ急務ナリト爲シ、令テ下シテ製造シ、以テ防海ノ用ニ備ヘント請ヒシモ、許サズ。因テ已ムテ得ズ、洋學者ヲシテ、洋書ヲ譯シ、洋樓ノ小船ヲ造リ、之ヲ船廠ニ藏シ、時々練習セシメヌ。其後十餘年、嘉永癸丑、外患漸ク迫ルニ方リ、幕府初メテ其請フ所ヲ許ス。是ニ於テ、公、首トシテ「旭日丸」ヲ造ル、公、家臣歸重時ヲシテ之ガ製造ニ從事セシメシガ、歸心力ヲ盡シ、勞瘁疾ヲ成シテ死スルニ至ル。是ヨリ諸藩倣效、巨艦ヲ造ルモノ、多シト云フ。

◎高島秋帆ノ洋式砲術ハ、初メ水野越州之ヲ用ケルノ意ナカリシモ、烈公其極メテ必要ナルヲ説キシヨリ水野モ亦之ヲ採用セリト云フ。

◎安政二年六月七日、島津齊彬、「昇平丸」ヲ製造シ、之ヲ幕府ニ獻納セシトキ、烈公、東湖ヲ從ヒテ之ヲ視ル東湖其景況ヲ記シ、之ヲ武田新嘗齋ニ贈ル書翰有リ、左ニ録ス。

「一昨日は、兩公御同道、明六半時御馬にて出御、品川松平相模守殿、御預之御齋場へ被爲入、御一覽之上、空砲十發、御好み、畢て同所より御乗船、品川沖に、け置候。薩州製之大船へ被爲成船の製造等、委細に御覽之上、擧箇二發つゝ御好み、右船には、大銃十挺擧置候ゆへ、打手六拾人、別船に罷在候處、鑛貝の合圖にて、乗船物の見事に都合甘撥相濟。其外帆の取廻し等、万端行届候事共に有之候ゆへ、御前へ家老島津豐後、始め、出張之重役共、被爲召、御懸之御意有之。夫より一の御齋場、五の御齋場、二六三順に御廻り、何れも空砲十發つゝ御好み、夫々感心之事共に有之候ゆへ、何れも出張之家老、御覽聞有之、夫より御船中へ、公邊御役人被爲召、御菓子御茶、被下置、種種御禮。賊之運、御取合申上、濃御庭前にて、四人、(平松河内守、川路左衛門尉、御目附)へ御暇被下、別船にて濱御殿へ着、兩公には兩國上一橋樓御屋敷前より御岩瀬修理、吟味役村垣與三郎)へ御暇被下、別船にて濱御殿へ着、兩公には兩國上一橋樓御屋敷前より御上陸、日西山に傾き候へば、直樓御馬被爲召、暮六ツ時歸御に相成候。御供御先詰等、中山備後殿始め、布衣八人、御近習御二方様へ四十五人、思召を以て、被召連候族は、山國喜八郎、名越十藏等十八餘に候間、都合にて夥數御人數、公邊御用船併七家の船、夫々船印相立、袖夕浦もせまき計りに相見へ、近來の御盛事に御座候。御齋場にて、發砲の節は、兩公土疊の上に御座被成候處、御牀几持候候程に震動いたし候へ共、兩君御快然に被爲入、且晝過ぎ東風強く御水主共二十四人必至と骨折候位に候處、晴無御頓着、御談論被爲在、公邊御役人中も幸甚服候様子に御座候。委細は別に筆記之上、爲御知可申候へ共、先づ不取敢、爲御知

申候、始終の懇合、并當日の御取合等、愚生一人さし出、外より見候は、唯々大鳥鹿の出すきものと被存候中。不及是非候以上。

六月九日

彦九郎様

賊之進

第八

東湖と小楠

横井小楠と東湖とは、交情最とも密なる一人なりき、小楠名は時存、字は子操、通稱は平四郎、小楠は、其號。また沼山と號す。肥後の人。而して小楠の東湖と相知りたるは、實に天保十年(乙亥)五月の頃なりき。

小楠の江戸に上りて東湖を訪ふや、席上東湖(東湖の詩傳はらず)の韻に和するの詩有り。曰く、

酒寒圍夜鏡、談、虛心交、膝忘、子、談論不、熱冷、於水、似、讀集、義内外青。

其神交、想ふべし。

天保乙亥、臘月、東湖忘年會の宴を開き、列藩の士を招きしに、小楠亦之に與りぬ。席上小楠の詩有り、曰く、

併噴道味
眞爲通

臘月念五日、藤田虎之助、招飲、列藩諸友在坐。賦七古一篇、述志。痛加切感、是所願望。
家各東西千里隔。相逢一笑吐肝腸。滿堂之酒新發醕。併噴道味眞爲通。吾輩從來非文士。動輒恣氣論成癖。上
自三代下明清。及我皇朝治亂迹。如是而治如此亂。此乃得術彼可惜。究竟天下明君少。是以亂日滿史冊。雖
然爲臣豈尤君。彼尤君者心不赤。赤心忠愛自有道。徐格君心是臣職。憤懣憤憤即則氣。恐於國家無裨益。
奕漢朱明亡可謂。何事君子心甚迫。嗚呼臣道豈如此。一點忠愛發魂魄。其容雖然如春風。其神凝然如金石。治亂
只是憂我心。不與群小爭黑白。聖賢之教如此耳。萬古臣道不可易。而在我輩動任氣。一言一行謹被後。
忠愛任君何在哉。甚愧。願對典藉。真會知多不易得。何似風月弄文墨。諸君應各有所思。試披肝腸向
坐聽。

東湖、次韻の作あれども、傳らず。たゞ左の書翰あるのみ。(右書翰は「國民之友」六十八
號の附録に據る。)

拜請仕候、窮陰泣寒、御旅中愈御健勝奉賀候。過日は御枉顧被下、近來に無之候興、乍併甚失敬之事共汗顔在候處、
懇々御書中之趣、無々悉謝仕候。爾來御外部に御感被成候よし、折角御保護專要に在候。扱高御指示被下候に付、昨
中華に任せて大親仕候處、翌朝に相成尋思候者、七八句は夢の如く覺居候處、前後如何様の事な認候處。惟惚至極
に御座候。尤何程醉中にては黒白邪正を取違へ候様には無御座候へ共、右の通り忘却仕候仕合ゆへ、頑鈍迂僻之病
別て甚しく過激の句を吐候へば、安心不仕。文字等未熟は勿論に御座候、何卒長者河海之量御想被下、ト先づ御返し
可被下候。額りに難を掩候様にては、如何數候へ共、深列官歌写心耻候意、御潤察被下、必御秘し被下、不違御返し
可被下候。千萬是願、御人爲待、乍實答勿々、

書生ノ破
産餘財
有リ

十二月廿八日

二啓 忘年会翌朝、小儀室を掃候處、金二銖席上に落居候。定而貴兄御書中より邊候半々在候。是より御返し可申
在居候處、御人被下候に付即二銖附上可々。

聞く、忘年會上、東湖、小楠に謂て曰く「兄は天涯の孤客、若し供給意の如くならざるこ
とあらば、豈敢て非薄を吝んや、幸に意と爲すこと勿れ」と。小楠笑て曰く「書生の破産、
猶餘財有り。未だ君を累すに足らず」と。囊を揮て之に示す、席上鏗然たり、其逸し去る
二銖金は、即ち是れなりと。

東湖と小楠との交情、尋常にあらず。而して、小楠の意見は、東湖の參替に供せられぬ。
左れば、小楠の歸國を命ぜらるゝや、烈公其用うべきを知り、東湖をして内諭を傳へしめ
ぬ。亦其間の消息如何を知るべし。

小楠の去りしより、五年にして、烈公及東湖は幽閉の厄に罹れり。後、十年、嘉永癸丑、
米糧の浦賀に来るや、烈公、政局に參し、東湖も原職に復しければ、小楠、攘夷の意見を
述べて、之を東湖に贈りぬ。

一書拜呈仕候、愈御安泰に被成御起居、珍重之至り奉賀上候。然は夷賊來航天下之大騒動と觀成、十年以前其兆顯然
之處、廟堂恬然無事太平に被押移一旦狼狽無中計眞痛哭之至、絶言詰たる事にて候。乍然夫より歸之事、今更に申に

夷賊奮粉

不及天命人心。曾藩に屬し、考公機御後見。以て天下中興之大機會、到來仕、何之悦歡過之。於此時、列藩總て考公機之尊意を奉し、二百年太平因循之弊政を一時に挽回し、誠動作新大に士氣を振興し、江戸を必死の戰場と定め、夷賊を奮粉に致し、我が神州之正氣を天地之間に明に示さずんばあるべからず。是今日大に馮河を用候之機會誰歟疑を容へけん哉。然は、小子輩一帯に馳参り、聊之御力とも可相成之處、我が國體是迄敬上之事共何とも歎とも言語に逃られ不申候、俗論頑固有志者少も動かれ不申真に耻心無限事に御座候。夫故同志中津田山三郎、中もの露出國體事情内實御相談仕、小子輩念頭之事共委細御聞取被成下度千々万々奉願上候。越前藩中、平生深く相結び同心無隔御座候得は、兼て我々國情は委細に合點致し罷在。尙更此節は二三之有志者出府にて津田より万端囁し合申事に御座候間、定て越藩より御相談仕り可申候事と奉存候。事新しく申事に御座候得共、拙藩も百万石の一大藩の上、先祖三齊東照宮之御先手仕、關原にて大功を抽て、幽書は田邊備城、妻は節に死し、家來は石垣原にて、大友を打破り、父子夫婦君臣爲御當家非常之忠戦を盡し候へば、斯く大國をも給はり三百年太平之恩波に浴し今日に至り、決して他藩に一步も譲り申事は不相叶。況や今日の國體開闢以來未曾有之大變事。天下之御爲十分之御用を盡し不申候ては、我國有志者之心情相濟不申候間何分深く御取組御配慮被成下度懇懇明奉願候。委細は津田より言上可仕。此段書中拜呈仕候事、頓首拜。

八月十五日

藤田虎之介様

横井平四郎時存 花押

極端的攘夷論

亦以て、小楠が、極端的攘夷論にして、東湖の意見よりも一步を進めたるものたるかを知るべし。東湖之に對せる答書有り云ふも、其所在を知らず。然れども、東湖が、攘夷の論

夷虜應接大意

を唱て以て太平苟安の風習を打破し、主戰の決心を以て幕府積重の弊政を改革せんとする點に至ては、小楠の意見と未だ嘗て同一ならずんばならず。

甲寅、露國使節の長崎に来るや、小楠、藩の内命を奉じて、之に赴き、港尹水野某に因て「夷虜應接大意」を川路左衛門尉に送致せんとを請ひぬ。其主旨は「今日の事、開鎖共に正理公道を以て事に従ふべし」と云ふに在り。是れ蓋し小楠の開國論を唱へんとするの始めにして、熊本に歸り、再び書を東湖に贈れりと云ふ。此時に當りては、東湖も亦開國の已むべからざるを察し、幕府の姑息の開國主義に反對して、「進取的開國論」を主とし、漸く其轍を換へんとするの際なりしなれば兩雄をして再會胸中の秘密を吐露せしめば或は其意見の關合せるものあらんも未だ知るべからず。

小楠、思想高遠、識見超逸、學天人を究め、眼、古今を貫く、曰く「帝生万物靈。使之亮。天功。所以志趣大、神飛六合中。」曰く「道既無形跡。心何有拘泥。達人能明了。渾順天地勢。」曰く「彼是又非此。是非一方偏。姑置是非心。心虛即見天。」曰く「心虛即見天。天理万物和。紛紛閑是非。一笑付逝波。」と。以て靈眼の精透するを見るべし。

また曰く「披卷見古人。反思志不高。前賢直自期。磨礪何厭勞。汗血驚鞭影。奔帆

純正哲家
實用ヲ主
トス

截雪濤。消除經營心。超達即入豪。曰く「吾學紫陽學。學脈淵源深。洞通万殊理。一本會此仁。進退任天命。從容養道心。嘆息千秋久。傳習有幾人。」曰く「回。其變。顏面一不同。人事率如此。變態賊無窮。何以應無窮。虛活方寸中。果知君子學。總在格致功。曰く「心官只是思。思則真理生。或在。一身上。又入。天下。平。古今天地事。莫不關吾情。寂然一室中。意象極分明。」と。其襟懷悠悠。意象靈活。陸象山の明悟に象ぬるに宋晦菴の窮理を以てす。小楠は、此點に於ては東邦に於る純正哲家也。

東湖は之に反して、其學、實用を主とし、哲學的思想に乏し。此點に於ては、東湖は、小楠の後塵を望むべくもならず、然れども、經世的眼光を以て、善く實物を觀察し、大事を斷じ、大計を建つるに至ては、長技自ら有る有り。此點に於ては、小楠は、また東湖たること能はざる也。

確有所見

時勢如此

賊刃ニ觸ル

とあり。また

小生も藤田へは一逋遺候心得に御座候處、此節の大變にて、甚た力を落し申候。藤田を失候ては、外に可言人も無御座候。唯々口を鎖申候。

とあり、また

是等の愚存も、藤田存生に候得ば、ごうぞ、一度は屈度難在候處、此節の薄命、實に力を落申候。最早誰に向て心中を盡可申候。誠に寂然たる光景に存候。

とあるに由るも、其生前、東湖と志を合して、爲す所あらんとするの意あるを見るべし。小楠、維新の際、士の命を蒙り、京師に出て顧問に任せん。而して、明治二年正月五日、賊刃に斃れ、亦其志を行ふこと能はずして死す。末路の慘、東湖と同じ。噫。

(註)

癸丑甲寅以後、外國ノ關係益々迫ルニ當リ、開國的思想、漸ク我有識者ノ間ニ上レリ。議矣論ノ木鐸タル東湖及び會澤ノ如キ、亦然リト爲ス。

「余(内藤耻叟、會澤伯氏ノ門人)年少、志大氣銳、不諳世故。嘉永甲寅、米繼之入、浦賀、關東湖先生。議論激切。先生笑曰、君輩嘖嘖議論、皆坐不諳書耳。今也時勢如此、兵備未立、若牛鐘一鳴、全部土崩。尙何策之有。余慨然而止。後數年。先生不得志而歿。余亦被讒禁錮。一意讀書、時思先生之言。不覺流汗浹背。」(右野海漫筆)

「會澤先生、嘗著新論、首唱攘夷之說。天下聞風而起者、前後相踵。至嘉永安政以後、議論益激、不知

所止。先生書。○內大勢。○確有所見。○著二書。○論外夷不可不和。○凡數百言。○未嘗示人。○余與先生長子璋。○親善。○幸得見其書。○私竊一本。○以示同志。○同志之徒。○始知時勢之不得已。○相與咨嗟歎息。○而時事不變。○更閉今日之天地。○廟堂諸公之議。○暗與先生之論合矣。○(右碧海漫漶) 識士ノ見ル、所靈活變通、一方ニ拘泥セザル、此ノ如シ。小楠ノ開國論、豈奇トスルニ足ラン哉。

第九

象山と東湖

國防經綸ノ點自ラ相一致ス
天民ノ秀傑ヲ以テ自ラ許ス

佐久間象山、名は啓、字は子明、通稱は修理。信濃の人。象山の東湖と相知りたるは天保年間在り。彼等は或る點に於ては意見の相牴牾したる所あるに拘らず。國防經綸の點に於ては、自ら相一致する者有りき。象山は、東湖に比すれば、度量狭しと雖、藝術精しく、手腕小なりと雖、理想高し、象山は、自ら其身の五世界に繋るあることを認識せり。自ら天民の秀傑を以て任せり。而して象山は初め「攘夷」を以て精神とし幕府の姑息的開國に反對せり。また下田條約を以て、國體を辱しめ、城下の盟を爲すものと認定せり。象山の詩に曰く、

不思城下爲盟耻

不思城下爲盟耻。却把忠貞抱忌疑。伯昧謀。擲長崎港。聖東假。地下田淵。異時輕。敵已非計。今日折。衝知是誰。幽憤滿胸無所泄。獄中瀝血錄。新詩。

又曰く、

當初恃不來。不知恃有待。復不伐其謀。卒然爲所詭。假地缺金甌。風塵甘無禮。反却知彼計。東縛直自累。

擴充的精神

曰く「有敵國外患、而託本根未固形勢未成、進無果決之勇、退持遷延之計者、其所欲廢敵、適足以啓敵而自廢。其所欲緩寇、適足以資寇、而自緩。其所欲從容補綴、而全其捍禦之備者、亦將徒爲文具。而國家之勢、愈至於不可支矣」と。是れ豈、徹頭徹尾、幕府の姑息的開國に反對するものにあらざや。是れ豈、攘夷的精神の變動たるを證するものにあらざや。東湖、曰く「彼の輕侮を受けて、漫然國を開くは、計に非ず」と。彼等が、姑息的開國に反對するの精神、其揆を同うす。

殊極恃慢

然れども彼等は、無謀の攘夷を主とするものに非ず。「省營錄」に曰く、
「去夏(奉天安丑)虜虜、以兵船四隻、護送其國書、抵汕頭。其舉動、殊極恃慢。學國體不細。聞者莫不切齒。時某人領汕頭、屏氣負屈、遂無能爲。虜退後、自抽小刀、寸斷其所遺國書。以洩其怒。昔宋璋、論官

豫備ノ急ヲ知ル

陝西、開通元氣爲人、乃使番番者觀其貌。觀之知其英物、必爲邊患、欲預備邊備、蒐閱人才。後果如其言。然、則觀其背影、亦可以見其能否。而實番番備矣。其人知慮不及此。毀而滅之、可謂已。嗚呼均夷人也、均備備也。或無而求之、或有而毀之、其知之深淺、謀之長短、一何遠哉。」

象山は、攘夷を非とせず、然れども、豫備の急を知れり。國防の完からざるべからざるを知れり。外情の審にせざるべからざるを知れり。象山、曰く、

「海防之要在二敵與二艦。而敵最居首。」

又曰く、

「敵練不精。實則不明、又無能用之者、縱有億萬之衆、其於敵守、所謂伏雞乳犬、如其體與虎何哉。」

又曰く、

「不知彼、不知己、每戰必敗。固也。然知彼知己、在今時、未可言戰。番番彼之所善、而不善己之所能。然後始可以言戰。」

是れ豈、彼れを知り己れを知るの言に非ずや。東湖曰く「半鐘、一たび鳴れば、全都瓦解せん」と。激語と雖、實際なり。彼等は、漫然戦を主とする者に非ず。

象山、「敵笥五章」有り曰く、

敵笥在海。魚則唯唯。狄人戲。笑言有。曾欲御冬。至歸。旨。莫。願。我。愛。反。比。予。于。海。

漫然戰ヲ主トスル者ニアラズ

其變其變。噫。噫。有。求。言。念。國。不。暇。有。害。幽。室。陰。陰。不。日。不。月。言。思。君。子。如。饑。如。渴。嗟。爾。君。子。誰。知。誠。否。誠。私。之。故。有。似。充。耳。

又「泄泄八章」有り曰く、

我。艦。未。卒。我。艦。未。卒。將。者。泄。泄。方。孔。我。艦。之。未。卒。猶。可。治。之。壁。之。未。卒。猶。可。爲。之。將。者。泄。泄。云。如。三。之。何。積。薪。如。陵。火。發。于。下。戰。笑。戰。言。晏。然。自。處。匪。風。飄。揚。匪。淵。澎。湃。念。彼。神。京。靡。敢。有。悔。憂。思。如。焚。其。誰。知。之。悲。憤。如。嘔。其。誰。思。之。人。不。我。說。請。勿。復。敢。思。人。不。我。信。請。勿。復。敢。悲。憂。欲。無。思。與。君。爲。林。憂。欲。無。思。與。國。爲。系。夏。夜。之。想。秋。秋。如。年。懼。不。寐。泣。湖。漣。漣。

東湖曰く「國是紛紜靡有定。恰似浩波不繫艘。」と。豈同一の感慨にあらざるや。

吉田松陰の「幽囚錄」に曰く、

「象山亦欲將復書、到美國。則曰、爾臣別有後謀。安得風船下亞東。」

是も亦東湖が、烈公を奉じて、歐米各國に至らんとを策せると、同一精神也。

同一ノ感

又曰く、

「開命、國夷、致軍艦。大喜謂、徒託之關夷、未盡善。軍艦、後才巧思之士數十名、付蘭船、出海外、令其便宜從事以購艦。則往返之間、艦、海勢、然操艦、且得知方國情形、其益益大矣。因竊有所建白。然官無能斷行。予航海之志、實決于此。」

東湖の「軍艦製造草案」の中に曰く「咬喝吧邊より船製作手馴の者、二十人餘も被召呼、製作被仰付、於同所も、軍艦、蒸氣船等何れ歟御製造被仰付、可然哉、左候は、當年歸帆の蘭人へ被仰合、御國よりも人数二十人餘も被差遣、處々一見爲致候は、外國の人情も相分り、且船製作方御用辨にも可宜」と、彼等の議論、恰も符節を合するか如し。奇と謂ふべし。

彼等は、禦海の方法として、國防を完整し、海軍を創設し、以て彼の無禮を膺懲するの必要を認めたりと雖、其本志に至ては、則ち未だ嘗て進取的開國主義たらずんばならず。此點に於ては、彼等の意見、期せずして相合す。吉田松陰も亦此同意見なりき。松陰曰く、
「癸丑甲寅一大機會、乃坐失之。然事已往矣。爲今之計、和親以前三歲、乘間富國強兵、聖戰興、奪滿洲、來朝鮮、並南地、然後拉米打、則事無不克矣。向之失機、未足深惜也。」
東湖の、進取的開國の已むべからざるを知り、之が計を講したりしは、實に甲寅以後に在

恰も符節
ヲ合スル
カ如シ

進取的開
國主義
松陰モ同
意見ナリ

二十年來
ノ傾想ヲ
慰ス

り。即ち彼等は、進取的經綸に於て其意見互に相合したるものに非ずや。

東湖と象山とは相識るもの、一日の故にあらざりき。而して外交の事起りしより相見るに至りしは實に安政甲寅二月に在り。彼等は、如何なる事を談したるか、其詳細は未だ知るべからずと雖、下田開港の是非は、當日の問題と爲りしこと、疑ふべからず。象山の辭し去るや。門人原田誠之助、(原田誠之助は原田兵介の第二子)東湖に向ひ「彼は如何なる人物なるか」と問ひしに、東湖は、「松代藩士佐久間修理と云ふものなり」と云ひ、また「彼は、中々話せる奴だ」と云ひしとぞ。翌日、象山、書を彼に贈りて、下田開港の非を論ぜり。其書に曰く、

拜啓先在は突然拜訪、奉擾面調、二十年來の傾想を慰し喜躍之至奉存候。然は小生も又々用由有之昨夕此表へ罷還候。此間陣陣仕候一條は如何なる消息にて御座候やらん。下田迄出候と申船も一昨日迄彼島邊にあり居候と、根岸の土人積運のものに語り候と申事、昨日此表へ歸りかけ承候。御断力等にて下田の事に異議起り候故の義歟。夫に致し候ても奉得拜講候ひしは廿一日の夜にて、二艘之船の發し候は廿二日早朝の事にて候へは、其船の直に嶺島邊に歸陣候は不審の義に被存候。何ぞ御問込被成候義は無御座候歟。昨夕罷還長岡藩衆に面會承候へは、下田の儀は疑て愚察之通り果して江川氏より出候に相違無之と申事に候。此人一人の爲には一時の巧策とも可申候へとも皇國の御爲には千載之失計に歸し申候。我が攻守に不便に候地へ敵を引入れ候はんは、三尺の童子も猶其害を知り候事に御座候。

御計策所

然るを此人好んで此計を進めしは例の卑に臨て高を成さんと欲するの陋見たり。自分の管轄候處の地にして彼隣行不便の絶地なるを幸とし、洋人の學術技藝をも外手にしらせず、吾手にて獨り先づ學び得候はんと企候事と被察候。誠に悪むべき私計と存し申候。一旦已む事を得ずして、敵に地を借し地を與へ候とても從來我力を以て制し得易き所を擇ひ候事、當然の事と奉存候。是等申上候迄も無之御同案之義に可有御座候へば、何分とも力を御盡早く下田之御御延引に相成候様御計策所御座候。其地を以て横濱等の近地に改め、碇泊の洋船を望んで、勾踐の朝暮の膳と成し候はんぞ申候。又是に繼ぐの一策にて御座候。先夜も被仰候通、近地と申處當今の大禁忌に可有御座候へ共、其大禁忌にて候故に又對症の大真藥と爲し候義に御座候。只今福を轉して福となし敗を變して功と成し候の策恐らくは此外に有御座間敷と奉存候間、先夕も推参又此紙面をも呈し候義に御座候。千萬心照不宣。

二月念六

藤田君 臺下

啓 叩頭

又「省營錄」に曰く、

二月廿日夜、開下田議界定、翌朝早起、詣望月(松代藩の國老にして名を貫忠と曰ふ)曰下田、本邦要地、其形勢、可比全世界之喜望。夷虜備之、屯駐以爲巢穴、其害不可言。且大城在江戸、而人口衆多、米穀布帛、皆資海運。不幸有警、海路梗塞、江戸首受其禍、伊豆之爲州、天城之險、隔絕其中、而下田在其南端、一旦變起、陸路出兵、戰隊爲險所阻、不可行。海路則我無堅壁、他日縱得造作、雖有海陸之形勢、而我反處之、主客易位、攻守殊勢、非計也。夫善制事者常令其利在己、其害在彼。今不得已而假敵入地、宜乎爲他日計、擇海陸得進兵之處、竊覽横濱之地勢、其稱之。且使海船常在此。去江戸其遠、則人々嘗購坐薪之念、自不能已。警衛守禦之方、亦自不得不得不嚴。又親觀彼之所長、可三以速進我智巧。是其所以爲多利。如退下田、則人心必

東湖象山ノ説ニ同意ス

兩雄既ニ再ビ相見スシテ死ス

地、守衛必懈矣。而海船迅速、雖以警備。在横濱與在下田、其爲江戸腹心之患、則間下能レ變。故吾謂不如下田、以横濱假之爲愈也。是天下之大計也。君德士卒、在茲。不可不計。上書乞公有獻策可也。望月曰、然、吾上書不如子之上書、乃命予還江戸、告之於公。有沮者不果。公、許予自爲之。於是竊有所建白。又使門人長岡小林虎上書其主侯、開陳大計。又使之見阿部關老所親幸、爲論其利害。欲得因時規諫有所挽回。雖皆不行。小林生、以此獲主侯之寵、遂辭歸國。

東湖も、象山の説に同意し、彼の上書を烈公に建議するに至りぬ。其後、幕府、下田の開港を止むるに至りたるもの、之に基くと云ふ。未だ幾ならず、象山は、松陰航海の事に坐せられて、獄に下り、故山に盤居すること九年の久しきに及び、幕末の變局に際し、將に大に爲す所あらんとし、兎刃に罹りぬ。而して象山の盤居後東湖一年震災に罹て死し、此兩雄は、共に其進取的開國の長策を施すに及ばずして、終に再び相見るに至らざりき。

後、象山、「常陸帯」の後に題する文あり、曰く

「水戸藤田東湖、遭厄日、傷其君之風氣、著常陸帶二卷、以稱揚其美。癸丑夏編利聖事興、朝廷起水戸太公、參決大議、其在禁錮、如東湖、亦皆得寬宥。再又用事、是雖由時變、常陸帶之著、與有力焉。予聞之而未及見其書。」甲寅春開下田之議略定、謂非五計、乃欲由東湖啓於太公、以援。夜詣東湖、時方三更、東湖猶在公。俟少時、始歸、相見所見、更與談論時事急務。漏聞而訣。蓋不得與東湖相見、二十餘年。至此相

○頃刻。又、運、時事。不、導、叙、其、平、生、而、問、其、著、書、尋、予、獲、讀、北、歸。後、一、年、江、戶、地、大、震。東、湖、死。偶、得、此、書、而、讀、之。俯、仰、嗚、昔。如、昨、日、事。而、東、湖、則、不、可、見、矣。因、大、息、流、涕、爲、書、其、後。

（註）

象山、一日、東湖ヲ訪ヒ、之ニ謂テ曰ク「聞ク、卿、攘夷論ヲ主張スト。夫レ各國互ニ相交際スルハ、天地ノ公道ナリ。而シテ我邦、獨リ鎖國孤立、舊習ヲ墨守シテ交通ヲ拒絕スル、是レ豈管理ノ太甚シキニアラズヤ。彼ノ外夷、國富ミ兵強ク、亦最トモ航海ノ術ニ長ズ。假ヘ、其一國ヲ拒ムコトヲ得ルモ、萬國皆至、安ソ能ク悉ク之ヲ拒ムコトヲ得ンヤ。若カズ斷然海港ヲ開キ、交通ヲ許サンニハ」ト。東湖、之ヲ離シテ曰ク「君ノ言、一理ナキニハアラズ。然レモ、徒ニ外國ノ侮辱ヲ受テ、之ト交際スルハ、是レ獨立ノ元氣ナキモノニアラズヤ。假ヘ一時ハ、親睦ヲ得ルモ、決シテ遠水ノ親睦ヲ保ツベカラズ。我愈ヨ自風車運ニ甘ニスレバ、彼レ愈ヨ傲慢不禮ヲ極メ、安ソ異日、擲彈擲霰ノ禍、是ヨリ生ゼザルナキヲ知ランヤ。君何ソ深ク思ハザルカ」ト。象山曰ク「卿ト余トハ、其見ル所、氷炭相反ス。請フ今ヨリ其交ヲ絶セン」ト。東湖曰ク「諾」。象山席ヲ辭セントス、東湖、之ヲ階下ニ送り、一言シテ曰ク「他日再び相見エン」。象山、怫然トシテ曰ク「已ニ交ヲ絶セリ。何ソ其相過ヲ望マンヤ」。東湖曰ク「君ト共ニ戰傷ニ於テ相見エンノミ」ト。象山言無クシテ去リシト云フ。是レ海江田信義氏ノ著「實歴史傳」ニ掲ケル所。東湖ト象山ノ相見ユルヤ、談論古今ニ出入シ、一時、激論ニ至リ、聲、屋外ニ聞エタリシトノ事ナレモ（當時東湖ノ門人原田誠之助、親シク之ヲ聽クト云フ）絶交スルカ如キコト、之レ無カリシハ彼ノ常陸帶ノ跋文ニ徴シテ知ルベキナリ。暫ク記シテ疑ヲ存ス。

○東湖一日、烈公ニ謂テ曰ク「我、我が正理ノ在所ヲ以テ、彼ノ要求ヲ謝絶スト雖、彼、容易ニ戰ヲ開クノ名

絶交

義無カラシ。然レモ、彼、若シ傲慢不禮、我ヲ侮ルニ至ラバ、假ヘ攘夷セザラント欲スルモ、得ベカラザル也。信テ、攘夷々々ト云フモ、万一開戦ト爲ルノ日ニハ、何人ヲシテ攘夷軍ニ將タラシムヘキカ。今ヤ、幕吏翻醒、天下俊傑ニ乏シク、兵備未ダ立タズ。已ム無クバ、則チ佐久間修理ト、江川太郎左衛門カ。二人、粗ホ泰西ノ事情ニ通シ兼テ船學ニ長ズ。之ヲシテ其才ヲ展アルヲ得セシムル、實ニ今日ニ在リ」ト。公モ之ヲ首肯セリト云フ。

第十

岩瀬と川路

象山の如く、博學能文、一代の師として、時務的經綸に富まずと雖。小楠の如く、活眼洞識、天下の士として、經世的理想に富まずと雖、明斷果決、練達俊敏、時務的才幹を有したるものは、岩瀬肥後守、川路左衛門尉の二人を推さざるを得ず。而して、此二人は、亦是れ東湖の政友なりき。

岩瀬、初の名は愿、後改めて忠震、字は百里、其築地に居りしを以て蟻洲と號し、官を觀はれ、墨水に整するに及びて颯處と號す。幕府に仕へて、目附と爲る。川路、名は墨護、初め彌吉と稱し、後ち三左と改め、左衛門尉と稱し、幕府に仕へて、勘定奉行に至る。岩

時務的才幹

岩瀬と川路

○瀬は、俊敏果決、事に臨みて遲疑せず。川路は、練達縝密、局に當りて苟もせず。岩瀬は、高明晶潔、更に崖岸を見ず。川路は、眞摯誠實、艱難を避けず。岩瀬は、眼光銳利、善く人才を鑑別し、川路は、志操堅確、善く責任を重んず。而して、此二人、阿部に信せられ、烈公に愛せられ、東湖とは最も親密なる交際を爲しぬ。

東湖が岩瀬と相識るに至りたるは、何れの頃なりしや否やを知らずと雖、嘉永癸丑、東湖が、江戸に登りて烈公を輔佐する時よりして愈よ其親密を加へたるが如し。而して東湖の所謂進取的開國策に賛成し、以て之が實行に努力したるは、岩瀬なりき、其後東湖死し、阿部死し、進取的開國策は、實行するを得ざりしと雖、米國全權使節ハルリス來りて、和親條約の條款を議定せんとするに方り、滿廷逃避、一人の能く奮て之に當らんとするものなきより、彼は、斷然身を抛て、自ら任じ、往復論辨、燭以て晷に繼ぐもの、數閱月、始めて稍や之を貼定することを得たるものは（所謂安政條約）なりき。後年に至りハルリスが、人に語りて、當時の談判委員たりし岩瀬は、綿密に逐條の是非を論究し、余を以て閉口せしめたりと云へば、其推心勞力、實に想ふべし。

推心勞力
如何ヤ

岩瀬は、東湖と莫逆の交りを爲し、城府を撤して協心戮力し、互に國威を擴張せんとを期

其意見相
一致セリ

したり。また幕府の基礎を鞏固ならしむる點に就ても、其意見相一致せり。左れば、東湖の死後岩瀬は首倡して一橋慶喜を幕府の世子たらしめんとの議を建てぬ。岩瀬、以爲らく「此内外多事の秋に當り、將軍（十三世家定公）多病、内、列藩の人心を鎮めて、外、世界各國に應ずること能はず。而して宗室中を歴觀するに、能く時望に副ひ、以て今日の任に當るべきものは、たゞ一個の一橋公あるのみ。」と。乃ち意を決し、諸官一同、上請して「將軍老を告げ、一橋公入て嗣君と爲らば、政令途を殊にせず、賞罰多門に出せず、以て始めて此屯蹇を経て康衢に達することを得べし」と。親を立るの議を排し、賢且つ長を立つるを今日の急とするを進言せしに、閣老參政、大半之を嘉納し、天下有志の士も粗び之を泄聞して大に喜び、瞻望冀仰して、其時機の至るを待ちしに、何ぞ料らん、其言、未だ上るに及ばざるに、將軍、病俄に大漸に及び、前に彼に排斥せられたるの説、再び勢を得、遺旨を奉じて、親を立つるに決しぬ。而して岩瀬は、首倡の罪を以て、嚴譴を蒙り、墨水の別墅逸雲園に黜し、文久元年（辛酉）七月を以て卒しぬ。然れども、岩瀬が、其生命を全うするを得たるものは、其功勞の特に大なりしを以てなり。井伊直弼曾て曰く「岩瀬、輕賤の身を以て、柱石たる我々を擱き、擅に將軍儲副の議を圖る。其罪の惡むべき、

大逆無道を以て、論するに足る。然るに身首處を殊にするに至らざるを得るは、彼、善く國家の平安を謀り、籌畫圖に中り、鞠躬盡瘁の勞、没すべからざるものあるを以てなり」と。

爾汝ノ交

東湖の、川路に於る其始めて相見るに至りたるは、文政四年（辛巳）の頃に在り。東湖は其經綸時務に於ては、重きを岩瀬に置きたること掩ふべからざるものありと雖。其爾汝の交りを結びたるは、却て川路に多しと爲す。『見聞隨筆』に云ふ。

川路三左衛門、初め彌吉と稱す。父某與力を勤めけるが、彌吉少ふして石川左近將監の薦を以て勘定所へ出。寺社奉行吟味物調役となる。辛巳の歲、余、始めてこれを舟河原橋の宅に訪ひ、一見如故、其人物凡ならざるを知れり。三四年の後、仙石家の奸臣仙石左京なるもの、多く忠良を害し、私門を張り、終に不軌を謀りしとき、彌吉、寺社奉行脇坂中書を佐けて、其賊を斬し、忠邪明白に分別す。近來の快事なり、幾はくもなくして、川路、勘定吟味役を爲り、去年庚子、佐渡奉行に轉し、今茲辛丑六月、小普請奉行と爲る。其秋、公事を以て、暫く江戸へ罷役す。時に川路、既に飯田町に移り、居宅僕從、往日の川路に非ず。一夜、これを訪ひしに、其居室に延び、應對接遇、舊態を失せず、談論夜半に至りて歸る。

其交態の尋常ならざるを知るべし。

川路は、岩瀬と同じく姑息的開國を主とするものに非ず。川路曾て曰く「知彼知己、是真正憂國者之事也。若夫不審彼己之關係、而率然所快於外貌之一時、本、是小丈夫之所

姑息的開國ヲ主トスルモノニアラズ

應對溫和條理光明

爲耳。林則徐之事可「思可」思」と、此點に於ては東湖も同意見なり。嘉永（癸丑）露艦の長崎に入るや、彼は幕府の命を奉じて露使プーチヤチンに應接し、之に告ぐるに我國情の已むべからざるものあるを以てし、斷然、其要求を謝絶したりしに、露使も亦我正理の在る所に服し、終に争ふこと能はずして已みぬ。川路は、郭汾陽の雅量あるに非ず、また富文忠の才辯あるに非ず。然るに其露使に接するや、應對溫和、條理光明、意志剛強。終に其要求を謝絶し之を遣り歸したるか如き、折衝禦侮の才あるにあらざれば、安ぞ能く此に至ることを得ん哉。當時、東湖は、其門人原仲寧をして、川路の一行に托し、其門下生と云ふ名を以て之に従はしめ、其應接の事情を探り聞かしめぬ。亦以て川路と東湖の間に於る消息如何を察すべし。

東湖川路ヲ訪フ

川路の、使命を全うして、長崎より歸るや、幕府は、已に米使に逼られて、下田箱館の二港を開くことを約しぬ。川路歸りて阿部を責むるに、其處置の宜きを失するを以てす。而かも磁躰及はざりき。東湖、往て之を訪ひ、共に時事を論じ、咨嗟嘆息するもの之を久うしぬ。時に川路、長崎より齎したる麒麟閣製の唐詩一束を東湖に贈りけるに、東湖は、直に筆を把り、其一帳を展べて、即吟一首を書し、之に酬ひぬ。其詩に曰く、

兒童尙談
川路農

瀝瀝風委落、胸。兒童尙談川路農。苦心嘗斷奸臣獄。掉舌今當驕虜鋒。芳野春深香雪滿。難波秋爽月華濃。縱令幽夢追勝景。昭代慎勿從赤松。

川路、談中、明哲身を保つゝの語ありければ、東湖、其退くべき時にあらざるの意を寓す、
「縱令幽夢追勝景。昭代慎勿從赤松。」と云ふ所以。而して東湖が時勢の已むべからざるを察し、進取的開國策を建てたるとき、川路は、其贊成者の一人なりし也。

川路亦烈
公ノ愛ス
ル所ト爲

川路、また深く烈公の愛する所と爲る。一日、公、川路に謂て曰く「毫を揮て以て卿の爲にせんとす。詩歌文章、其自ら據ぶ所に從はん」と。川路曰く「敢て厚意を領す。然れども、子孫若し不學のものあらば、詩歌文章、亦何にかあらん、たゞ俗文を遺して以て子孫を贖むる、可ならんか。某太平の世に生れ、身を小祿の家に起し、以て今日に至る。徳川の恩、河海も亦留ならず。加ふるに、公の知遇を辱うするの厚き、此に至る、若し御差支あらざれば、某に『對公議御後關義仕間敷事』の數句を書して、賜はるを得ば、則ち庶くは後世子孫の實とするに足らん」と。公、之を聞き、案を拍て賞嘆し、直に筆を染めて其語を牛王紙に書せられぬ。

御爲第一奉存聊以後關義仕間敷事

齊 昭

君かためまつさき出るうめの花

やみこそなけれ我かほりには

其後世子論の起るや（橋本景岳の村田懸堂に與ふる書中に云ふ、「昨日も川路の咄聞候處、此も左迄の見は不承候へども何分日本に於て遠大の處置無之候ては不相濟、就ては魯と和親を結び且つ建儲を致し根本を固め候腹は有之鹽梅に御座候、乍去全く風波を恐れ居候由其内實に難澁なる咄共有之不計感慨落涙仕候」と）川路は、「橋派に屬し、岩瀬と共に大に朝幕の一致融化に斡旋する所ありき。左れば、井伊直弼もまた川路が、水戸に因縁あるを疑ひたりしが、一夜川路、謁を井伊に求め、烈公の書を出して、之を示しけるに、井伊の疑忽ち氷釋し、川路を嚴爵せざるに至れりと云ふ。而して川路は、戊辰の變、終に自刃せり。

東湖は、川路を推して「識者」と云ひ、川路も亦深く東湖を重んぜり。彼が、東湖に贈れる歌は、以て其交態如何を察すべし。

朝夕にみいくすれと世のちりの

拂へもあへすおくれいな

武士の君にさしけし身なりとは
忘れて迷ふ事のおぼかる
世のこまになつみもゆかず捨もせず
ちるさちらぬの中に遊ばん
はかなくもふはしに變る浮世より
夢まほろしは名のみなりけり
行路をふみやたかはん西東
朝な夕なにかはる市人

彼等は、其志を展ぶることを得ず、末路、蹉跌したりしと雖、其身を挺して、開國の經綸に幹旋し、邦家を無缺の金甌に全うせんとせる精神。凜凜として光を日月に争ふに足るもの有り。其功、豈區區たる斬馘擧の比ならん哉。

(註) 安政五年六月十九日、井伊直弼、ハルリスノ逼迫スル所ト爲リ、其議定案ニ調印セリ。初メ、井伊ハ、條約ニ調印セントスルニ當リ、朝廷ノ免許ヲ待ントスルノ意見ナリシニ、岩瀬、獨リ勅許ヲ待タズシテ之ニ調印セリ。ナシテ、井伊ハ、猶モ之ヲ諸侯ニ諮詢セント言ヒシ程ナリシガ、岩瀬、切ニ之ヲ論辯シタルヨリ終ニ之ニ屈シ、條約ニ調印スルニ至リシト云フ。
是ヨリ先ニ、條約草案成ルノ日、井伊、大ニ諸侯伯ヲ幕府ニ會シ、和親貿易ノ万々已ムベカラザル所以ヲ説キ、委細ハ、岩瀬肥後ニ渡述セシムメシト云ヒ、岩瀬、代テ其類末條理ヲ細説スルニ、言辭明瞭ニシテ、

少シモ遠慮スル所無カリケレバ、總クモノ、敢テ一辭ヲ措クモノナカリシ。然ルニ、已ニ退テ後、各意見書ヲ出スニ及テ、悉ク前日ノ言ニ反スルモノ多シ。岩瀬、大ニ驚キ、始メテ其書ノ臣下ノ手ニ成リ、諸侯之ヲ制スルノ權ナキヲ悟リ、是ヨリ烈公、齊彬(當時世子)容堂、閑叟諸公ニ説キシニ、皆其說ヲ容レ、大ニ其人ヲ信セシカバ、其聲望、世ニ高カリシト云フ。右「徳義十種」ノ記スル所ニ係ル。

第十一

東湖と齊彬

經世的眼識に於ては、鍋島閑叟に譲らず。經世的器度に於ては阿部裕軒に譲らず、而かも一世を籠蓋し、乾坤を再造するの力量ありしものは、幕末の政治家に於て、主として、島津齊彬を推さざるを得ず。齊彬の内外に對する經綸政策、烈公と相合するもの有り。隨て東湖は尊王の大義を發揚するに當り、齊彬を推して以て天下の大勢を動さんとせり。蓋し齊彬の、封を襲くもの、(輔幕黨島津豊後の一派、齊彬をして封を襲かしめざらんと欲し、繼嗣論の紛擾あり)烈公、翼贊の力に由ること、是れ實に齊彬と烈公と交情の親密なる所以にして、其外交に處し、尊王に處するに當り、終始提携したる所以也亦此に在り。

嘉永癸丑、米糧の浦賀に来るや、齊彬、薩摩に在り、地方を巡視せしが、之を聞き、直ち

烈公ヲシ
テ外交ノ
局ニ當ラ
シメント
ス

に鹿見島に歸り、衛士を發して、江戸に至らしむ。幕府の對外問題を列藩諸侯に問ふや、齊彬、漫に攘夷に雷同して、無謀の戦を開くの不可なるを認め、また彼に脅迫せられて、港を開くの不利なるを認め、専ら國防經綸を確定し、烈公を推して、外交の局に當らしめんとし、左の意見を載し、之を阿部勢州に贈りぬ。

今般亞米利加船より差上候書翰、和辭二冊拜見被仰付、商法之可否は不容易御大事に候間、存慮之趣不殘申上候様被仰付奉長候。

御免被仰
付候儀ハ
不可然

亞米利加人願之儀、此以前阿蘭陀より申上候琉球へ滞留之異人よりも毎々喧仕候事にて、一朝一夕之事にては無之。於彼方も御制禁之段承知之上、押て渡來仕候間、國法之趣も仰渡に相成候ても一通にては承知も仕間敷、乍然御打拂之儀は御防禦御手擧之折柄故、彌、必勝之儀無覺奉存候。假令一往は追拂候共海上自在の夷船殊に近來は唐國并無人島邊へ數艘滯船罷在候様子に相見得候間時々海運の妨可仕候。此度之御所置は實以御一大事之場合に奉存候。且此度願御許容に相成候ては、御威光薄き形其上阿蘭陀國王へ相對候ても御義理合に不相濟譯にも相當り、且又戰爭を御厭候て御免に相成候哉に外國にて心得候ては、永年の御爲殘念千万に奉存候。就ては此節御免被仰付候儀は不可然御時節も奉存候。乍然來年渡來之節は、直に御斷に相成候ては戰爭の端を開き候も難計候得は、成丈け年を延し候様無御御合被仰候て歸帆仕候様被仰付、其内海岸之御手當十分御仰付度儀も奉存候。三箇年程も夫形に延候御所置可有之奉存候左候て三ヶ年も相立候得は、諸國一統御手當整候は、必定と奉存候。軍役相整候は勇壯之人氣に御座候間打拂被仰出候共必勝之計如何程も可有御座と奉存候間御手當協所之儀は、浦賀を第一に被仰出其外要地之場所御評議の上委細被仰出度。兼て異國に於て日本の人氣勇壯之儀は體罷在候段及承候間御手當嚴重に相成候得は無禮之

海防總裁

水戸前中
納言

振舞仕間敷候。軍艦御全備之上は通船妨候ても如何程の御所置をも可被爲在候間、其上にては急度打拂被仰出方可然哉と奉存候。且又海防御手當被仰出候得は、頭立必定一身に引受致候様候者無御座候ては行届間敷殊に人心第一に候間御運枝方之御一人御指揮被仰出度御人體之儀送申上重疊恐入候得共當時御年輩と申入望と申異國の事情委細に御會得被爲在候は水戸前中納言殿の外は被爲在間敷と奉存候間海防之儀御委任被仰出候様奉存候。此度の儀は天下之御一大事に御座候間彼を知らしむるを得と御所置無御座候ては必勝之御真意は行届申間敷存候。能々御評議之上被仰出候様奉存候。何れにも今度直に御免被仰付候ては、御國體之趣如何にも恐入奉存候。前文儀申上候は實に恐怖之至に御座候得共、不願恐愚慮之趣不殘申上候以上。

但、石炭置場等の儀は猶又御免不被爲仰付方と奉存候。

齊彬が、眼光を國防經綸の全局に注ぎ、時に烈公を推して、之が要衝に當らしめんとするもの、其深慮の在る所を知るべし。

同時に、齊彬の、烈公に呈せられたる書中に左の一節有り。

極内世評承候へば、亞米利加は新國にて、御禁制以後の國ゆへ、邪宗の處さへ嚴敷被仰候へば、御免に相成候とも、先は宣敷委に候など申者も御座候やに傳承仕候。此儀乍恐、以ての外之儀も奉存候。亞船御免に相成候ば、英佛魯の三國は、如何可相成哉。是非可參は必定、其節の御所置、不容易事かと奉存候。御免の儀は何分不宜様奉存候。此節、御打拂の儀は御手當乍恐如何と奉存候間、以計策、年を延し、其内軍船遣立、其外諸大名へ海防嚴密に、被仰出候儀、第一の事かと、乍恐奉存候、既に此節、琉球にて、滞留、英人申間候には、今度亞人は、戰爭迄いたし、是非願違の心得故、終には、日本も承知可相成、左候得は、英佛魯の三國は、先年より望の所ゆへ、同様不相成候ては、不

相濟、左横相成候得ば、琉地へも諸國の船々參候て、繁島の土地に可相成と爲申由候に御座候間、乍恐此段奉申上候。

阿部ト齊彬トハ同意見ナリ

齊彬の意は、直に彼に逼られて、其強請に應ずれば、國威立たざるか故に、姑く計策を以て時期を延ばし、國防の完整を謀て、徐ろに之に處するに在り。知るべし、初め阿部が烈公の意見に聽て、米艦を遣り歸したるは、齊彬と同意見なりしことを。

肝胆映射

對外問題に就て、齊彬は、主として、烈公を推して、海防總督の任に當らしめんとせし程なれば、其精神の暗合する所あるを知るべし、烈公は、開港を口にせずと雖、必ず國防完備を言ひ、齊彬は、攘夷を口にせずと雖、必ず武備充實を言ふ。肝胆自ら映射する所無きにあらず。而して、尊王論に至ては、齊彬と烈公との意見、符節を合するが如し。烈公は、皇室を奉して幕府を輔くるに在り。齊彬の意見も亦粗ば烈公と同じく、倒幕的尊王を主としたる者に非ざりき。

嘉永癸丑六月、皇居の炎焼せらるゝや、齊彬は、獨り、近衛公に頼て、金五千兩を献したるに止らず。供御の充たざるを歎き、幕府の失度を責め、烈公、及び尾侯慶恕と謀り、幕府の注意を促かされぬ。其慶恕に贈る書中に曰く、

幕府ノ爲ニ謀テ忠

滿腔、尊王の精神、紙上に溢る。皇室の爲に誠衷を表すと雖、抑も亦幕府の爲に謀て、忠なる者に非ずや。

聊之事にて、第一人氣にも掛り、乍恐つまる所は、御不徳の基にも相成候間、何卒以來者猶また御手厚に被仰出、御所内御遺響者勿論、万事御不自由之儀無之候様被仰付候は、自然と天感も有之、諸國一同益々奉仰御仁徳（將軍家を指す）彌無爲太平之基、且者外國への開得も宜敷奉存候間、何卒神君御規定之通り、益々天朝を被遊御尊崇候様奉願上候

齊彬慶喜ヲ推シ東湖齊彬ヲ推ス

其後、幕府の外に對するや、益す出て、愈よ拙に、着着彼の乘する所と爲りて、毫も主動的方嚮を執ると能はず。また其皇室に對するや、尊敬の道を缺き、次第に朝野人心の紛争を惹き起し、年一年より甚しきを加へしより、烈公も、齊彬も殆ど幕府と反對の側面に立ちぬ。而して齊彬は、幕府の積弊を根本より革新せんが爲に、主として一橋慶喜を世子と爲さんとし、水戸に於ても東湖は、主として、齊彬を推して尊王の實を挙げしめんとせり。然るに、東湖、早く死して、水戸は黨派の紛争に苦み、齊彬は、天下有力の諸侯及び幕府の改革派と相一致して、將軍世子論に幹旋せりと雖、（越前は、表面に立ちて運動し、薩州は裏面に於て奔走せり、）終に志を得ず。未だ幾許ならず、齊彬薨し、水戸提携の計、效を

提携ノ計

奏せざるに至りぬ。重野成齋の『南洲逸話』に云く

「順聖院の考を、今から推察して見。又南洲などもさう言つた。いつれ開港。大開港をやる。即ち今日の通りの開港をやる。唯今日と違ふのは、幕府を倒さぬやうにする。幕府を仕變へて、天子を世に御出し申して、幕府は幕府で統帥する者を立て、置いて。人才は諸藩から用ゐて、ナットモ、門閥に據はらずして、人才を引出し、それで幕府を助けて往つて。大政は朝廷に歸し奉る。唯封建をスツマイ打毀し、四民一致と云ふやうにし、今日のやうに舊大名は華族にして、ままふと云ふところまでの計畫は、順聖院の頃には付かなかつたらうと思ふ。是れ皆勢何人も先見の此に及びしもの無し。そ、又は、順聖院が此場合に居つたならば、今の通りせるかも知れぬ。けれども、今日とは反對で。往時の朝廷の御政治に爲し、幕府は其下に置いて、其政權は奉つても、大名の属頭見たやうなものにする積りであつたらう。大名まで打毀す積りではなかつたやうだ。(勿論)順聖院の其頃の設は、さうであつた。併し幕府の任事は、勢に因つて變するから、今のやうにするかも知れぬ。唯幕府を助けやうと云ふ考へだけで。其身は終られ。水老公、閑叟公なども、其當時の見込は、皆同一ことである。

烈公が、齊彬と相結びて天下の計を議し、東湖の推して以て尊王の主働者たらしめんとせしもの、豈偶然ならん哉。

(註)

安政四年五月、齊彬、就國ノ途次、伏見滞在。一日近習ノ輩上下十名許ヲ隨ヒテ嵐山ヲ覽、歸途洛中ニ入リ、九門内ヲ拜覽シ、南門ノ前ニ至テ、皇宮ヲ拜シ、是ヨリ御築地内ヲ廻リ、宮城ノ模様ヲ窺ヒ、後櫻木街近衛家ノ別邸ニ休憩シ、夜ヲ犯シテ伏見ニ歸リヌ。

齊彬發行
皇宮ヲ拜
ス

居伊集院某ヲ呼ビ、之ニ謂テ曰ク「歸途洛中及ビ九門内ヲ拜覽セント欲ス。汝、宜シク之ガ嚮導タルベシ。然レモ、是レ固ヨリ發行ニシテ、人ノ知ルヲ憚カルヲ以テ、決シテ、嚮導守タルヲ知ラシムルコト勿レ。

万一、之ヲ問フモノアラバ、薩摩ノ供方ニシテ吾輩ノ知友ナリト答フベシ」ト。適ニ服裝ヲ變シテ野裝東ニ改メ、從臣ト共ニ騎シテ中立賣門外ニ至リ、馬ヨリ下リテ徒歩シ、御築地内ニ入りシニ、適マ小雨降リケレバ、自ラ笠ヲ用ヒ、南門ノ前ニ待リ、其着ケタル陣笠ヲ脱シ、地ニ跪キ、恭シク皇宮ヲ拜シタリ。此時近習傍ヨリ手笠ヲ賜シテ僅ニ雨ヲ蔽ヒタリト云フ。是ヨリ、公家御門通り乾門内近衛邸前横ケ辻日ノ門前ニ出テ、仙洞御所ヲ拜覽シ、九門外ニ出テ、櫻木街邸ニ入り、留守居等ヲ呼ビ、之ニ命シテ曰ク「速ニ、一邸地ヲ洛東岡崎邊ニ索ノ置ケベシ。來秋、琉球人ヲ俱シ、出府ノ途次、伏見大坂ノ間ニ滞留シテ、琉球人ヲ着坂ヲ待タン。然ルニ伏見邸ハ、狹隘ニシテ、京都錦小路ノ藩邸ハ、市街ニ雜ハリ、共ニ多數ノ人ヲ容ルニ足ラズ、故ニ新ニ東山ノ麓、閑靜ノ地ヲ撰フベシ」ト。留守居等其命ヲ領スルモ、其邸地ヲ必要トスル所以ヲ曉ラズ疑惑相半シテ退キタリトゾ。

齊彬、歸國の後、日に軍務を獎勵し、親ら精兵三千を率ゐて京師に出でんとする決心より推せば、其發行地理を相して多數の人を容るゝに足るの邸地を購ふことを命したるは、決して偶然たらざる也。

齊彬ノ世子、虎壽丸、六歳ニシテ夭折ス、東湖、烈公ノ使者トシテ甲冑ヲ齊彬ニ傳ヘシニ、齊彬曰ク「天命奈何トモスルコト無シ、タゞ、黃門ノ帛蓋ヲ謝シ、併セテ備力遠來ノ勞ヲ謝ス」ト而シテ東湖ヲ中山次右衛門(虎壽丸ノ抱守役)ノ家ニ延キ、酒饌ヲ供セシニ、東湖、一嘗サモ下サズ、中山、異ミ問テ曰ク「先生疾

アルカト。東湖、否ト云ヒ、筆視ヲ呼ビ、國詩ヲ書シテ之ヲ中山ニ與ヘヌ。

忠てふ道の二筋やある

後、東湖、有村俊齋ニ贈テ曰ク『余、曩ニ幼君ヲ吊問スルノ日、中山ノ家ニ在テ、厚遇ヲ辱ウセシモ、當日齊彬公ノ中情如何ト察シ、美酒珍饈モ喉ニ下スニ堪ヘザリキ。適マ一吟ヲ思ヒ出シ、之ヲ中山ニ示シ、以爲テク『中山、余ノ歌ニ由テ忠孝節義ノ談ニ及ブナルベシ』ト。何ソ圖ランヤ堪レ徒ニ之ヲ一吟セシニ止マルニ過ザラントハ、中山ハ、恐クハ是レ風色ノ人物ナルナカラン』ト。

○安政甲寅ノ頃、江戸ノ水戸藩邸内ニ於テ、一首ノ歌ヲ讀フモノ有リ。曰ク、

薩摩海八重の湖路は遠けれど

日本心はかばらざりけり

何人ノ作ナルヤ否ヤチ知ラズト雖、當時齊彬ヲ欽仰スルモノ有リシチ知ルベク。且ツ東湖ノ齊彬ヲ推ス所以ノ意推知スルニ難カラズ。

○齊彬、曾テ近臣ヲ差シテ、烈公ノ意見ヲ問ハレタルニ、公ハ一首ノ歌ヲ以テ答ヘラレヌ

今更に何を云出ん武藏野の

蓮の中のおさましき身は

是レ癸丑甲寅以前ノ事ナルベシ

○齊彬ノ烈公ト志ヲ同クシ、以テ國防經營ニ着手シタルハ、實ニ其世子タリシトキニ係ル。彼ノ嘉永元年（戊申）九月、齊彬ガ、烈公ニ贈リタル親書中ニ云フ、

軍艦等の儀も、私方にてはよき手段も御座候へ共、存候計りにて、中々行れ不申候。念に奉存候。領國中此節は少小は大砲等も御立仕候へ共、中々十分に行届不申。恐入奉存候。兎角何方にても名聞の所置、且聖教の政事多く、人心一知不仕、誠に歎息仕候事。に御座候。箇様の儀申上候儀恐入奉存候得共、種々御懇書成下候に付、乍恐奉申上候。亦以テ當時齊彬ノ境遇如何ヲ察スベシ。

第十二

東湖と南洲

東湖と、西郷南洲との關係は、佐久間象山と吉田松陰との關係に於るか如くならず。即ち南洲の東湖に謁して教を乞ひたるは安政元年二月にして、其江戸を去りたるは、同年末に於てせるのみ、然れども、東湖が、青年の南洲を待つに國士を以てし、之に告ぐるに、天下の大計を以てし、相提携して以て尊王の運動を試んとしたるは、其關係亦些小なりと謂ふべからず。

初め、藩士、有村俊齋（今の海江田信義氏）江戸に上り、教を東湖の門に奉す。東湖一日、有村に謂て曰く『貴藩の名士、幾人あるか』有村、曰く『巖に藩主、封を襲きしが、誠忠

青年ノ南洲ヲ待ツニ國士ヲ以テス

有村俊齋

の士、三十餘人、森臣の爲に或は刑に處せられ、或は流に處せられ、名士幾何も無し。東湖曰く、「貴藩の名士に乏しき所以のもの、之を詳にするとを得たり。然れども、一人の名士なしと云ふに至ては、余之を信せず」有村曰く「余に二人の朋友有り、一人を西郷吉之助と稱し、他の一人を大久保市藏と稱す。此二人は、青年社會に傑出する者。稍や用ゆるに足らん」東湖、曰く「善し、速に二人をして東上せしめよ」有村、乃ち書を馳せて事情を南洲に報じぬ。是れ南洲の東上して、教を東湖に奉するに至りし所以也。

彼ヲ見テ
變然タリ

安政元年二月、齊彬江戸に上り、南洲も亦之に従ふ。齊彬竊に手書を以て、南洲を東湖に紹介す、是に於て、(齊彬安政甲寅正月廿三日薩摩を發し二月八日江戸に達す南洲も亦之に従て來る)南洲、親友樺山三圓、及び肥人津田山三郎を伴ひて東湖を訪ひぬ。一方は、四十九歳の大人。一方は、二十八歳の青年。一方は、盛名赫赫、天下を蔽ひ。一方は、布衣の青衿書生。一方は、機擘縱横、雄辯湧くが如く、口を開けば膽を見はし。一方は、質實樸茂、寡言沈黙、氣宇自ら雄。一方は、四肘を展布して、人才を天下に求めんと欲し、一方は、豪傑を見て、抱負を語らんと欲す。其始めて相見ると、顔黒く眼巨なる東湖は、黃麻の外套を着け、朱室の長劍を佩び、彼の壯年男兒を迎へぬ。南洲は、彼を見て、變然たり。

〔實歴史傳〕には、南洲の東湖を訪ふや、樺山及鮫島某と共に之を訪ふとあり。孰れか是なるや否やを知らず。暫く書して疑を闕く)而して、沈黙して口を開かず。たゞ東湖の談論を聽けるのみなりき。其辭して將に門を出んとするや、東湖の骨相雄偉、風姿英爽なるを見、感ずる所あり、顧みて樺山に謂て曰く「東湖を見る、恰も盜賊の親分を見るか如し」

南洲は、東湖に接せしより、其人と爲りを飲し、屢ば之を訪問せり。而して東湖亦竊に齊彬を主働者として尊王的運動を試んとせる際なりければ、其南洲に對するや、肝膽を披き、赤心を推して之に接しぬ。一日東湖は、宴を設けて南洲を款待し、一大白を屬して酒を侑む。南洲飲を欲せざるも、強て之を盡したれば、忽ち酩酊し、嘔吐席を汚せることありき。東湖朴率にして飾らざるを見、後來有爲の器なることを認識せり。〔南洲手抄言志錄〕に見ゆ)曾て曰く「他日我志を繼ぐべきものは獨り此青年男兒あるのみ」南洲亦人に語て曰く「天下眞に畏るべき人物無し。たゞ其眞に畏るべきものは、東湖あるのみ」と。而して南洲は、東湖の紹介に由て、戸田蓬軒、原田成祐、武田耕雲齋等の諸士にも交接せり。當時南洲が、樺山(是より先歸國)に贈れる書中に、(安政二年六月)

皆々水府

今日は越前藩矢島錦助と申人の所に、津田、原田、(薩人)同道にて差懸候書にて、追々定日を立て、毎月出會の賦に御座候。皆々水府與にて面白次第に御座候。貴丈杯御出府中に御座候は、御同伴仕候へも残念の至に御座候。越前の事共承申候處、誠に羨敷次第いづれ君臣合休不仕候ては何も行れ不申、頼と水戸老公の後初政の模様に相何はれ申候。

と有り。又其翌々月(八月)樺山に贈れる書中にも、

扱四方の大儲、幕府より御召に相成、會澤も出府被致候。また面會不致候得共、奇妙に望を達候。羨敷次第に御座候。貴兄にも御聞及被成候は、唯々御残念の答と奉存候。越前の矢島錦助と申人、舞岸島の下屋敷學問所に被罷居、至極閑所に而、津田金に而柳川、池邊藤左衛門、原田、月々兩度つゝ定日相定め、朝より終日の會にて誠に面白、先度共は貴兄の噂共津田仕出申候、御遠察可被下候。皆々水府與にて、至極深密の談話に相及び、雄會相催申候。

當時南洲が、心を水戸に寄せつゝありしこと亦想ひ見るべし。

また重野成齋の「南洲逸話」に云く、

『或時南洲の直話に「手前は始終、水戸に使用して、老公の意見も、知つて居るが、老公の開港鎖港の論は、どう云ふ腹でなると云ふことを手前は知つて居るか。どう見て居るか。』斯う順聖院(齊彬)が南洲にお尋ねになつた。これは申上げずとも知れて居ります、申上げるにも及びますまい。チャンと分り切つて居るではございませぬわ。『實をなると云ふ考で居ると思ふか。鎖港をする考と認めて居るか。』左様でございます。是は固より疑ふところ一點もないと存じます」と言つたところ、順聖院は「まだ其位のことか」と言はれたことがあつた。丁度其質問を受けた當時、南洲が私(重野)に話したことがある。それから、南洲は始めて景山老公に、何か深意のある

余ノ頭一
日ヲ保ツ
ヲ得ズ

ることだと思ふことを知つたと思ふ。それは順聖院の見るところはチャント定つて居る。老公は表に鎖港を唱へて居ても、内心はさうではない。併し鎖港論を唱へなければ、當時の人心が落着かぬから、鎖港論を唱へて居るけれども、それは表面上のことで、深意のあると思ふことを始めて知つたと思ふ。成程景山公は決して鎖港に固まる人ではない。あれは一時の人心を安せしむる策者と見える。尤も之れを補佐したのは、藤田東湖だ。東湖は、世人も知つて居る通りの大人物。平生傲然たる大言を發して、書生などを籠絡して(抑揚過甚)「我國が豊となつても攘夷をしなければならぬ」と言つて居た。私も度々藤田に逢つたが、橋子健二郎(原注今)十二三歳なる前髪少年を側居えて「こいつどもを真先に立て、大砲の筒先にて美事に打死致させます」とはらく涙をこぼして話したが、其實はなかくさうではない。亦以て南洲が、齊彬の命を奉じて、烈公、及び東湖の間に往來したるを知るべし。東湖は、齊彬を推して、尊王的運動を試みんとせり。其南洲を見るや、延て以て大事を成さんと欲せり。東湖一日、南洲の來るを見て、之を別室に招き、竊に之に告げて曰く「余は、卿の、沈黙にして善く果斷に富むを知る。故に敢て國家の大事を談せんと欲す。然れども輕薄者流をして、之を聞かしめん乎、則ち大事忽ち洩れて、余の頭も亦一日を保つことを得ず」と。終に之に説て曰く「天下の大政を掌握する者は、強大なる權力無かるべからず。已に此權力有り、事に臨みて、勇斷果決、一步も假すべからず。幕府が、朝廷より文武一切の大權を委任せらるゝ所以は、亦實に事に臨みて、其機を誤らざらんが爲めのみ。然

天子親政ノ實
聲望實力兼備ノ雄藩

るに昨年、米國水師提督ペルリの來るや、幕府、驚惶狼狽、纒に回答の猶豫を乞て、東奔西走するも、而かも一籌も出でず。堂堂たる柳營、果して人有りと謂ふべきか。一米國を以てすら此の如し。今より露英佛の諸國、陸續、來りて貿易を求むるに當り、將に何等の措置に出でんとするか、幕府、其人無く、優柔含糊、上は以て朝廷委任の旨を盡すこと能はず。下は以て天下の輿望に副ふこと能はず、其結局、侮を蒙り、國威を汚すに至らんこと、火を觀るが如し。事、苟も此に至らば、神州の不幸、是より太甚しきは莫けん、今日我國の前途の爲に、之を策するに、天子親政の實を擧げ、内、以て國民の統一を謀り、外以て適宜の條約を定め、列國對峙の長計を畫するに在るのみ。是れ實に至難中の難事にして、之を口にするだも容易ならず。左れば此大事に任ずる者は、聲望實力兼備の雄藩、が率先盡力せんことを要す。今や、熟ら天下の諸侯を視るに、聲望高きものは、實力に乏しく、到底大事を謀るに足らざる也。獨り薩侯齊彬公、聲望實力、共に一世を壓し、亦能く此大任に膺るに足れり。苟も公にして、一たび臂を擡げて尊王の大義を唱ふるときは、天下の諸侯、靡然として、之に従はんこと必せり。此に至りて大義明かに、人心正しく、國力強らん。今日の事、此一事を擧ぐるより急なるは莫けん」と。東湖の所謂尊王者は、

帝國ノ運命ニ窮ス

固より倒幕の尊王にあらず。齊彬を奉じて尊王の大義を明にし、幕府をして皇室を奉じて其弊政を革新せしめ、内以て國家の統合、民心の歸一を謀り、外以て對外の策を確定し、列國の大勢に應せんとするに在りしのみ。
東湖は深く南洲と相結托して、大に爲す所あらんとせり。而して大に爲す所あらんとするに際し、忽焉として震災に斃れぬ。南洲、時に藩邸（芝田町）に在り、之を聞き、諸同志と共に大息して曰く「嗚呼我帝國の運命、茲に窮す。天何ぞ此賢豪を奪ふの慘なるや」と。當時、南洲が、樺山に贈りたる書に曰く、
寒氣相逼候處、彌以御壯業、幸珍賀候。隨而小弟にも無異罷在候間、乍憚御安意可被下候。扱去る二日の大地震は、誠に天下の大變にて、水戸の兩田もゆひ打に被達、何とも無申譯次第に御座候。頼、此限にて何も申口は無御座候。御遺骸可被下候。此旨死々如此御座候。恐々謹言。
其後南洲は、藩に歸り、齊彬の命を奉じて京師に上り、尊王的運動を試んとするに際し、齊彬俄に薨せしより其計畫全く齟齬し、而かも奇禍を以て酬ひられぬ。然りと雖、南洲が、後來、大藩合同の策を決し天下の志士と相提携して以て維新中興の基を開きたるを思へば、東湖の精神的感化力も亦無しと謂ふべからず。

精兵三千

(註) 南洲、關東ヨリ歸リ、一日、齊彬ニ囑語シ、密ニ關東ノ動靜ヲ報シ、且ツ「井伊直弼、大老ト爲リ、威權赫灼、之ニ抗スルモノ無ク、有爲ノ諸侯皆屏息シ、動王ノ策、施ス所無カラントス」ト大意シテ之ヲ陳セシニ、齊彬、從容トシテ色ヲ動サズ、曰ク「時勢此ニ至ル、亦策ノ施スベキ無キカ」ト。南洲曰ク「已ム無クバ、暫ク中止センノミ」齊彬曰ク「吾、精兵三千ヲ率テ京洛ニ出テ、禁闕ヲ守護シ、狐疑ノ諸侯ヲシテ其去就ヲ決セシメン。果シテ然ラバ、天下ノ大勢茲ニ定ラン。豈茫然手ヲ拱シテ其制馭ヲ甘センヤ。汝、速ニ往テ其地ヲ定メヨ」ト。觀ラ金及ビ物ヲ賜フ。南洲大ニ喜ビ、欣然命ヲ奉シテ即時發程、大坂ヲ過キリ京師ニ出テ奔走シツトアリシニ安政五年七月、齊彬ノ訃通ス。南洲、痛哭シテ止マズ、終ニ月照ヲ伴ヒテ國ニ歸リ、踏海ヲ試ムルニ至レリ。

第十三

東湖と容堂

山内容堂

歴史上ノ關係

烈公が、尊王の大業を成さんとするに當り、其能く相提携して、事を共にしたる者は、薩侯島津齊彬を主とし、越侯松平春嶽、尾侯徳川慶恕、土侯山内容堂及び宇和島侯伊達宗城、の如き、其最とも著るき者たり。

山内容堂、名は豊信、容堂は其號。嘉永元年土佐侯豊悖病有り、容堂を養ひて、封を襲かしむ。山内家は、外藩の諸侯なりと雖、關原以來歴史上の關係は、殆んど徳川恩顧に均し

東洋東湖

容易ニ應

小南五郎

きこと、細川、藤堂兩家と相近きもの有り。而して國富み兵強きこと、敢て薩長に譲らず。容堂、聰明の姿を逞うし、聲名天下に聞ゆ。東湖の、肝膽を披て、交を納れ、共に事を謀んとせしもの、偶然ならず。

一日、參政吉田東洋(名は元吉)容堂の命を奉じて、東湖を訪ひしが、東湖は、一擧、之を書院に請し、宴を設けて之を饗し、互に胸襟を披き其議論を上下せり。吉田は、東湖の機鋒犀利にして一點の隙も無かりければ、節を折りて、厚く禮を述べ、歸て之を容堂に報じぬ。其後、吉田、屢ば、東湖を訪ひ、駕を鍛冶橋藩邸(土佐侯)邸に在けらるべき旨を通せしも、東湖、容易に之に應せざりき。初め吉田は、或人の家に於て、東湖の物せられたる「常陸帶」を借て之を讀み、其經綸を欽慕するの餘り、之を容堂の瀏覽に供せしに、容堂大に感動し、さてこそ吉田を東湖の許に遣はされたるなれ。

容堂、また御用役小南五郎右衛門を使者として、東湖の許に遣はしたるに、東湖は、君側の御用役を使者とせられたりと聞き、快よく之を諾し、更に小南を、己の居間に伴ひ、一家内の如く、懇ろに饗應し、東湖自ら金銀の塊もて作りし大杯を手にしつ、「此杯は、主人中納言の賦之進に賜はりしものにして、酒を過しては中風の恐あれば、朝に三杯、晝に

小南ヲシテ
テ感動セ
シム

三杯、晩に三杯と仰付けられたり」と語り、其座に侍りし夫人をして、文武山正氣歌を誦せしめ、また幽谷の未亡人（即ち東湖の母）も入り來りて、前後赤壁賦を誦するなど、東湖が人を待つに、磊落、毫も城府を設けざる處、痛く小南をして感動せしめぬ。蓋し東湖が此の如く小南に對して、一見書の如く、肝膽を披きたる者は小南が、戸田蓬軒と江戸に於て、或る砲術家の同門たりし事あるをもて、東湖は、戸田より已に小南の人と爲り聞き得たるを以て也。亦以て東湖が眼を天下の人才に注ぐの周到なるを知るべし。

四十二万
石ノ君臣
ヲ呑ム

東湖は、翌日、始めて鍛冶橋の土佐藩邸に至り、容堂に謁しぬ。東湖は、朱室の長劔を佩び、片衣つけて、最ど質實なれども、其方面巨眼、威風凜凜たるの狀、殆ど四十二萬石の君臣を呑むの意氣ありしと云ふ。やがて容堂酒宴を開て之を饗し、杯酌數ば巡り、談論古今に出入し、興味津津として湧く。談適ま「六雄入將論」に移りしが、容堂は小南に向ひ、「元龜天正の諸將中に於て、余か模範と爲るものは誰ぞ」と問ひしに、謹厚なる小南は「毛利元就」と答へぬ。容堂「元就か、余は不平じや、若し吉田ならば織田信長と申すなるべし」と云ひ、未だ吉田の答さへ無きに東湖は呵々として「また、公には御にやくい、い」と云ひぬ。容堂「何ににやくいと申すか、然らば余一番腕押の勝負せや」と云ひければ

御ニヤク
イ

容衆者人
君之徳

東湖も「面白し、御相手然らん」と容堂の前に進まんとするより、小南徐に之をとりなしけり。東湖、乃ち筆を把て「容衆者人君之徳也」の八字を唐紙に書し、容堂の御覽に供しぬ。筆勢雄偉にして、容堂の平生英果自ら用ゐらるゝを諷するの意、極めて切實なれば、容堂公を始め、大に之を賞嘆せり。尙容堂には、「是れ余か座右の銘と爲さばや」と申されしに、東湖は、「急よ御手許に置かるゝならば更に歸宅の上、淨書して差上ぐべし」とて辭し、小南は「然らば此一枚は、小生に與へられよ」と望みしも、東湖は、頭を掉て、之を己が懷中に卷きおさめ、再び數杯を酌みて、御暇を申したり。

武市瑞山
以前尊王
思想ノ發
達セル第
一期

是より、容堂は、東湖を媒介して、始めて深く烈公に結び、隨ひて、吉田、小南の如きは、常に水戸藩士と相往來し、東湖もまた、屢ば其門弟子をして、小南の許を訪問せしめたり。是ぞ武市瑞山（名は半平太）の起りし以前に於て、土佐に尊王思想の發達せる第一期なりとは聞えし。

謀叛コト
上策ナク

其後、東湖も、屢ば鍛冶橋の藩邸に至り、容堂の前に、雄辯を揮ふを常としける。一日、容堂は東湖に向ひ、「今日の時勢に、余の如き者は、如何にして千古の大業を立つべきぞ」と尋ねたるに、東湖は「左ればなり、謀叛より上策は無からん。水戸の如きは、徳川家の

勝ア大言
スル乎

親藩なれば、何程尊王の念深しと雖、弓を宗家に曳き、旗を京師に立てんこと、其時機ありとも覺えず。若し外藩の諸侯なれば、主人の中納言も生涯此儘には、杓果申すまじ」と、酒の酔にまきらしつゝ、眉を揚げ肩を怒らし、憚かる所も無く、答へければ、其の坐に詰合ひし人々は、唯呆然として言ふ所を知らざりき。容堂は、一たび之を首肯し、更に東湖に向ひ、「先生復酔て大言する乎」と云ひ、其夜の酒宴は、何事も無く、果てたれども、痛く幕府の嫌忌を憚かり、當時誰ありて、之を口外にするものなかりしとぞ。

然りと雖、後日將軍世子論起るに當り、容堂、正しく水戸派として、越後薩侯と其意見を同らせり。即ち容堂が、幕府の體を得て、隱居の嚴命を蒙りたるは、實に侍臣大脇某をして、大橋渡之助と變名せしめ、京都に在て、竊に其内室の父君たる三條實萬に通じ、東西相應じて、一橋慶喜公を立るに力を致すべき密使を立て玉ひし一事、最も其重なる條件なりしと云ふ。

要するに、土佐に於て、尊王論の奮興したるもの、東湖の感化力、亦た與りて力無しとせざる也、彼の小南が、武市瑞山と共に尊王的運動に奔走したるもの、是れ其一例にあらずや。

東湖ノ感
化力

東湖ノ感
跡

(註)

吉田東洋、上州長瀧村ニ管居中(當時讀書ノ聲ヲ絶キテ靜遠居ト稱ス)一書ヲ藏シテ、之ヲ東湖ニ寄ス、題論正大、光芒四射、洵ニ東洋集中ノ出色文字ナリトス。後、東湖ノ計ヲ聞クヤ、其鑿谷宥陰ニ寄セタル書中ニ於テ、深ク之ヲ悼惜セリ。東洋、夙ニ東湖ノ人ト爲リテ慕ヒ、マタ水戸ノ學政ヲ模シテ、學館ヲ建立シ、名ケテ「致道館」ト曰フ。

◎東湖カ容堂ノ前ニ書シタル眞跡ハ、其後、子島藤田小四郎ヨリ毛利侯ノ許ニ送ラレシガ、維新後、皇上帝下ニハ東湖ノ眞跡ヲ求メ玉ヒ、毛利侯ヨリ右ノ眞跡ヲ宮内省ニ獻セラレタリ。小南カ、明治初年、特旨ヲ以テ、千圓下賜アリシ御禮ノ爲ニ上京ノ節、宮内省ニ於テ、其眞跡ヲ拜覽セシニ、正シク當時ノ揮毫ナレバ、小南ハ爲ニ眞跡ノ派ニ堪ヘザリシト云フ。

第十四

東湖と長岡

東湖と長岡監物との政治上に於る交際は、また尋常ならざる者有り。吾人は、一言の以て之を記するものなかるべからざる也。

長岡監物、本姓は米田、名は是容、肥後細川侯の老職にして、秩祿一萬五千石を食み、藩士の上位に班するを以て、細川の支流長岡の姓を賜はる。監物は、鎮西に於る、盛徳の君子として、重きを持し、一藩の士風を鼓舞せり。而して、監物の江戸に上りたるは、實に

嘉永癸丑の際にてありき。米糧の浦賀に来るや、幕府、肥後藩をして、相州大津を警備せしむ。細川侯乃ち親書を賜へて監物(當時退隠中)を起しぬ。監物決然として自ら誓ふ所有り。歌を賦して曰く

思ひ入る道にこの身は捨小舟

風吹かは吹け浪立はたて

其平生道を信するの篤き、想ひ見るべし。

夫人亦志氣ある者、其首途を送りて曰く、

今更に何を惜まん君を思ふ

君か心をかねて知る身は

監物は、東行の途上、早梅の開けるを觀、歌を賦して曰く、

あくれしの心は同し梅の花

我も弓矢の道のさきかけ

烈志鬱勃たる亦以て見るべし。

監物が、江戸の熊本邸に至るや、先づ中小性の事務室に入り、之に謂て曰く「國家多難の

際、諸士の屬精眞に附すべし」

其後、監物は東湖及び蓬軒と相會し、互に肝膽を披きて、議論を上下し帝國經綸の前途に就て講究する所ありしが、兩田は、彼を評して「其人と爲り、曾聞に勝る所あり」と云ひ、彼も亦兩田を稱して爾か云へりと云ふ。其意氣の相投する所あるを知るべし。

監物は一日、東湖に囑するに、小松公、及び補公の贊を以せしに、東湖之を烈公に言上して、公の贊を請ひ、之を監物に贈りぬ。當時東湖より監物に寄せたる書簡に曰く、

鄙儒致啓上候。冷暖不定之氣候に御座候處、愈御安健被成御座、珍重御義奉存候。然は、小松補二公之贊、拙筆揮、御座候。天朝名臣之贊辭、野生輩相認候は、深く憚入候間、御辭退可申奉存候處、折角之御願空しく返璧も心なく候間、昨五日、前中納言殿内覽に入候處、幸附暇に被爲在、直に八分にて願字様に被相認候間、即御返し申候。尤全く野生心得にて申立候義ゆへ、別段御挨拶等に及不申候。浦賀へは、いづころ御出張相成候哉。忠孝の字面、御出陣の御さしにも相成候は、大慶仕候。出仕前乍例亂筆草々

四月六日

本文難をさけ相認申候。御返書は右に不御認可被下、御返書直に一覽に入申度候。相成候は、實詠にても御添被下候は、大慶仕候。尤浦賀より御歸り後にもよろしく御座候。草々々

六日

監物 棟

誠之 通

書中に所謂贊辭とは、小松公に純孝。楠公に精忠と云へる四文字なりしと云ふ。監物は、深く、烈公の親誼に感じ、直に二首を賦して呈し奉りぬ。

是そ此學びの窓の明暮に

心をみかくかゝみなりけり

世におふるかゝりありけりかゝる身に

かゝる恵の露の下ぐさ

公も亦歌を賦して監物に與へぬ。

誠ある人のこゝろを種として

生出るものは大和との葉

監物は、浦賀滞戍中、書を東湖に寄せて、左の歌を添へぬ。

「愚かなる身もいにしへに生れなば、君かたのみとなりましものを」と大塔の宮の陵

にて景山公の卒都婆に書付け給ひつる筆の跡に

數ならぬ身もいにしへに生れえぬ

うらみはあなじ恨なりけり

東湖、之を公に進めしに、公痛く感歎し、是より益す監物を敬慕せられしと云ふ。

其後、監物は、肥後に歸りしも、東湖との書簡の往來を絶たさざりしと云ふ。一日、監物は、左の歌を賦して東湖に贈りぬ。

いつかまた別れし人にあふ坂の

關のひかしの空もなつかし

東湖、乃ち左の歌を賦して之に酬ひぬ。

いつしかと月日涉りしかひありてまぢみし日より旅ころも、別るゝまでにかたらしひし互いの心をしるからに、ひかしの國に問よかし西の國にてあはましのふかき契もさゝら波かゝらんためそ野も山も關の戸さゝぬ君か代の後の代までも日の本の神の手ふりをまきひろめ法の道なる空言に埒をめぐらし本末の中つ敷をつたへつゝかたみに行ん敷島の道

反歌

あかなくは別れにしかは我心

相坂の關を越ぬ日はなし

西東身は隔たれとみよのたれ

あもふ心の二つやはある

梓弓矢たけこゝろをぬりあこし

引かへさなん磯城島の道

烈公、監物の江戸を去りしより屢ば侍臣に向ひ「長岡は如何にしや」と宣給ひしと、其公の爲に信ぜられたると此の如し。西郷南洲又嘗て曰く「今世、亦長岡先生の如き君子無し」と。鎮西の士、識ると識らざるとなく皆曰く、「長岡先生は、獨り當時の賢大夫のみならず、實に古今傑出の人物なり」と。其東湖と肝膽相照らす者、豈偶然ならん哉。

監物は、其主義政策に於て、一より十まで東湖と相合したるや否やを知らず。然れども、其純忠至誠、尊攘論の本領に於て、毫も齟齬せざりしとは、疑を容れず。而して、烈公及東湖は、肥後の如き雄藩と結托するにあらざれば、尊王の大業を成就すべからざるを視、監物も亦水戸と相結托するにあらざれば、志を展ふると能はざるを知り、相計畫する所あらんとせし也。但し、監物は、早く江戸を去り、東湖も亦未だ幾ならずして卒し、其志は行はれずして止みぬ。

第十五

兩田

東湖と蓬軒とは、烈公の兩輪と爲り、以て力を君國に效せり。蓋し戸田氏の先は、信州松本侯（松平丹波守）と同族にして、太田攝州の薦に由り、始めて威公に事へ、頗る闊達なり。蓬軒、文政の季年、大番と爲り、目付に轉し、其請はすして江戸に赴きたるを以て、落職家居、尋て近臣（通事）と爲り、遂に用人、側用人、參政を歴、擢てられて執政と爲り、上大夫に班す。東湖は、初め進物番を以て史館の編修に補し、郡宰に轉し、近臣と爲り、政府吏に任し、乍ち其職を免し、尋て側用人と爲り、遂に下大夫の上に班すれども、門地より論すれば、蓬軒の比にあらず。而かも其主義精神相合し、忠愛國に許し、至誠君に盡すに至ては、則ち一也。

蓬軒は、東湖の如く磊磊落落、一世を顛倒し去るの手腕無しと雖、其器度宏遠、雅量恢廓、千頃の波の如く、清濁併せ呑むところ有り。蓬軒は、東湖の如く、風雲變幻、虎豹出沒の機略に欠くと雖、明眼洞識、八面玲瓏、大事に糊塗せず、小慮滲漏せざる處有り。蓬軒は東

湖の如く、雄斷果決、人目を驚かすの勝力に乏しと雖、從容嫺雅、變に處して、驚かず。事に臨みて、綽綽餘裕有り、蓬軒は、東湖の如く、雄辯滔滔、議論風發、傍ら人無きが如きの意氣無しと雖、質實醇和、神情溫粹、謙虛士に下り、詞通衆を容るゝ處有り。豊田天功曰く「君(蓬軒)天性溫和聰敏。容貌整秀未嘗疾言遽色。愛君下士、終日怡々如也。然臨大節。確然不可奪。其蒞政處事。察形勢。盡規慮。廣詢博議。必歸至當。而後已。是以君公爾待。僚友愛慕。内外靡然無間言。一時正人善類。皆願以爲蔭庇。忠言讜議。皆繇此而得達」と。亦其人と爲り如何を想見すべきなり。

天保の初め、吉田平坦、(通稱平太郎、即ち東湖の姉夫たり)「水のへすし」てふ書を著はし、文中反對派を撃ち、烈公の徳を稱す。蓬軒之を聞き、其輕忽自負、徒に敵黨をして忿激せしめんとを慮かり、公に言上して其出版を止めしめぬ。其書左の如し、

而而奉旨上候。此度水のへすし申候書物出來候處。其意味哀公權御代より事始め、乍恐當御代に被爲成候節之御次第。且御國より急登仕候者御座候尊之義、相認候由之處。此書と申は、吉田平太郎作に而他所へも指出。御國へも相下し可申存意にて。第一には奉入高覺にも候存意之趣に承知仕候處。哀公權は徳義を損し候義有之且極々密成御職迄も認め候由に而他所は勿論御國へ下しに相成候ても甚不宣候夫れどもに數十年の後に罷成去冬之義へ御加はり不申者認め候書物にて世の中へ出候ものなるは宜敷候得共御職に相捕り候身にて右一件委細に相認め廣く指出候ては

徳美ニシ
テ慮遠シ

却而名を好み爲に其人數へも相加り候哉と疑なも請、且は此節御國へ廣く出候ていよく名利之者故、右様書物も江戸同志之者打寄相認め候義にも可有之と被申候義。眼前に可有御座と奉存候。さもなく候てさへ志御座候人物は疵を付度き存意の世の中に御座候得は去冬中御大變之禍之義は、人々志し候通り當御代にも被成候得は夫迄に而存寄も相届候間、今更其時之次第等新に出來候義再び事を起す之意味に而、平太郎様相認め指出候ては尙更御不宣候小事の續に候得共、名利之爲御標と申候起り候節は甚上の御徳義の害にも罷相成候間、未だ清書は半ばの由に候得共一通り御覽被遊候は兎も角も其後は秘し置候候に成とも爲仕度。平七。甚太郎。萬吉。(編殿平七立原甚太郎今非萬吉)小臣に於ても同意に御座候中、尤も出來候事に御座候得は、小臣等より指留候連も用ひ不申候は指見へに候間御是非此段奉旨上候。

天保元年
八月廿五日

忠 啟

夫れ敵黨を撃ち、自黨を稱するは、人情の常にして、また其弱點なり。而して、蓬軒は、味方を譽むるを以て、徳の累と爲し、其書をして出版せざらしむ。何そ其徳の美にして、而かも其慮の遠きや。後の政黨者流、其疵を求めて相撃つ者、此風を聞て鑒すべきかな。天保十三年、烈公、封内一切の銅佛及び梵鐘を毀ち、之をして、銃煩を鑄らしむ。當時、蓬軒は、公に告げて曰く「撞鐘は、之を鑄て錢などに造りたる例も之れあれども、濡佛たけは、止められたし」と。公、其故を問ひしに、蓬軒曰く「如何にも俗に等しけれども、

何を云ふにも、濡佛は、目鼻もあれば、物を辨へざる俗物にして、佛法を信するものは、情けなきなど言ひ觸らすやも知れず」と。公、乃ち之を結城（寅壽）に問ひしに、結城は、公の意を賛し、「國家の爲に無用の濡佛を毀つ、何の差支あらんや」と答へぬ。是に於て、愈よ濡佛を毀つに決す。遂軒、また公に告て曰く「國家の爲めとあれば、致し方もなければ、常盤村谷中光臺寺の濡佛のみは、之を毀たざらんとを請ふ」と。公、また其故を問ひしに、遂軒、曰く「光臺寺の濡佛は、貞公（名は宗翰、即ち文公の父）の時、御家中に奥山市之衛門と稱するものあり。一旦遁逝、孤子亦早く没し、家名終に絶つに至る。奥山の家奴甚介なるもの、主家の断絶を嘆き、光臺寺に入りて剃髮し、自分の食を減して金を積み、苦辛經營の餘、主家の記念として之を建立したる者なれば、尋常一様の佛にはあらず。今日の風氣、輕薄習を成し、主家断絶せば、直に外に去るもの、滔々皆是なり。然るに、彼が、主家を憂ふるの心は、即ち國を憂ふるの心にして、實に後世義僕の模範と爲すに足れり。故に此佛だけは、保存せられんとを望む」と。結城曰く「光臺寺の佛のみを保存せば、其所爲、偏頗に失し、却て僧侶の憤惋を招かん。故に之を毀つに若かず」と。公も亦之に従ふ。遂軒、また復公に向ひ「光臺寺濡佛の銅は、某之を献納するに付、之を毀

つこと、見合せられたし」と言ひしに、公、終に聽かず。遂軒、又、曰く「海防の爲に之を毀つは、固より已むを得ざる所なりとすれば、其代りに、石を以て其佛を飾り給はんことを請ふ。果して然らば、海防の用も辨し、義僕の志をも後世に傳ふに足らん」と。公、また之を結城に問ひしに、結城は「石を以て之を飾るも、其費用を要すれば一なり」と主張し、飽くまでも、遂軒の所論に反對せり。遂軒また公に謂て曰く「石を以て之を製すれば、費用を要すべしとの事なれば、碑を建て、忠義の志を後世に傳ふると不可なかるべし」と。烈公終に之を納れ、文を撰して碑を建てたりと云ふ。夫れ濡佛の事たる、瑣瑣たる一小問題にして、言ふに足らざるに似たり。然れども、公の禍に罹る、實に其僧侶沙汰、鐘佛破毀の過激に失せしに由れば、彼の忠諫、其思慮の深遠なる實に感歎に堪へざる者有り。遂軒少壯、笙を吹くを嗜みしかども。嘉永癸丑、東湖と共に江戸に上り、國事に執筆せしより、また笙を吹かざりき。藤士有村俊齋、一日、遂軒を訪ひしに、遂軒俊齋を一小樓に延く。一室僅に六疊に過ぎず。遂軒曰く「此樓、頃日落成せり。其前面に當りて、雙塔たるものは、後樂園の松林にして、一たび此樓に登れば、則ち山中に在るか如く、神機玲瓏、塵機自ら息むを覺ゆ。余、少うして笙を嗜みしに、曩に東湖と共に禁錮に在ると、九

東湖ニ及
ハザル所
以

啓沃補益

年。笙を吹かざるとまた久しかりき。然るに此樓を經營するに方り、幽情轉た動き、一吹を試みんとを思ひたれば、之を東湖に告げしに、東湖は「笙は、雅樂にして、鄭衛の音にあらざる。之を弄する固より可なりと雖、畢竟玩弄の器たるに過ぎず。今や、ペルリ來航以來、天下の人心、其嚮ふ所を知らず。是れ實に志士仁人、饑食を安んせざる時たり。左れば、吾人にして笙を吹く。知らざるもの、或は吾人を以て逸樂に耽るものと評するとなきを保せず。少しく猶豫しては如何」と云へり。嗟乎、東湖の言ふ所、實に理有り。吾亦是より笙を手にせずと雖、心中恍然として、此一念を發するとあるは、是れ吾が徳義の未だ東湖に及ばざる所以なり」と。蓬軒は、殆ど雲中の仙鶴の如し。而かも實に堂堂大臣たる品格を具せる經世家なりし也。

蓬軒は、東湖と共に表裏相應し、内外相輔け、終始、功を同らし。國家の爲に至計を陳す、豊田天功曰く「大將軍、延景山公、問防海策、公亦急召君至江戶、命掌内外事務。今公寵君甚至。國政無大小、率聽其議、裁決。啓沃補益、前後甚衆。太君夫人、亦命君輔贊今公」と。順公、「帝誠の二字を兩田に賜ひ、蓬軒は「忠太夫」と稱し、東湖は、「誠之進」と稱す。當時、東湖が、其親友大久保要に贈れる書簡有り。即ち左の如し。

一筆政啓上候。甲辰五月、弊藩厄難以來、彼是萬御配慮何角御周旋に相成感佩の至に御座候。追て老君にも無所殘被蒙恩命、隨て頑鈍の野生蠶より餘澤に沐浴一同安堵仕候。さくに裁一書相呈候旨之處、いづ方へも無沙汰に相通候故、心外延引候段御海想可被下候。尤元來世道之爲御周旋之儀聊一己の御禮申述候筋には無御座候共、年來の御懸意私情も亦難默止、如斯御座候。恐惶謹言。

十月十五日

大久保 要 様

藤田 誠 之 進

再啓、朝夕漸寒、愈御安健被成御起居奉賀候。野生万死之餘、先々個強罷在候御一、笑可被下候。追々御承知に御座候中、午の十二月、公邊より登居御免、藩より懷被命、未の冬隱居儀如元、去々子の春始て禁籠を脱し、東湖と改名。去丑の七月六日南公の命を蒙り、翌日月田山園一同上達、十一月十八日左之通兩君の染筆を蒙り、

當君印章

誠者天之道也、誠者人之道也

老君印章

誠者天之道也

本文之通り、改名候様被命。尤月田事も右同様忠の字を賜り、改名仕候、名前違ひ候ゆへ、爲念乍序御吹聴得貴意候。蓬軒は、東湖の如く、筆を下せば、千言立るに成るの才無しと雖、辭藻典雅。最ども歌を善くす。而して、其歌、以て彼の思想如何を知るに足れり。蓬軒、曾て歌て曰く

神よかみよしやは海のなかれ來て

仇しえみしに誰か任すべき

塞塞國に許すの志を見るべし。

塞々國ニ
許ス

丹心日ヲ
貫ク

霜凍る落葉を月の照せるは
過にし秋の色を見よどか
丹心日ヲ貫クの誠、言外に溢るゝにわらずや。

孤忠耿々

世の爲めと思へつくせし眞心は
天津御神もみそなはずらん
孤忠耿耿、たゞ天を知るのみ。

安政二年、乙卯、正月元旦の歌に曰く、

ことまけき去年もいつしかくれ竹の
一よのふしに春は來にけり
梓弓春立けふは長閑にて
幾五百とせのはしめなるらん
家毎にまゆ引すへて春くれば
神のみ國のむかし思はゆ
故る日影と富士の高根より

兩田啓沃
ノ力

亦以て蓬軒か、志趣の高尙にして、物外に超然たるを知るべし。
蓬軒は、其力量に於ては、或は東湖に及はずと雖、齒德兼ね備はり、陰輔賢贊、獻壽機
微、其功、或は、東湖に過ぐ。而して、烈公の烈公たる、實に兩田啓沃の力に由るもの多
しと爲す。兩田は、實に神州に於る。豫言者也。維新勤王に於る先覺者也。東邦に於る進
取主義の木鐸なりし也。

(註) 豐田天功、烈公ノ命ヲ奉レテ、戸田蓬軒墓前ノ文ヲ作ル。左ノ如シ

戸田 銀次郎 墓碑

我執政戸田君之逝也。景山公謂侍臣原田成祐曰。嗟乎。忠愍盡忠而罹此之不祥。吾將有以表章之。因賜篆
額。曰。忠之碑。遂命史臣亮。作其碑文。臣雖無似。承乏無辜。固不得以三不文而辭上壽。謹案行狀。君諱
忠愍。號蓬軒。稱銀次郎。後稱忠大夫者。即今公之所賜也。戸田氏系出權大納言藤原公時。康光者猶參河田原
城。稱一雄一郎。野史所謂戸田彈正少弼也。曾孫有信事威公。賜三級三百石。至其孫孫忠愍。無子。養道口慶信子
忠信爲嗣。實君之祖父也。考諱忠之。姓安島氏。君自大雷爲監察。當哀公疾。無世子。國老有唱。與諸一者。
君聞之憤激。乃與同志賻入。馳至江戸。嗣守山侯。具陳威公遺統見存。不可舍此而他求。適公壽。遺命景

山公爲嗣。則國事於是乎大定矣。君即日上程北歸。猶以出境不請被讒。天保元年擢爲通事。六年遷用人。未幾爲備用人。當幕西城災。公獻屋材龍盤。君遂擊其事。前大將軍噴實。有白金服章之賜。君感佩大風。即頓服章於觀威。以白金製車架銅鏡。以爲防海禦戎之用。十年遷參政。尋爲執政。列大寄合頭上班。監學校經界事。賜祿八百石。十四年遷公駕。詣江城。賜幕府二公。以餽馬之賞。從事如常典。弘化元年。增祿二百石。以經界訖功。故賜白金服章。迨五月。公奉大命至江戶。致仕則君亦稱嚴謹。讓祿給奉。四居邸中。明年徙小梅別墅。置守吏嚴衛。不許外人出入。至三年。幕府稍惜其寬。始命釋禁網。我有司徒。請水戶。重削。不許出。門如放。後數歲始得赦。嘉永六年米賊入。浦賀港。大將軍延景山公。問防海策。公亦急召君至江戶。命掌內外事務。今公龍君甚至。國政無大小。率聽其議。裁決。啓沃裨益。前後甚衆。大君夫人亦命君輔贊。今公。安政元年。復爲執政。增祿至一千三百石。二年十月二日。捐館。享年五十二。歸葬酒門原先塋之次。配岡野氏。生六男二女。長男忠則稱銀次郎。見爲監禁。次重國稱藤次郎。爲典番頭。鈴木重國所子。次忠義稱藤三郎。餘皆夭。長女適大番頭谷重利。季女尙幼。君天性溫和。容貌整秀。未嘗疾言厲色。愛客下士。終日怡々如也。然臨大節。斷然不可奪。其澄政處事。察形勢。盡規慮。廣詢博議。必歸至當。而後已。是以君公。得僚友愛慕。內外歸然無間言。一時正人善類皆賴以爲廉庇。忠言諫議皆歸此而得達。以其與藤田彪。始終同功。故國人稱曰二田氏。當國難之間。許言濟濟。探探百端。人心沸々。莫所截止。君以身當之。調停無難。其拮据盡瘁。勞苦之狀。有非言說之所能盡者。率之至乎君。實解大尊一。國事克濟者。雖曰天變在上。覆盆當日。而二田氏。輔贊贊成之力居多焉。夫以如此之忠真。而罹如此之不幸。宜哉。兩公痛惜。國人思慕之。至今而無已也。宜哉。有勳神旌表。顯大書。龍項泉裏之賜也。拜亮又繪問聖天子。以地靈之災。置公廟。曰坤德愷度。萬民頌。水滸亦表二其臣。太可憫傷。所謂二其臣即二田氏也。嗟乎。以東藩陪臣名達天朝。蒙聖上震悼感情。自非深忠至誠。何以致

天。可謂生樂死哀始終完者。君其可以瞑目地下矣哉。銘曰。

天生哲人。豈曰偶爾。愛在兩公。挽回頹靡。量大有容。衡平無倚。忠愛休國。朝夕蹇々。懸君好善。吟哦賦詠。典復不淺。名家品藻。稱堪鼎錄。其胡弗用。卷如歸泉。萬人嘆惜。表我英賢。孰能得避。令子克肖。謂宜慰意。旌表墓墜。與臣作銘。以紀龍澤。萬年無變。視此繁額。

第十六

最後

「死は、決し易く、而かも其處を得る、最とも難し」とは、東湖の自ら語る所。東湖は、三たび死を決して而かも死せざりき。然るに、何そ圖らん、安政乙卯の天災は、東湖を驅り將て、九泉の客たらしめぬんとは。

安政二年（乙卯）十月二日、夜、地大に震ふ。都下の火災五十餘箇所、一時に起り、死者殆ど數十万人。礪川の水戸邸の如きも、殿屋茅舎、崩壊し。東湖、蓬軒共に歴死の不幸に

罹りぬ。「見聞唱義録」に云ふ、

『藤森弘庵、丁巳の夏、予に語けるは、十月朔日、安井仲平、番多を振舞ふとて、平常交る友藤田、及び藤森、藤谷甲藤、吉野金陵等を會し、各典に入り、激談時を移し、甚を圍みけるに、藤田、此夜は敵局負け、常にハリ何となく黙然として深更退散しけるに、翌二日夜、大地震にて、壓死し、此集會、永訣となれりなり。』

老母存命

後開けるに、其夜、藤田の家に客有りて、玄關へ送り出て、立戻り、いまだ、履差も抜かざるに、大地震なりければ、老母を扶け一旦庭前に出けるに、老母大鉢は土瓶の湯かけずに出たり。火の用心憑しといひて、また家に入れば、東潮、ソレハあふなき事とて老母を出さんとして、これも家に入れる處、鴨居落こりければ、東潮大方の入放、老母を下に、圍ひ、壓して兩手を突、肩に鴨居を受けながら、片手にて老母を庭前に投げ出しけるに、また一層強くあり、終に東潮は壓死して、老母は免れ、存命しけり。戸田も此夜壓死せりなり。』
烈公、痛悼、左右の手を失ひたるか如し。乃ち書を裁して、兩田壓死の事を鷹司關白に告げ、且つ、彼は、老母を扶け出して、壓死しける事を掲げ、兩翼を失ひし由有りしに、關白、其書を、敷覽に備へられぬ。其時、東潮の孝心をば、敷感有りて、惜しく思召すとの勅語有りきと。關白より、また書を烈公に贈り「忠孝兩全の士と云ふべし。嗚、遺憾千萬なるべし。たゞ此勅説ありし旨を以て其靈を慰めよ」とありければ、烈公の色書に、「寔に死後の榮、地下にても、嗚難有満足に可奉存」とありしとなり。
東潮死せしより、幕府は、阿部勢を失して堀田備中之に代り。次て井伊大老出て、政を

忠孝兩全ノ士ト云フベシ

勳王首倡ノ功

蓋し、烈公、志を得ずして薨し、水戸の藩内、黨派互に相分裂し。天下、紛紛たるもの、二十餘年。尊王の志士、風を聞て起ち、我皇を輔けて、維新の大業を成す。而して明治二十三年に至り、我皇、帝國憲法を我國民に頒布し、特に、東潮か勳王首倡の功を嘉みし、正三位を贈らせらる。寔に死後の榮と謂ふべし。
安井息軒、東潮を祭るの文に曰く

維安政二年乙卯冬十一月二日。猷那安井衛、以清酌庶羞之奠、遙祭亡友水戸東潮藤田君之靈、曰、嗚呼哀哉、自君薨、嗚呼哀哉、今三旬。神靈魂定、我情更歸。于時之變、事絕前聞。轟然一震、地坼岸崩。孤軍滿城、東西哀呻。豈謂不備、痛最在君。嗚呼哀哉、君之猶壯見於羽澤。言論燦爛、咳唾成響。入輔明主、出接豪客。獎率利輿、百姓手舞。嗣後身歸、入問投。主既遜位、君又削跡。一室幽閉、聲響愈靜。嗚呼哀哉、與君一別、十有三年。德成於厄、才滿如泉。展矣聖賢、天定勝人。謹白冤靈、君臣商運。展其驥足、以禦洋難。海內嗚呼、雖企領延。嗚呼哀哉、予雖驚乎、臭味偶同。輻輳往來、如室伴鴻。君嗚呼和、予始君終。陰輔冥贊、以獻微衷。事則多違、而志未窮。奈何昊天、降此禍凶。嗚呼哀哉。當夫一覽、君既免、阿母懸萬、入防災。君見而噴、掖之以趨。誠樂行、亦致其外。問只一髮、大風浪。嗚呼哀哉、而母延。至誠所注、孝道乃顯。嗚呼哀哉、君有令嗣、亦克其一家。母慈妻貞、蘭桂茁芽。君君先兆、其嗣孔嘉。比夫業繼、無所蔽遮。生榮死安、什倍以加。爾彼洋謀、未嘗其罪。國是不定、統首日。式服式痛、仰天長嘆。嗚呼哀哉、自嗚呼哀哉。

また芳野金陵の東湖を祭るの文に曰く、

安政二年、乙卯冬十月二日夜、地大震。家屋崩壊、死者以澤量。明日仲平報曰、我彬願福殊。予錫蹠、趨走。至則就木柩床。撫膺一慟。腸轉神驚。問狀家人、曰大震之至、呼母氏于堂。走出索之。無有影聲矣。翻身躍入。大叫前行。震息探淵、兩手擊地。母氏而慟。母氏則一髮不損。一爪不傷。乃知一心擁護。正氣當攝。叱呵殺氣。揮挂棟梁。崩垣狼藉。擲之未嘗。身死而母存。豈非天之乎精誠乎。此所謂所在致死者。吁嗟乎盛哉。君才學識度、實國之粹。純孝精忠、誰不欽服。先是納言景山公之老也。鬼賊跳梁。射獵味。妖氣晦塞。六日為暗。君欲自捐。命靈寃。瀕熱血於鬼賊。既而負重囊。重入坎窞。彼狡焉者、磨刀狙。數傳君死。問者莫不憤懣。君愛靜侯。腹道坦坦。昔怕三盛跡潭。學志業不展。納之胸腹。抽筆編纂。方此時也。正氣磅礴。浩乎四瀋。宜矣狡徒辟易而百診不死也。天定勝人否往泰返。一家團聚。談笑嬉宴。君臣契合。共期久遠。幸不死于明主。今死于聖君。何稟于性之豐饒而享于命之薄短也。櫻米糲之至。朝野刮目曰、景山公不出、誰判此大難。及觀其備衛。額手相慶曰、公果至矣。又相問曰、二田公之左右臂也。二田而不來。誰居疆場相濟者。既而澤命召之。群儒入第。於是人皆欣舞曰、洵足以強入憲。君入第之十日。予過而過刺、見而即知心。慨然共言志。後與仲平毅侯數訪之。首論時事。當時憂國之士、學授相率。君延接懇。毫無倦厭之態。而離一臂、雙別駕。願曰、此人可用、此策可施。錄以賀君。可謂勳矣。一日謂予曰、先子有作、中道即世。余已迫半百。日月奔逝。今而不畢。豈可追悔。將自誓乎謝客就編次也。其緒交者僅四人。金蘭相契、為家為主、文酒歡會。蘭推事藝。品藻士類。或取通手談。或遣輿大脚。君高吟、即殺侯起舞。豪氣各自寄。其吟、則清亮雄爽。灑立震走。其舞、則俯仰隨。突天搶地。予與仲平、淳風、拍手稱快。唯靈沒。燭光。恨三冬夜尚短。嘆三夏日易過。三番光燭。一即共賞。花于墨水。泊秋容。一即同觀。楓于海上寺。逐涼步月。隱然而醉。以滿于秋熱血。以鼓

第十七

東湖と文儒社會

青山佩弦齋東湖を評して曰く「愛才容衆、人有寸長、推獎不措、雖在劇職、常延」

滿腔浩氣。願齒相伯仲。共住都內。常謂特焉以老。依焉以幸。何謂君。龍登天。三吾儕而遊。雲之前日。三士冒雨來。青窗幽寂。石鼎吹茂。街聲不動。瓶菊幽。環爐而語。分香而棋。乃驚乃笛。以暢舒胸懷。坐音下頓。君獨引大卮。環而吟。然。缺殺侯偃。予曰去冬觀楓高輪。浮白海湖。皓月勢波而升。雲披烟霧。一碧萬。珠跳金輝。君俄然投杯而起。倚欄寄傲呼快哉。時維孟冬。霜葉極佳。請繼會遊。因勉其期。鐘報人定。君獨謝歸。何圖明日逢。厄。暫別離為。永別離。管君來呼門。予履屐出迎相視而笑。且喜且呼。雖然而覺。屋梁月下。彼重覆之。予喜悲交憤謂曰。謂君快。文遊。帝里。幽明永隔。豈有相見之理。君莞爾笑曰。有君有母。吾何敢死。其音容態度。靡非君矣。噫不知今非而昨是耶。將今夢而昨覺耶。夢中占。博爾而覺矣。願君之於忠孝。夙夜所。截止。大震之間。一念護彼。此形骸。歸土。而精爽有在。陟降左右。未嘗煙散而露解。吁嗟彬。君之一暇也。群羣唾手而作。硝雪地湧。晴窗天落。一時危厲。心蕩淋漓。猶深山虎去而狐狸騰。九淵龍飛而蛇鱗躍。也。方今洋氣蓬勃。海警孳孳。加以夷害駢至。國勢不振。天下之念於才猶如三病之醫。渴之泉也。况惟思惟孝如君乎。况惟敬惟。憂國憂天下。如君乎。昔蘇子瞻之哭歐陽永叔也。曰上為天下。下哭其私。吾於君亦然。物換星移。念願忘。唯君相維。目光炯然。環引引狀之狀。宛如在目前矣。雖天地之悠久。何曾有相見之年。西具山蓋野。飲祭其神。物。情。洋。降。著。長。

蘭論

○異能之士、酣暢談論、盡其欣歡。時或詩賦唱酬、詞采煥發、其餘事、亦能使入屈服也。是れ能く東湖の人と爲りを寫し盡せる者。東湖は實に文儒社會に於る一の明星なりき。

文事ハ彼ノ長スル所ニアラズ

東湖、曰く、「士有大策畧大節義。然後可_レ以_レ言_レ文采風流」と。文事は東湖の長ずる所に非ず。亦其本領とする所に非ず。然れども、其餘事亦能く人を屈服せしむる者有_レき。東湖は羽倉簡堂、芳野金陵、藤森弘庵、安井息軒、林鶴梁、田口江村、鹽谷宕陰、保岡源吉、杉江治右衛門、江尻莊三郎、奥宮忠次郎、岡谷繁實等と相謀りて「文會」を組織し、輪番會主と爲り同志の意志を吐露する處と爲しぬ。左れば文會と云ふも、文事は語らず、其實、幕府の機密より、諸藩の形勢事情、又は時務の建言を交換するなど全く一の同志會なりき。後、入會者相増して、百餘人に上りぬ。安政甲寅十月十九日、東湖が、安井等を招待して、文會を催さんとするときの書左の如し。

文會

昨者何、爾爾其失敬仕候。爾林之爾發、海濱之愉快、近來の佳興。深謝先生之賜。歸途の一、願願足に候得共、亦所謂爾爾亦徒然に御座候。折折角々にて寛晤仕候處、願即思飲、飲則沈醉、談難到佳境、今更遠歸千里に御座候。且つ爾林に爾徒有り、海濱には婦女有り、是亦談話を妨候間、何卒今日御會申度存候。去十四日、爾爾の節

万古ノ憂ハ依然

は、僕も甚苦心の事を存候處、十五十六日、機機相變り、先々此節無事に候得共、万古の憂は依然に御座候。明二十日、金、岩兩子御同行、何ぞぞ御朝餐より弊慮へ御枉顧、伏て幸希候。午前は全く若話、午後盡酌と仕候は、近來の心事、吐露仕候に足り可申候。僕も申立、漸一日の暇を乞候積ゆへ、何ぞぞ御くり合出可被下。此使直ちに岩より金迄御被下候て不苦候。御一書御渡可被下候以上。十月十九日鳴。

蘭英會仕

再啓、那英もいよく十四日、十五日、下田へ着、いよく申候子、筒川兩使不成候は、都て江戸へ参り可申相申候由、兩使も昨十八日、登船より直ちに發途に御座候。くれくれも本文の機、何分幸希候。世上はエビス講に候得共、僕に蘭英會仕度盡意に御座候、以上。
「世上はエビス講に候得共、僕は攘夷會仕度」の一句、挿み來りて、文會をして、光儀万丈たらしむ。東湖の精神の在る處、亦窺ひ見るべし。

甲寅、閏七月、望、東湖、羽倉簡堂、藤森弘庵と共に明山公子を訪ひ、席上韻を分ちて詩を賦し、寶の字を得。

光儀万丈

濯池抱林兵。布置因天道。閏月屬中元。秋景美且好。同友相提携。名聞聊探討。何論貴賤殊。暗有憾不。早。風月。醉。酒。宴。宴。發。語。歌。飲。進。我。心。機。胡。廖。接。南。廣。未。見。應。風。掃。長。鯨。橫。北。遠。未。聞。一。箭。倒。白。屋。徒。慨。嘆。無。空。費。髮。老。嗚。呼。力。壯。愛。賢。篤。信。道。研。精。講。武。技。餘。暇。涉。文。藝。瑣。玉。人。未。識。光。顧。要。深。賞。德。風。荷。有。身。樹。有。三。不。偏。草。英。華。發。有。時。奚。必。思。枯。木。先。民。嘗。有。言。親。仁。以。爲。寶。

此歳、東湖、羽倉と會し、羽倉の韻を廢き、詩を賦して曰く、

鏡裏空靈白髮新。海濱何日掃胡塵。如今自負君知否。酒戰場中第一人。

又詩有り、

恩義如山重。身生似棄輕。行年四十九。幸未解蓬迎。

安政乙卯、二月望、同盟の士芳野金陵等、東湖を招きしに、故有りて赴くとを得ず。詩以て之を謝して。曰く、

爾後得新聲。高會屬芳辰。過眼源春色。滿堂皆偉人。欲陪綺席末。難拂仕途塵。同友如相問。獨醒漫欠伸。

東湖、又林鶴梁と交り厚し。嘗て之に與ふるの書有り曰く、

「常謂士之所重、在道義而不在于文章也。退而念之、言之不文、行之不遠、今彪明以氣自豪。既無事業之伸於世。又無文章可重於後。豈可乎哉。願欲以所草文字、就某某名家乞正、然彪見彪迂僻、與世殊絕、卒然供文人之觀、恐且罵且笑。不至討論。假使得細評一番、其迂僻者以易其平坦者。則亦恐失彪面目矣。」東湖其文章の修正を林に乞ひしもの。林を尋常文人視せざるの意視るべし。林また東湖の文を評して曰く「忠義之心與浩然之氣、相觸成文、凌厲雄健、悲壯淋漓、可謂龍蛇虎豹變現而出沒者」と。

藤森弘庵

(註) 藤森弘庵、本姓、大神、通稱、藤助、名、大雅、字、淳風、弘庵ト號シ、又春雨樓ト號シ、晚ニ天山ト號ス。

初メ播州一柳監物ノ藩士。後、土浦侯延テ以テ賓郡ト爲シ、委スルニ學政ヲ以テシ、マダ郡宰ヲ兼メ。已ニシテ江戸ニ歸リシガ安政丙辰(三年)烈公之ヲ招カント欲スレト、固辭シテ應ゼズ、乃チ助成トシテ、十人扶持ヲ給ハシケレバ、仕ヘズシテ辭ヲ受クルハ、相濟マズトテ、月六回ツト講釋ニ出ツルト爲リシト云フ。

弘庵、東湖ト親善ナリ。烈公ノ大政ニ參スルヤ、弘庵、東湖ニ依テ親言六卷ヲ著ハシ、之ヲ上ル。公之ヲ嘉獎ス。弘庵、主戦ノ議ヲ主張シ、マダ尊王ノ論ヲ唱ヘ、戊午ノ黨獄ニ連ナリ、獄ニ下リ、尋テ追放セラレ、行轡ニト居ス。當時ノ作ニ曰ク「逐客何須嘆棄居。從來天地有乘除。自今剩得閑年月。半學精流半著書。」

弘庵、氣節文章ヲ以テ、自ヲ許ス。其獄ニ下ントスルヤ、泰然動カズシテ曰ク「吾レ范滂ト儔ニ地下ニ遊ブコトヲ得ル、亦一快ナリ」ト。自ヲ贊テ作テ曰ク、

後天下樂而樂。我聞其語一矣。未見其人。先天下憂而憂。世豈無其人哉。

布衣裏似陶似亮。清談買得知范滂。人譽笑其狂。謂曰今之時何時哉。我怪人之不狂也。嗚呼是真可謂狂也。

又其「絕命詞」ニ曰ク「撫枕無眠者何。關心東海曉來波。中宵起把龍巖讀。自レ古詞人感憤多」ト。亦以テ平生ノ大節ヲ知ルベシ。

藤森、寛政十一年(己未)三月ヲ以テ生レ、文久二年(壬戌)十月ヲ以テ歿ス。年六十四。

◎安井息軒、名、衝、字、仲平、息軒ハ其號、飲肥ノ人。嘉永癸丑、米國ノ通商ヲ乞フヤ、諸侯競テ邊備ヲ修ム、息軒謂ワク「羊質ニシテ虎皮ヲ蒙ル、其敗ヲ取ラザルモノハ、幾ト希ナリ」ト。因テ邊防私議一卷ヲ著

安井息軒

ハシ、製糖鑛業發達ノ方法ヲ論ズ、烈公問テ之ヲ嘉ミシ、東湖ヲシテ就テ時務ヲ詢ハシメ、且ツ手ツカ
ラ『足食足兵民信之矣』ノ八字ヲ書シ、以テ贈ル。公、他日、左右ト共ニ兵ヲ談シ、輒ナリ曰ク『羊質ニレテ
虎皮ナル無カラシヤ』ト。息軒、宣統十一年（己未）正月ヲ以テ生レ、明治丙子九月ヲ以テ歿ス。年七十
八。

◎林鶴梁、名ハ長福、通稱ハ伊太郎、武州ノ人。米糶ノ浦賀ニ入ルヤ、鶴梁、弘庵等ト議論ヲ上下シ、『戰論』
ヲ作り、烈公ヲ推シテ今ノ方召ト爲シ、授クルニ兵柄ヲ以テセント欲ス。然レモ、此ヨリ當路者ニ擯斥セラ
レ、間散ニ終ル。鶴梁文化三年八月ヲ以テ生レ、明治十一年一月ヲ以テ歿ス。年七十三。

◎芳野金陵、名ハ世育、字ハ叔果、又鶴宇ト號ス。通稱ハ愚三郎、後立藏ト改ム、越州ノ人。嘉永癸丑、同志
ト共ニ海防ヲ論ジ、兵制ヲ講シ、見ル所ヲ書シテ密ニ之ヲ聞老久世侯ニ上ル。已ニシテ幕府米糶ヲ論シ歸ラ
シタルヤ金陵謂ラク、明年、彼、再ビ來ルヤ必セリ。豫シメ之ヲ待ツノ計ヲ立テザルベカラズト。マダ歸テ
久世侯ニ上ル。戊午ノ黨獄起ルヤ、金陵、平生危言議論ヲ爲サレシヲ以テ、禍ヲ階セズシテ止ムヲ得タリ。

金陵、享和二年（壬戌）十二月ヲ以テ生レ、明治庚午十二月ヲ以テ歿ス。年七十二。

◎田口江村、名ハ文之、字ハ文藏。宗家嗣ヲ絶ツニ及ヒテ、石合氏ト改ム。文政元年（戊寅）正月ヲ以テ江戸
深川ニ生レ、明治六年一月ヲ以テ歿ス。藤森弘庵ノ職ニ下ルヤ、江村力メテ之ヲ求解シ、卒ニ厄ニ脱スルヲ
ヲ得。江村、經緯ニ志有リ。嘗テ曰ク『吾、今ノ爲政家ヲ觀ルニ、絶テ施乾轉坤的ノ手段無ク少シシ粉糶
ニ過ヘバ、輒チ狼狽措ク所ヲ失ス。嗚呼何ノ天下ノ才ニ乏シキヤ』ト。

◎宍陰東湖ト共ニ、土州侯ニ至ル、其辭ヲ去ラントスルヤ宍陰侯ノ侍臣ニ謂テ曰ク『侯ノ英明當世比ナシ』
ト。東湖笑テ曰ク『宍陰ノ諛辭ニ耳ナ傾ケラレトコト勿レ』ト。

田口江村

鎌谷宍陰

羽倉簡堂

◎鎌谷宍陰、名ハ世弘、字ハ毅侯、一ニ九里香園ト號ス。文化六年（己巳）四月ヲ以テ、江戸ニ生レ、慶應三
年八月ヲ以テ歿ス、年五十九。清國阿片ノ亂ヲ聞キ、『阿芙蓉毒聞』ヲ作り、マダ『露海私議』ヲ著ハシ、最
後ニ『隔岸論』ヲ著ハス。其後、一日、東湖ニ謂テ曰ク『近日宍陰、海防策ヲ著ハシ、立論卓越、人ノ意表
ニ出ツ、先生以テ如何ト爲スカ』ト。東湖笑テ曰ク『謬ニ所謂島ノ水練、何ノ實用カ之レ有ラン』ト。蓋シ、
宍陰、文章ニ妙ナリト雖、經緯ニ迂ナルコトヲ免レザル也。

◎羽倉簡堂、名ハ用九、字ハ士乾、外記ト稱シ、簡堂又蓬齋ト號シ、別ニ小四海堂ト號ス。簡堂、交友ニ忠。
弘庵ノ幽居セラルトヤ、平生交ル所ノ友人、皆恐レテ之ヲ來訪セズ。宍陰ノ如キモ甚タ疎情ナリシガ、簡堂、
獨リ駕ニ乘リテ、見舞ノ贈物ナド携ヘ、來訪セリ。是ハ、流石簡堂ナリトテ、人々感シ合ヘイトゾ。
安政ノ黨獄起ルヤ簡堂其結托スル所ノ士概チ獄ニ下リシモ、其禍ヲ免レタルハ簡堂、旗下ノ列ニ在ルヲ以テ、
有司敢テ逮捕セザリシニ由ルト云フ。簡堂、博學ニシテ、特ニ歴史ニ精シ。

第十八

家庭に於る東湖

家庭に於る東湖を見れば、一片の眞氣、皎然玉壺に在るか如し。
東湖の父は、至性の人。其親を喪ふや、弱冠喪に居り、疾痛悲哀、心制を持すると三年。
書を著はして、執喪の得失を論し、門人受讀、往々三年の哀を盡す者有り、其孝友の人に

朱精ノ三尺刀

及ばすもの、此の如し。東湖も亦純孝の人。其父を喪ふや、私に心制を持し、酒肉を御せざること三年に及びぬ。東湖曰く「數日前、受教於膝下者、忽爲遺訓。悲哀號慟、昊天罔極、既過五旬、乃就仕途、乃私持心喪者三年」と。

東湖は、但に朱精の三尺刀を離さず。人之を問ふ、曰く「此三尺刀は、余の先子手つから鍛鍊せし遺刀なり。故に余は須臾も之を離すこと無し」と。東湖は終身、嘗て其父を忘るると無かりき。

東湖は父を追慕すると同時に、滿身の誠を以て、孝を其母に盡しぬ。東湖が小梅の別墅に整居せらるゝや、自ら其心事を叙して曰く、

『原所臥坐、仰望廟龕、憂老公之幽鬱或致病。俯視故鄉、察慈母之痛、心日倚門。雖以三彪頑鈍、血淚沾臍者數矣。』

『彪頑鈍、內服、猶幸孺人在堂。其侍膝下、恒恐奉養之或不至。何圖忽罹嚴譴、錮身於異鄉。遂使孺人徒抱一倚門之憂。雖以三彪頑鈍、每一念及之、涕泗橫流、而自不覺。久矣。孺人今年六十有五。健兒纔七歲。其他非三彪女、則嬰孩。而孺人所向氣運柱賴以強。慮者、獨有尊文在二焉。彪之賢尊文、乃所以併祝孺人也。足下能諒彪心、時或遣孝風、亦以斯言、慰孺人、則又幸甚。』

又書を厚仲寧に贈りて曰く、

ス、菜ノ漬物

至情惻惻人を動かす。李密の「陳情表」と雖、此の如く悲絶ならじ。

彼の母堂も亦愛兒を思はざるなき能はず。一首を賦して之を東湖に贈りぬ。

植へ置し一村すゝき穂に出て、
 相けて人はなどかへり來ぬ

東湖之に答ふるに、左の歌を以てしぬ。

招きなは人もこそまればのすゝき
 志のふ心は穂に出ぬとも

又妹益子、の許より「松かえかくす秋の夕霧」など詠みて東湖に贈りしに、東湖はまた我をまつ言の葉さへにかくさねは

何にうらみん秋の夕霧

との返歌を以て之に酬みぬ。

弘化乙巳、正月、東湖幽囚より母堂の許に、すゝ菜の漬物を送り、一首を之に添へぬ。

是も亦わか菜のためし君か身を
 千代にといはふえるしとはみよ

思深ク情
濃カナリ

思深く、情濃かなる處、眞箇孝子の本色。

東湖は、また故郷の兒を思ひ、むさかける錦繪と云へる物を贈り、左の歌を添へぬ。

梓弓春の遊のたはふれも

踏な違へぞ物部の道

鹿島なる武御雷のそのたけき

神のまわさを心してしか

囚中眼を家庭の教育に注ぐ、其用意の周匝なる想ひ見るべし。

妹益子より、また、

暮て行く年のなこりも惜まれす

春立かへる君をまつ身は

と詠みて東湖に贈りければ、東湖は之に答ふるに左の歌を以てしぬ。

草枕旅寐に年をふる郷の

春を現に見んよしもかな

情極めて恹切にして、辭極めて渾厚。是れ實に東湖が家庭の本色也。

用意周匝

家庭ノ本
色

温情玲瓏

弘化丁未、東湖郷里に還るとを許されたれば、左の歌を詠みて、母の許に贈りぬ。

たらちねを千代もとなけくかひありて

我をまつ戸の關や越なん

温情玲瓏、掬すべし。

是より先に、益子より、關の花に歌を添へて、東湖に贈りけるに東湖は、長歌を賦して之に酬めぬ。

小梅にありける年のふん月はかり益子の許より關の花に歌をへておこせければこなたよりもかくなむ

かそふればはや二年の草枕旅の香りの秋風もや、閑馴て鵜とぶ澄田の川の河つらにふけ渡りぬる久方の月の光を盃にうけて酌つゝ敷島のやまどのことも海原のよそなる國のいにしへもおもひわたせば人の身になしきことも世の中にならたきふしも八百日行浪の眞砂の敷さにはかそへも盡しあまのかるうきの中につるき太刀身は沈むども君の爲我はいどはし國の爲め人の歎きぞ故郷のあれのみまさる蓬生に時しわすれす咲にはふ花のこゝろもかくこそあるらめ

反歌

見せはな心の隈も月かけも

すみ田河原の秋の夕榮

東湖が、曾て江戸滞在の際、國許なる夫人左登子に與へて衣服の調製を乞ふの書あり。

一。書申入候。御母様御機嫌恐惶。一同無事めでたし。我等無事御安し被給まつ候。

一。下り日限不分候。廿四日にはあはせ、はかま願。用衣羽織等不意に致度。さぞお機およいとご御察候へども、不及是非候。何ぞぞ不用に相成候様致度候へども安心不致候。

一。今日の御便にて御國へ何候間、廿四日に御國より不申來内は分り不申。扱々こまり申候。

一。岡田よりの一封十六日着の封物と一同位にさき可申候。まづこいへ不申。大慶々々。次第に金せんつまり身もつまる様被存候。めで度おしく。

十九日

尙々けんちう所には無之。其地は金かうなり可申候間、いせやよりまぞ例のちくさにては御さいのへ、さうきぬ候。又は小納戸ふざり物候、よろしく御見立御こしらへ可給候。

一。建先生彌以大事なり

虎之介

お里ごの

右は東湖か小梅請居中に在て、郷里に遷るとを許さるゝときの書なるや否や、未だ詳なら

ざれども、其消賃洗ふか如きの狀、寫し來りて紙表に躍如たり。

又、東湖が、赦されて水戸武隈に家居せらるゝときの家計日録と云ふを聞くに、左の如し、

一。飯五拾俵

此米拾一石五斗

家内八人 一日一人ニ付米三合九勺八才餘

一。金貳兩壹分

月三米ッ、

一。金壹兩貳分

同貳米ッ、

一。金三兩

一。金壹兩貳分

一。同斷

一。金一分

一。金一分三米

一。金一分貳米

一。貳米

飯米

一俵二斗三升摺

平均

味噌

鹽油

可減共

まき

一日二合五勺餘になる、

一日五十文つゝなり可減共

油

一日貳拾四文ッ、ナリ

炭

鹽

ちり紙

元結油

- 一。金貳兩貳分貳朱
- 一。全
- 一。金壹兩三分
- 一。金貳分
- 一。金壹兩
- 一。金六兩

七反
全
高
補
日用
雜用

金貳拾兩なる三拾五俵拂
金貳拾兩なる三拾五俵拂

差引合五兩壹分一朱不足

日々の雑用、其外前文へ儉約を加候は、補可相立事

但酒のみ兼候なり

十五日

閉戸先生記

〔右書翰は井上梧陰の所蔵に係る。梧陰其書の後に跋して曰く「明治十八年夏の暇に、水戸に遊ひし折、偶々此書を得、先哲の風采を景仰して儼然起敬」と。〕

此書中に右家内八人と有は、母堂と東湖夫婦妹、長女一人、男三人を謂ふなり。東湖が、嘉永己酉の作に曰く、「衣衾典盡家如洗。辛楚昔來氣尙全。」又曰く「春色惱人愁更切。酒家

憐我債常存」と。亦以て其、家計の儉素、家庭の清潔、生活の質實なるを知るべし。

東湖は、飽くまで、濃情なりき。東湖曾て山口左登子を娶るの約ありて未だ結婚の式を挙げざるや、山口氏、家貧に、結婚の資に乏しく、百方奔走するも效無く、山口の母氏、終に實を以て東湖に告げしに、東湖は大に憂ひ、若干の金を獲て之を山口氏に贈り、漸く婚禮を舉ぐることを得たりと云ふ。

安政乙卯、二月十九日、東湖は、御馬廻頭上座、御側御用人再勤を仰付けられ、五百石を賜はりしが、廿一日、深川邸内琴書亭に於て、甲冑着用謁見、馬見所にて、上馬あり。東湖其状況を記して、之を外叔父原十左衛門に贈りぬ。其書に曰く

一筆啓上仕候、今般不存御馬廻頭上座御側御用人再勤被仰付、御役料御増五百石高に被成下、雖有仕合奉存候、右御吹願申上度、如此御座候、恐惶謹言。

二月十九日

原十左衛門様

藤田誠之進 越前

参人々御中

遺書、春暖之節、池田安藤被成御座奉喜候。今般本文の備置以本懐の至、加之豚兒も中興御小姓被命、御承知の乳真にて右様の風澤重々奉感候。一昨廿一日、甲冑御目見に付、近藤次郎左衛門の上座にて、御孟頂罷奉て、於御馬廻頭被命候處、備後殿、(山)御引込に付、一雷の御馬廻能登殿、(奥)新太殿、(岡)忠太殿、(白)二雷御馬廻三

其日ノ出立

殿、(大) 輔左衛門、(太) 愚生組合、愚生其日の出立、白糸威の甲に、金の紙形打たる桃なりの胃を居首に着成し、廿四指たる羽中金ツマ黒ふしかけの矢を熊毛もて包める腹に、森の如く配り、白地に赤三星の大指物を前かゞりに背負、青毛の馬の逸物たる櫻紅葉金蹄輪の墨鞍、鏡四方手を夕日にかけ、白泡かませてのり出し、まつ々々々兩君の御前へ参り、頭を垂れし間もなく、一段々々馬を早め、五六度に至り八分の早みに至りければ、かしこくも兩君より御聖まご々々被爲掛けるに、英々聲を大音に發し、九分の足をのりたりけり、今一渡りまごも人もなもひけると一分の足をあましまつ々々乗車り、夫より乘馬の面々順々に乗けるを御前にて、かしこくも床机に腰打掛て拜見し、兩君御歸殿の節、一同無滞満足の御意を願ひ、是日は辰の刻より申の下刻まで、六具に身をかけた、腰に付たる兵糧を食したるのみ、御前に侍りける、露も疲れたりとも不慮、只只夢かごのみ疑はれたりけり、殊に今日愚息健次郎も思召を以候近習の臣一同に乘馬を被命しかばやつかれか乘し馬に打乘しに、十七歳の細腕さすか父が手鞍には不及とも露後れし色見せず、是も兩君の御聖を奉請けなげに乘車り、これは已か申喜び已か乗りし時よりいよいよはんとたなく覺えしはおかし、抑夢さのみおもへる故よしは人皆知る所、いふにやおよふ但こに奇き事はいぬる、巳の年二月廿一日に、先手物頭、佐野藤衛門に讓せられ、小梅の官舎に移りし時、墨田川の邊空々きくも雨風あはたしく物すまましきこ響ん言葉なく、一首のから歌つくりしこに引くらへ見れば、こまし二月廿一日かくの如く莫大の恩澤を蒙り、弓矢の道に携り父子諸共に面目を施しぬるこ現にはあらしと疑ふも理りなり。「常陸帯かこ計りか春の日の長きくみに遠ふそうれしき。「うみの子に赤き心を傳へつゝ萬代かけて仕へまつらん。」

別啓、本文御吹聴相認め候處、追啓段々長く罷成り、始は手紙の文句中こる軍談未は歌の前書如く相成り、遂に即吟出来、甚如何敷候得共、認め直し候間も無之候まゝ差上申候。必々人へは御示し御無用。但しお響おかのへは爲御見席上にて御引もさし可被下候。道而清書任り御引かへ申候様は御座候。

父子共ニ面目ヲ施ス

嬉しさの餘りに

子 桑原氏妻 東湖の妹

更にまた夢にゆめ見る心地して

この一ひらも現さは見す

全

益子

夢よゆめ夢さなけきし折より

此嬉しさを夢さこそ思へ

和氣飄然

幽谷ニ告グルノ文

後樂園内和氣飄然として、君臣偕に樂を同うする處、眞に當時の實況を想像するに餘り有り。而して、東湖が、此恩光の優渥なるを一家及び親戚に傳へ、「うみの子に赤き心を傳へつゝ萬代かけて仕へまつらん」と詠みたるが如き、其の眞情流露紙上に溢るゝを覺ゆ。」

此歳、會澤伯民、舊職(小姓頭總職)に復し、八月十五日將軍家定に謁見の祭を蒙るや、東湖、深く之を喜び、乃ち文を祭りて之を父の靈に告げぬ。其文に曰く、

維安政二年八月□朔。越二十一日、□不肖兒、敢昭告於先考幽谷藤田君靈。伏惟、君夙懷三新道之運應、發憤讀書、欲圖神聖之大道。不幸天不假年、中道捐館、距今實三十年。親喪其教、尤深且篤者獨有二會澤安存二焉。我大父嘗推安爲教職之長。亡幾時、多難。安困既流離、僅脫一死。今公顯太公之志、百度漸舉、安亦復舊職、恩遇有加。本月十五日大將軍、以安善文學、特命執事、賜見大城。我二公、感喜以安列「番頭之職」。更增三秩。以答「幕府盛意」。嗚呼。君以「廉潔名節」、譽「君子節」。未嘗及「福臨榮尊」之談。安之純孝精忠、君既知之。則其

幸不幸、固似不足。以告者、抑正學之興廢、關斯文之盛衰。君子之窮通、係國家之存廢、則今日之舉、君而有知、必爲斯文之慶焉。又必爲國家之寶焉。乃敢譚焉。薄願以伸。廣告。尙望。

是れ實に東湖が死せる二箇月前の文に係る。東湖は死に抵るまで、其父を忘るゝこと能はざりし也。

十月二日の震災に際し、東湖は猶免るべき餘裕ありし也。而して東湖は母堂を索め、身を翻へして躍入し、兩手に母を緊抱し、之をして其厄を免るゝことを得せしめ其身大廈の下に僵れぬ東湖は、實に死に際するも善く其母を擁護せり。東湖の孝道は、至誠至情、の天に通ずるもの有り。

東湖の、家庭は、光明也。晶潔也。眞摯也。誠實也。其父を敬し、其母を愛する處、其妹を憐み、其妻を愛する處。其子を慈み、其友を愛する處、春風和氣、眞に一堂の中に湧く、夫人山口氏、左登子、謙讓にして貞淑。三男四女を生む。長を小野太郎と曰ふ、早く天し、次は健、家を嗣ぎ、現に宮内省諸陵助たり、次は任、海軍省理事たり。側室土岐氏、登興子、敏慧。小四郎は、(名は信字は子立、慶應元年二月武田耕雲齋等と同じく斬に處せらる。年廿四、辭世の歌に曰く)かねてより思ひ染めにし言の葉を今日大君に告て嬉しき。」

至誠至情

春風和氣
一堂ノ中
ニ湧ク

稽古徵今
尙武右文

其生む所。山田氏、與禰子、一女を生む。即ち男四人。女五人也。第一女は、原田成徳に、第二女は伊藤忠孝に、第三女は、早く天し、第四女は、久方定に、第五女は宮崎幸磨に適く。

(註) 寄、東湖ヲ訪フモノ有り、菓子ヲ懐中ヨリ出シテ之ヲ供シ、一牛ヲ分テ之ヲ飭ニ置ク。東湖之ヲ見、戯レテ曰ク「豈ソ之ヲ出ササルヤ。」客、曰ク「他ノ一牛ハ之ヲ我北堂ニ獻セント欲スルナリト。東湖之ヲ觀キ、喜氣俄ニ而ニ溢レ、其去ラントスルニ及ビテ、毫ヲ揮ヒ、一詩ヲ賦シテ之ニ興フ、曰ク「吾カ死後、多少ノ債ヲ生ゼント。」

某氏有り。才氣俊敏、當世比無シ。而カモ性、酒ヲ嗜ミ、醉ヘバ、必ズ事務ヲ放棄シテ顧ミズ。東湖、乃チ之ヲ戒メント欲シ、自ラ其嗜ム所ノ酒ヲ禁シ、某氏ヲシテ之ニ從ハシム。某氏はヨリ酒辭ヲ止ムト云フ。

◎天保癸巳、孝子茂八ニ興アルノ詩有り、曰ク、
弗ニ興天矣。決來生死關。慷慨稱常立。從容舉止閑。體浦三叉水。筑波千仞山。孝子歸家日。應。應。應。仰聞。

東湖ノ妻山口氏、文政十二年九月十五日ニ生レ、明治二十五年十二月廿二日ニ歿ス。

第十九

教訓

「稽古徵今、發明神聖之大道。尙武右文、鼓舞天地之正氣。」此余宿昔志願、而未。能。償。

教訓者

其萬一者、往往書以與同志人間。應有數百等也。』とは、是れ、東湖の自ら語る所。東湖は豫言者なり。豫言者にわらずして、主唱者なり。主唱者にわらずして、鼓舞者なり。鼓舞者にわらずして、教訓者也。

天才ヲ安
獎ス

東湖は、鼓舞者としては、一種の「インスピレーション」を有す。彼に接する者は、醇酒を飲むが如し、之に酔はざる莫し。東湖も、亦、善く人を導き、精神の感する所、一藩に風化する。而して其天才を宏獎する餘力を遺さず。一時、海内をして、目を刮りて水戸の風を仰かしめたるが如き、東湖の力也。此點に於ては、東湖は鼓舞者として、教訓者として、其功の偉なる、千古に至りて朽ちず。

櫻田の首謀者として、『鳥の啼くあつま武男の眞心は鹿島の里のあなたとせしれ』と詠み天王寺に殉したる、高橋柚門、(通稱は多一郎、名は愛諸、字は敬卿、柚門は其號也)は、東湖が擧げたる人物也。烈公の整居せらるゝや、高橋、一夜、忍びて駒込邸の曲室に詣り、密に封事を呈したりしに、公は、其忠誠に感じ、『なにしをはわれもひとめは見しものなどかほかはるしのはつのかた』てふ一首の歌を與へられぬ。高橋、之か爲に禁錮を禁りたりと雖、公の冤罪を一洗したるもの、高橋の計最とも與りて力ありしと云ふ。弘化丁

「こゝろ
のあと」

未、東湖の、小梅隨居より、水戸に歸るや、宿疾發動、血を吐くこと、數斗。醫師、其の吉兆にあらざるを言ふに至りければ、東湖、豫しめ一書を作りて、『こゝろのあと』と曰ひ、之を高橋に贈り、以て國家の後事を託したりき。當時、又左の詩を賦して、之を高橋に贈りぬ。

義氣從來驚鬼神。謝君報國不顧身。六年辛苦知多少。回得飽陽三月春。

高橋、水戸伍軒町に住し、門の左りに柚樹あり、其柚門と號せるは、之に因みてなり。東湖、また『柚門歌』の歌を賦して、之に贈りぬ。

柚門歌

幽篋負郭巷。寂無車馬喧。門左有柚樹。主人號柚門。長夏雨濛濛。奇香盡短垣。落葉繁如霰。收拾伴飄樽。杪秋霜露降。黃蘗壓枝繁。梅酸和橘甘。也是助晚餐。君不見陽春三月東風温。海棠桃李花幾番。綽約繽紛任人折。轉瞬無情作雪飄。又不見富貴第宅公侯園。珍卉異木滿目看。荔枝罽折葡萄熟。飽殺妃嬪與王孫。孰若柚樹綠蒼鬱。長伴松柏涉寒暄。豈曾華實含氣韻。亦將扶幹代屏藩。恰如傑士有威稜。凜然不許兒女們。宜哉柚門深愛此。日夕相對不相諼。借問柚門何如人。一片精忠性所根。隻手欲扶天步蹶。雙袖每見双淚痕。崎嶇軼軻奚足怪。阨窮便知道義尊。多少酸鼻好備

嘗。此中自有至味存。

其高橋を激勵するの意見るべし。

然れども、東湖曾て高橋の人と爲りを評して曰く、「渠れ才氣俊敏。氣力強悍、常に人を以て天を制せんと欲す、恐くは其終りを全うせざらん」と。故に東湖の在りし時は高橋を要職に任せざりしと云ふ。後、果して其言の如くなりき。

茅根寒縁（伊豫之介と稱す、名は泰字は伯陽、寒縁は其號なり）もまた東湖の高弟なり。

後寒縁天下の志士を率ゐて、幕府の弊政を匡濟せんと欲し、罪を得て獄に赴くや左の二

詩、

長。麟。橫。海。驤。秋。氣。歡。日。昏。奈何。眷。秋。蟻。舉。世。附。空。論。贊。曾。入。左。腹。羅。織。斥。宗。薄。顛。醉。既。無。地。痛。哭。豈。每。吞。
忽。值。紫。泥。關。遠。傳。自。天。關。我。公。感。且。奮。羅。織。道。綿。絲。錦。裏。府。正。將。答。三。至。尊。皇。天。未。悔。禍。遠。播。聖。業。
垣。況。此。蟻。蟻。誰。粉。亦。何。怨。嗟。予。真。不。肖。學術。無。淵。源。壯。歲。得。虛。名。要。地。容。殊。恩。感。遇。不。自。撫。欲。揮。狂。瀾。
一。報。効。無。涓。埃。疎。漏。忽。禍。根。今日。達。窮。鞠。豈。復。望。平。反。丹。心。猶。如。火。誓。欲。雪。君。冤。生前。所未。報。編。期。結。山。
骨。

嗟。予。生。不。辰。夙。懷。小。同。悲。鄭。玄。之。孫。小。顧。腹。與。教。誨。一。仰。宜。堂。燕。丁。銀。服。未。除。歸。葬。遂。無。期。義。父。在。故。山。罪。戾。或。相。隨。忠。孝。兩。虧。矣。不。覺。血。淚。垂。万。死。固。其。分。報。恩。更。附。誰。兒。乎。纔。五。歲。遂。卒。成。立。時。日。月。易。馳。驅。須。擇。友。與。師。慎。勿。效。三。遺。患。頑。鈍。失。機。宜。勿。鑒。蓋。遺。囑。懦。弱。易。操。持。瀟。湘。道。戰。中。險。夷。須。以。之。望。汝。月。兩。次。拜。晚。

恐クハ其
終ヲ全
セズ

此詩、

を吟して、之を見に與へたる者。眞に東湖の後継者として、其氣節日月と光を争ふに足れり。

東湖の、盤居に遭ふや、茅根、時に年二十二。職（弘道館舎長）を辭し、帷を下して子弟を教育す、東湖時に古詩一篇を賦して、之を茅根に贈りぬ。東湖の歩韻に曰く、

奔走風塵二十五年。踪跡居處幾難遷。失脚忽隨陌路裏。何問酒家門外誰。猶憶海濱一塔氣力。且將禿筆一耕心田。一經深肯嘗靈藥。流傳欲就班馬籍。尙友偶及文宋瑞。土室三年泥屣履。一篇長歌浩然氣。許國丹心金石堅。孝子即忠思臣孝。誰言忠孝不兩全。願居久廢湯與沐。枕衾坐見蟻蜂生。便知果學非天作。讀讀多自中醞成。嘗憂戎狄日猖獗。何圖剛受養三職。一念至此腸欲絕。不知何物破三愁城。忽有鄉書傳消息。詩簡宛然見交情。交情既厚言亦文。不負妙齡難愛名。戒君勿慕當世利。期君須傳千載譽。大道溼漉非一日。志士發憤至蘭明。大厦朽腐漸亦久。良匠用心在經營。浪浪之徒何足云。人壽幾何俟河清。勸君及時須三勉勵。大道未滅屢未傾。嗟予頑鈍不知機。陋窮遠佚與死濱。萬言曠日無用。七尺形骸一窳人。天錫此閑豈偶然。擬將文辭託悠久。羣羣麗空鴻又帆。勢似孤城獨苦守。朝夕追隨唯丹心。風塵展書對遺墨。廣居正信豈他求。孟阿嘗獨行其道。當貴從來不可求。孔聖亦曰從所好。請看咫尺雲外。雙螭著繩不可掃。其才を憐むの情、見るべし。

其後、東湖、許されて水戸に家居す、嘉永癸丑、上元後一夕、茅根、之を訪ひしに、東湖

オノ橋ム

茅根書中
東湖ヲ訪

之を迎へ大層敷行茅根の將に辭し去らんとするや、東湖更に一大白を擧げ、併せて黒字を付して一詩を徴しけるに、茅根立ちに古風一篇を賦し、且つ赤字を以て之に與へぬ。東湖、乃ち「方寸赤」を以て之に酬ゆ。其時に曰く、

發五上元後一夕。水府城頭雪三尺。日暮帆鳥叫寒林。南屏東陌絕人跡。誰識風流王子猷。雲箋訪來東湖字。不須門前與靈運。命權直開文時席。理應懸劍芳野花。同餘癖似八尋鶴。韓柳從來不足期。况復子美與太白。回頭天地自茫茫。唯見吾輩方寸赤。方寸之赤誰養成。是箇一點日本魂。何時曾雪殪于島。神兵掃蕩東瀛曠。

東湖、茅根を稱して曰く「國家十年の後、吾輩の志を成す者は、之子也」と。茅根、不幸にして黨獄の陥る所と爲りしと雖、東湖の死後、水戸の正論を扶持し、人心を統合せるもの、果して茅根其人なりし也。

原仲寧(名は忠成、市之進と稱し、尙不愧齋と號す仲寧は其字なり)もまた東湖の門人なり。仲寧十三歳の時、書を東湖に贈り、時弊を痛諭す。東湖之を見、稱して曰く「今、仲寧の文を見て、大に鄙懐を慰す。近くは、潜龍太公の志を發揚し、遠くは、西山先公の遺業を繼承するもの、之子にあらざして誰ぞや」と。因て伍子胥、申包胥、優劣論を以て其志嚮を試みたるに、仲寧、之を斷して曰く「其優劣、讀者を待て後知らざるなり。然れ

吾輩ノ志ヲ成ス者ハ之子也

一方ニ偏セス

西郷南洲

とも子胥の行爲は、決して之を神州に用うべからず」と。東湖、笑て曰く「天地の間、何れの國か無君の處あらん、然らば、則ち子胥の事、獨り之を神州に用うべからざるのみならず、決して天地の間に行ふべからず。某曾て謂らく「君臣父子は、人倫の道なり。忠臣は必ず孝にして、孝子は即ち忠。大道の明ならざるより、忠孝不兩全の説あり」と。大に之を説示しぬ。

東湖が、子弟を導くや、文を説けは、武に及びし、武を言ふも、文を廢せず。決して一方に偏せず。此誠味の大本を基礎とし、經世實用、時務を識るを主とす。東湖は、此點に於ては、理想的教育家たるよりも、實用的教育家たり。躬行的教育家たり。東湖、曾て子弟教育の道を説て曰く「欲て教育子弟、則其幼也居之域下、講武學、文、以立其志、或道造田野、跋涉山川、以諱艱難、以養士氣、及其心術志操不可奪、則出之於江戸、汎愛親仁、以廣其固陋、周旋士君子之間、以醫其粗俗、則天之所與我者、自陶冶鍊熟庶乎可以無大過不及矣」と。

他藩に於ては、薩の有村俊齋、西郷南洲の如き、亦其教訓を蒙れるもの。南洲東湖を訪ふ、東湖南洲に謂て曰く「我藩に武田伊賀守と云ふもの有り、慷慨にして義氣に富む、是

國民的精神ヲ發揮ス

れ事に死するの士なり。今にして逢はざれば、他日或は見るべからざらん」と。後數日、南洲、武田を訪ひしに、己れが名刺、貼して壁にありき、蓋し東湖之を贈りて紹介せし也。土の小南五郎右衛門。亦彼の教訓を蒙れる一人なりき。癸丑甲寅、以降、志士の身を殺し生を捨て、頽波を挽き天日を回さんとを期したるもの、東湖の風を聞て起つもの、蓋し多きに居る。東湖は、主倡者、鼓舞者として、國民的精神を發揮せり。東湖は失敗者なりと雖、此點に於ては、其教訓、決して渺なしと爲さる也。

(註) 東湖カ、高橋橋門諸同志ニ與ヘタル書ハ、名ケテ「こゝろのあと」ト曰フ。左ニ其一節ヲ掲ケテ以テ參觀ニ供ス。

郵輪啓上。一別日來想として四周星を過ぎ。契機不實候。御國難以來、御盡力之段々、貴兄之御至誠、元より左様可有之善には候へ共。群衆凝結之中に、風節凛然と御控、然も剛柔緩急之御手順其外萬端無殘所、其將之旨を用ひ、其醫之病を治むる如く、事々其機宜に應じ候。御所置、實に迂濶頑鈍、輩の及ぶ所に無之。乍憚致敬服候。僕等處以來時之事情御示諭被下、不堪感激之至り候。然るに是迄絶て一信なも不通候は、餘り人情に近からざる儀と御訝り可有之所。四年來之福天歩難難とは乍申一ツには有志之士率難滿より事を誤り候儀も不少。右之覆轍を踏候ては、一身之職は指置き、老公の爲め洗冤を妨げ候に當り、決して不相濟事に候間。親戚の外一切面會出通等不仕候。扱丙午丁未も残り少く相成。弘化の不祥年數も近々改元に可相成。來元日之立春、旁老公御洗冤の期近寄候儀、御存之

處。是迄も必定と存候儀、追々そこ致し候間。同志一同、愈々油断なく、警戒有之度事に候。先是迄之勢、天時を以て論候へば、紀公之御即位、定め物の故杯、扱々折悪之儀、今井の子孫も天命とは乍申、嗚呼其因果應報の談柄と相成可申。又人事を以て論候へば、當春折角微陽を儲候折柄。梅巷酒屋にて、醉醜之一件、如何にも愚を極候始末。又八朔菊水橋の御門迄相發候以來、一段の正氣を増候朝り、江南張附の一件、奇怪千萬の致方。右の如く少しく愉快の事有之候度毎に至愚奇怪の動き有志の理をな生じ、小人の口實をふやし候様にては、此上中街の諸士杯夫々歸處にも相成候て、追々機事等一時に漏洩如何儀の事を生じ候も難測。日夜痛心此事に候。抑も僕等御承知之通り、去年より下部に梅核の如き涙を生じ。當四月より影敷下血。五月より右の凝痔漏に相成。七月より脱肛。其後小便閉等の變症に相成。醫師之申間に任せ、療治政居候。必定今井よりも黄泉の懸致候儀指見之處。天未頑頓を塞玉はず候哉。又は聞覽にさへ據はれ候哉。一旦豁然として病狀發明仕候儀有之。逆も醫師を斷り、自分にて調藥養生致候處。先々當分の様子にては、容易に鼻穿にも相成候儀。乍併右醫師を、親戚共へ申聞候趣にては、自分療治致候内には、必再發の患可有之。又は勞症に變候も難計と申候由。愈々右觀の如くに候はば、未だ全快とは難申。且痔漏は扱置、人生元より朝露の如くに候へば。萬々の事も有之候はば、前文日夜痛心の次第吐露致候にも不相叶。甚不本意の事に候間。心付にまかせ、左に相認、違言同様の心得にて全く貴兄まで御通し申置候間、宜御取捨御同意の事にも候はば、他日貴兄より御建白可被下候。尤も右の箇條は全く天歩難難中、當世の事多く、第一は當今御教導の條而已にて、其外は尋常老婆心の論に御座候、神州之大道を明かに致候に至り候ては、弘道館記述義と申著述撰稿仕候間、僕も平生の學問見識他日是れにて御承知可爲下候。意見紙短草々聞筆頓首

一陽來復の月初五

なの、たけき

再啓、通日御通し別冊、井貴兄御手寫の分、返聖仕候。別冊の内、赤紙は御筆談有之分に御座候

又近來、頼りに神發流の假名御用に相成候處。一休秘密の書簡故、入手に渡り候上にては、何文字にては、たまり不申。左候へは、神發文字にては、如何様も致、其文字を存候人、抱込讀付可申。又更に讀兼候へは、竊に今言葉今文字を御製し、如何様の事を御巧み爲成候中と謔言可致。右の通にも相成候は、却て讀め候て事柄あらはれ候より、遙に其書深く可有之。何れ竊に文字を御製し、密事御往復申事に相成候は、又例の御制度に觸云云の覆轍にて、不容易候間。御流義御藥法の外は、あまり御用無之方と爲存候。前にも申通り入手に渡り候上にては、何文字にては、たまり不申。入手に渡り不申候致候が第一なるべく。有志の士も平常右假名を扱候由に候、自然人目にふれ候も難計。人目にふれ候へは、右與様の文字と申所にて。もはや、謔の種に相成申候かくし名も大抵程、御坐候故。何かに陰氣なる事而已致候ては、人を森邪々々申内。此方にては、森邪に紛數様に相成候。左候へは第一に事を慎密に可致候は勿論に候へとも。慎密中にも光明正大の氣象有之。萬々天下の吟味に相成候にも申開き有之様にて、御同様心置度事に候はずや。付けて、何れは何人の餘なるべしやと問候放、定めて暇乞に奥津敷、問部杯、能州へ來りしなるべしと答、吉田又右衛門、側に居候處、豆腐には無之、甘草に相違無之、相見しと云、小兒子供心に怪か、其夜に入り問て曰く、なせ重き人は豆腐だの、甘草だの、と申哉、野生笑ながら曰く、重き人は豆腐の如く柔かにて。又甘草の如く甘き故なるべしと云。何ぞ分らぬ様子にて問返し不致候處、其後豆腐を買度毎に、今日重き人を買たりとて、隣家の小兒杯へ申開、又野生打擲き甘草入り藥を用ひ候へは、なぞと云は重き人の入た藥をあげるかと、何れにも指支、色々の事にまさらば、近來はやみ候へとも、二十日計りの間實に困り候へき、かくし名も常に成り候ては、其實如此、御一笑。

第二十

性行

手腕ノ雄

眼光炯炯
電ノ如シ

東湖は、小楠の如く、理想高く、識見遠からず。象山の如く、蘭學に通し、易理に精しからず。息軒の如く、經學に遠く、文章に妙ならず。鳴處の如く、吏務に敏に、事理に明かならずと雖、氣魄の大、詭略の偉、手腕の雄、蓋し彼同輩を凌ぎて、之に駕する者無きに非ず。

余、嘗て親戚の家に於て、藤田小四郎の畫ける東湖の肖像を視るに、軀幹雄偉、方面巨口、鬚髯無く、たい眼光炯炯、電の如きのみ。其人と爲りを故老に聞くに、胸襟渺瀟、氣宇豁達。言語明晰、才思縱橫、往往諧謔談笑、人をして願を解かしむるものありと。小楠の『游學雜誌』に東湖と應對の模様を叙して曰く、

水滸藤田虎之助を訪、此人久しく名を聞。當時しらへ方元と云役也。其人辯舌爽に、議論甚密、學意は、熊澤蕃山、湯淺常山杯にて、程朱流の究理を據ひ、専ら事實に心懸たる様子也。從來水戸士にて、八年前より江都に詰きり、近日の内に、暫く下る由の噂なり。我訪し時は、未だ退公せずして、暫待し内に歸り、直に應對極紳達なり。布の肩衣、奈良の古帽子、葛の袴、腰差は鐵金具にて、木綿糸を太刀巻に巻き、櫛は皮包なり。當年三十七歳、

色黒ノ大男

色黒の大男、中中見事なり。都下花奢の風を盡ひ、専ら武事に心懸け、公務の暇には、藩中の子弟を引立、尤體劍に達したる由なり。中納言機思召格別にて、此春の頃、百石の増加へられ、席も被進たるなり。當時藩中にて、虎之助程の男は、少かるべし。

青山佩莖齋の「容貌魁偉。眼光射人。人一見服其聰明」と云へる文字と相須て、善く其人と爲りを寫し出し咄々眞に逼るものあり。

人ヲ知ルノ明有リ

東湖は、人を知るの明有り。東湖曾て土佐の人物を評して曰く「吉田元吉は、少しく才有り、小南五郎右衛門は、大臣の風あり」また曰く「吉田の人と爲りを見るに、殺氣勃勃たり、恐くは其身に過を生せん」と。後、果して(吉田東洋後ち刺殺せらる)其言の如し。東湖、また曾て會津の士、伊東某、廣澤某(安任)を評して曰く「伊東は、治世に在ては、謹厚の儒たらん、廣澤に至ては、疎豪爲す無きも、他日權機を占めて、其才を展ぶる所あるべし」と。後數年、東湖の弟子原田綠陰、伊東と相邂逅せしに、伊東之に向ひ「先年余と共に國に歸りたる廣澤は、直ちに執政の職に登りたれども、余は猶藩儒たるに過ぎず」とて、東湖の活眼に驚嘆したりしと云ふ。其職に在るや、善く人を知り、善く人に任す。是れ東湖の經世家たる所也。

果斷力ニ富ム

東湖は、亦、果斷に富り。彼が、一たび志を決して爲すあらんとするや、如何なる困難あるも、銳意之を排きて、屈撓する所無し。是れ東湖の特性也。佩莖齋曰く「毎遇大事、以死自誓。無所回避」と。東湖が三たび死を決したるもの、即ち之が爲めのみ。韓魏公、恒に謂らく「大事を成すは、膽に在り」と。未だ嘗て膽を以て人に許さず、往往自ら許す。東湖の果斷は、蓋し其膽に由る。此點に於ては、東湖、韓魏公の風有り。

度量有リ

東湖は、また度量宏闊なりき。善く人を容れ、黨派に偏せず、其政黨に對するや、寛裕にして餘地を存す。嘉永中、烈公の再び起て幕議に參するや、守舊黨首領結城朝道、密に同志と相謀り、詭計を以て兩田を除かんと欲す。事覺はれ、將に死刑に處せられんとす。然るに、東湖は、獨り之を殺すことを非とせり。結城は之か爲めに罪一等を減し終身禁錮に處せられぬ。其の後東湖の震災に罹りて死するや、守舊黨の人々、大に喜び、東湖にして死す。我事成るべしとて之を結城に報しぬ。結城時に獄中に在り、嘆じて曰く「東湖の度量海の如し、彼の世に在る間は我を殺さずと雖、彼にして死す、我も亦餘命無し」と。其黨、谷田部雲八等と謀て獄を脱せんと欲し、終に死刑に處せられぬ。彼の能く敵人をして泣かしむるものは、抑も亦其度量、人を容るゝに由るのみ。

東湖は、黨派に對するも、取て正奸を以て之を區別すると欲せざりき。『ころのむと』に云く、

『有志の少年杯は、憤激の餘り、有司の事を一概に姦と名付候候に候へども、同じ御家中へ名目を付候候、かりそめにも、不宜事と奉存候。愚眼を以て鑒定仕候ては、姦人と申程の者は何程も不相見。先づは孔子の所謂鄙夫のみ多き歟と奉存候。乍併此を失はんことを愚ふるまきは、至らざる所なしと申通りにて、面々の役職雖高を惜み候よりして種々の謀計を施らし、無罪の義士義民をも火付盜賊同様に取り候候族、皆其身を愛し候より起り申候。其所を以て姦と申候へば、のれいれ候へども、一林は大風の人に喰付き、其毒にて人を殺し候に至り候へども、彼の心は其身を惜み候より起り候にひそしく鄙々劣々嘲笑すべき心底に御座候。然るを是も姦、彼も姦と目し候へば、益々鄙夫の類、多く難成、其當人々々のみならず、子々孫々までも、涙を分ち黨を立つ構成行、國家末世の大害と奉存候。孔子も人にして不仁なるを是を惡むと甚しきは亂なりとの給ひ候間、至極の姦物と御見拔候遊候分は、格別。其他、御叔の御大量を以て、廣く御容被遊、一人ッも徳に化し、善に向ひ候候被遊度御事と奉存候。』

其胸宇浩浩蕩蕩、豈嘗に雲夢八九を呑むのみならんや。而して春ふべからざる諸見、其中に存す。

東湖は、品性極めて高潔なりき。彼は、才器よりも道義を重んじ、其自ら持するや、廉潔。品行、金玉の如く、微塵の汗を受けず。殊に敬神の念に篤し。金錢に對しては、極めて澹泊に。人來りて金を乞ふものあれば、囊を傾けて吝まざりき。

嗜好澹泊

熊本人某氏、彼の窮を見て、百金を東湖及び會澤、豊田に贈りしに、東湖、之を却けて曰く『吾輩、窮せりと雖、未だ餓死するに至らず、若し飢餓の身に逼るあらば、親戚友人の在るあり、何ぞ必ずしも他人を煩さんや。足下の志厚しと雖、受くべからず。想ふに會澤、豊田二人の志も亦當に吾と同じかるべし』と。某復言ふと能はざりしと云ふ。東湖が嗜好は、澹泊なりき。彼は衣食住共に質素を極め、書畫、刀劍、文房、骨董等、一として彼の愛を経る無し。家に在ればたい書籍を愛し、古人を尙友するのみ。其著はす所、『回天詩史』『常陸帶』『弘道館記述義』皆其の經綸志行を述べたるもの。別に『遺稿』六卷有り。東湖は實行家なるを以て、著述に富まざりき。

酒ト基

讀書の外、東湖の嗜む所のものは、酒と基のみ。但し基は僅に是れ消遣の具として、間之を弄ぶに過ぎずと雖、酒は、之を嗜むこと殆ど性命の如くなりき。客の訪ふものあれば、必ず酒を酌み、其俸祿は、家計の費を除き悉く酒錢と爲る。同志の士來るときは、側に冷酒を盛りたる大徳利を置き茶碗を以て、時々自酌して之を呑み、天下の事を論じ、其勢當るべからざりしと云ふ。東湖の句に云く『還有醉卿可來住。春風穩處自由過。』又云く『樽如不洗胸臆。万斛春愁惱殺人。』又云く『陶然微醉乾坤狹。不羨元龍百尺樓。』又

云く「世間醉客知多少。貪味人非愛酒人。」又云く「勿吟幽齋無四壁。瓢樽自古伴清貧。」又云く「倘使人間無酒榼。不知何物洗胸襟。」と亦以て東湖が酒に對する嗜好如何を知るべし。

天保丁酉の頃、東湖、酒錢を得るに苦み、一日、劍一把と、書一篋とを購きしことあり。當時、戯れに詩を賦して、曰く、

擊劍十年護身。讀書万卷不醫貧。倘教書劍解言語。應罵迂書主人。

東湖曰く「俯仰天地、睥睨宇宙、吸陽春之和氣、飲皇天之美祿、頽然而醉。浩乎而歌。不復知富貴貧賤之爲何物」と。東湖は、實に酒を以て美祿と爲し、富貴貧賤の何物たるを知らざりし也。

有村俊齋、嘗て東湖を訪ふ。東湖、一小酒壺と一小碟とを出し、之を示して曰く「余、獄に在ること、數年。門人櫻任藏、常に酒食を余に贈れり。此器即ち是也。」東湖、又竹片を把て之を示す、長、二尺許。其一邊を尖銳にし、尖頭を焦炙せり。曰く「是れ亦當時櫻の贈る所にして、其意、若し小人ありて先生を刺さんとせば、宜しく之を以て反て刺客を刺し、先生亦自刃すべしと云ふに在り。嗚呼此器を弄して、一杯を酌む、亦快ならずや」と。

櫻眞金、嘗て一酒瓢を東湖に贈りしに、東湖之を愛し、「瓢兮歌」を賦す。

瓢兮我愛汝。汝昔熟知顔子賢。爾若道爾不改操。嘗將美酒誦延年。天壽有命非汝力。聲名獨附驥尾一傳。瓢兮我愛汝。汝又嘗受魏公憐。金裝鐵網從軍日。一勝加一百且千。千軍所向無勳敵。叱咤忽掃四海權。瓢兮我愛汝。悠悠時運幾變遷。亞聖至操誰復履。太阿雄圖何忽焉。不憚獨醒吟海畔。只合長醉伴仙。瓢兮我愛汝。汝能愛酒不愧天。消息盈虛與時行。有酒危坐無酒醒。汝危坐時我未醉。汝欲醒時我欲眠。一醉一醒吾事足。世上窮通何處邊。

東湖、一日、烈公に謁して曰く「公の齡已に高し。若し色を過くるに至らば、賢聾を害すべし。故に臣謹みて之を諫む」と。公曰く「吾れ、必ず諫に従はん。而して吾も亦汝に誠むべきことあり。汝、酒を過して、以て身聾を害すること勿れ」と。東湖、唯々として退き、人に謂て曰く「公の諫を容るゝに客ならざるは、喜ぶべきも、余が、公の誠むる所と爲り、酒量を減せざるを得ざるは、是れ其大に困む所なり」と、覺えず失笑せりと云ふ。

其「對酒」の詩に曰く、

讀書如飲酒。至味在會意。酒以養氣力。書以益神智。去彼糟與粕。淋漓掬其粹。一飲三百杯。万卷可驅使。

酒に對して、醉興淋漓。詞采煥發。毫を揮へば、蛟蚪を走らし。詩を賦せば、瓊葩を壓し。

讀書如飲酒

開口見肝

飛談雄辨、滾湧くが如き、是れ東湖の東湖たる處也。會澤伯民の詩に「退友天下士。壺管水走壑。開口見肝膽。披瀝在孟酌。」と在るは是れ善く東湖の本色を寫し出したる者也。

東湖が、邸舎に在るや、其書室僅に八疊。三面皆書籍を堆積するのみ。窓破れ疊裂くるも、復顧みず。東湖曰く、

『従家於江戸之邸、居所謂臺之西偏。牆外數歩、即常泉四岸二寺、當其四、朝夕唯聞念佛誦經之聲。出戶數十歩、則後園之深樹、蔽其東、日出三年、紙懸猶暗。其稱南北隣者、僅隔二壁耳。我拙巷之度、比三他茅宅、尤爲狹隘。而邸舎之地不過數廂八分之二、適夏秋之交、炎熱逼人、殆不可堪。彪自嘗曰、昔者富吉田翁之舎也、其室不過方九尺、四面皆壁。僅取三明於小窓、而猶能到書於其間。大丈夫荷居天下之廣居、則室之廣狹於我何有。蓋涉旬經月、習以爲常。至於三年之久、則不復覺舎之狹隘也。』

東湖は、狀貌魁梧自ら豪傑の相を具し。俠骨稜稜、意氣落落、一世を蓋ふの概有り。其理想は、純潔。其頭腦は、明截。舉止は正大、品行は嚴正。而も洒落の處有り滑脱の處有り。筆を把れば咳唾皆珠を成し。翰を揮ふ飛ぶが如く、詞采煥發、辭理明暢、最とも才氣縱横を見る。書は獨自一己の機杼を出し、筆力勁拔。龍蛇の如し。議論風發。音吐朗朗として、金玉の響有り。

武技ニ長

東湖、また武技に長ず。或人、東湖の劍技を原田成祐に問ふ、原田曰く「東湖の劍槍に於るや、巧なりと謂ふべからず。然れども、一たび、彼と相試むるに方りては、水戸士人中、一人の能く之に當るものなし亦妙なり。蓋し平生の志氣磅礴、凜然人を襲ひ、沛然として觀くべからざれば也」と。左れば東湖は、浮華社會に在りと雖、剛健實實の氣風を失せず。名利世界に處すと雖、善く不羈獨立の本領を存せり。東湖曰く、

『余觀士之來於都會者、其始也、橫厲洒落。有山林江湖之氣。其終也油滑一俗相、不不失其本然者殆希。適有二一不然而、舉世勝之、不歸於衆。其人亦稱其放曠。務傲輕薄。唯恐都人之所笑。蓋如是、則富貴可、利達可。若反之、則往往困厄流離、至於無依。嗟乎山林江湖之士、欲全實於都會風塵之中、或亦難矣。願余何人、豈不知富貴利達可以益身家。而實實、既不能逐時好。性亦介、深愧傲、彼悠悠者之爲。嘗嘗以爲丈夫之任、苟得使大義、以行正道。則方里官游、終身去家、復何辭焉。誠不能、即日分歸於東湖之上。去則就閑、以養我天眞耳。安能以三機度海之氣、爲粉滑油滑之態、較區區得失於道義之外乎哉。』

力量精神の涵養、其素あるにあらざれば、誰れか能く此に至ることを得ん哉。東湖曰く「非、千鍾富。元期一代家。」

力量精神の涵養

(註) 烈公、一日、歐羅ヲ設ケ、側役用人小性等ヲ召ス。東湖モ亦之ニ陪ス。公、「大權」ト云ヘル狂歌ノ題ヲ一塵ニ賜ヒシニ、東湖即時ニ一首ヲ賦シテ曰ク、

大權ひ唐茄子南瓜薩摩芋

君の御前に利口振る人

俊寛初メテ東湖ヲ訪フ
瞬時ヲ倫ミテ一面セシ

其洒落ニシテ而カモ君心ヲ結スル處。是レ東湖ノ東湖ナル處。
 ◎有村俊寛、一日密ニ榊山三圓ヲ伴ヒテ、初メテ東湖ヲ訪フ、東湖病ヲ以テ之ヲ謝ス、俊寛將ニ去テ門ヲ出テ、東湖侍者ヲ走ラシテ之ヲ招運ス。是ニ於テ、二人、堂ニ上リシニ、東湖、袴ヲ着ケ朱袴ノ三尺刀ヲ手ニシ、出テ遊フ、狀貌雄偉、眼光人ヲ射リ、風采凜乎トシテ俊スヘカラザル者有リ。東湖曰ク「今、病ヲ以テ、面暗ヲ謝シタリト雖、其實、余ノ出府ハ、僅ニ兩日前ニ在テ、未ダ登營ノ禮ヲ果ササルニ由ル。然レモ、子等ノ熱望スル所、敢テ辭スルニ忍ビス、再ビ招運セシ所以ナリト。俊寛乃チ志士ノ今日ニ處スル所以ノ道ヲ問ヒシニ、東湖ハ「余ハ、文無ク武無ク、タゞ顔色黒ク眼巨ナルノミ。然レモ一片ノ丹心、國家ヲ憂フ。子等モ亦余ト同感ナラン」ト云ヒ、更ニ談柄ヲ轉シテ曰ク「我輩、曩ニ陣ヲ幕府ニ獲テ景山公、隱微ヲ命セラレ、余モ月田モ、同シク禁錮九年ノ久シキニ及ベリ、其狀、怡々達磨ヲ學ベルモノ、如シト」ト言訖テ微笑シ、是ヨリ談、時事ニ入りシト云フ。謙讓ノ中ニ、洒落ノ氣宇有リ、正大ノ間ニ、洒脫ノ胸襟ヲ具ス。俊寛ノ一見シテ其偉人ナルヲ知リ仰テ以テ師ト爲スモ亦宜ナル哉。
 俊寛ノ江戸ニ有ルヲ、日トシテ東湖ヲ問ハザルナシ。而シテ東湖、機務機察、來賓難查、爲ニ面接ヲ謝絶スルコト三日ニ及ベシ。第四日、俊寛マテ東湖ヲ問ヒシニ、東湖、マタ寸隙無キモ出テ來リテ曰ク「余ノ子ヲ見サルコト曰ニ數日。而シテ今日亦談論スルヲ得ズ、請フ、瞬時ヲ倫ミテ一面セン」ト。階上階下立チナカク相面ス。東湖曰ク「子ノ顔色益々雄健ナリ。余ハ如何。俊寛曰ク「先生モ亦然リ。東湖曰ク「甚々満足セリ。請フ國家ノ爲ニ自愛セヨ」ト。直ニ室ニ入り俊寛亦去ル。其赤心ヲ推シテ、子弟ヲ鼓舞作勵シ、毫モ城府ヲ敗ケザル處。是レ天下ノ志士ノ其風ヲ望ミテ、之ニ接スルヲ榮ト爲ス所以也。

◎嘉永癸丑十月十六日結城朝道、終身禁錮ニ處セラル、其申渡左ノ如シ

結城 實 審

其方儀、若年より前中納言儀、御側向相勤、御厚恩を蒙り、追々重職迄被仰付、寺社御改正等別て致精勤候處、去る辰年俄に御隠居被遊御家老始め、夫々嚴重御咎被仰付候へども、其方而已公邊御沙汰に遣致候段身に覺可有之、殊に右御隠居被仰付候即日、於梨花之間、御連枝方へ虚言を申上、大奥向なども同様相欺き、前中納言儀御信用被遊候面々不殘退治不致ては、不相成旨致發覺、上書の時嚴重相害而已ならず、前中納言儀今一段嚴重御儀の儀及評議候儀も有之、表方へ御轉し後進に隱居儀少被仰付候へとも上を不長所行而已相聞、前件を通り最初は御改正の儀思召に先立致決斷候程の身分に乍罷在、前後致表裏、上は御幼年御連枝には御不案内の御砌りに乗下、一己の權威を振ひ、御父子様御離間申上、御改正筋相破候手始相企。君臣の大義を所失候段、重々不東至極に付、被仰付儀も雖有之、御容赦被遊、其身一代松平松之九へ御預け被遊候條吃と相儀可罷在旨被仰出もの也。
 其他、結城ノ子女之介、及ヒ平尾右近ハ監居ニ、友部八五郎ハ免職ト爲レリ。

安政三年（丙辰）四月、平尾右近、根本新八郎、結城玄之介、陣ヲ以テ獄ニ下リ、横山兵衛、大森金八郎ハ監居ニ、十河祐元ハ新罪ニ處セラレ、且ツ結城ニ關シタル十餘人ノ家祿ヲ削リテ隱居ヲ命セラレ。結城朝道ハ、長倉村ニ於テ死罪ニ處セラル。其申渡左ノ如シ

結城 實 審

其方儀、先年隱居儀少被仰付候處、懷中不長上を所行有之而已ならず。厚く御恩澤を蒙り重職をも相勤候身分にて前後表裏を操り、君臣の大義に背き不長所行を隠成候御科不輕に付、嚴重被仰付方雖有之、其砌り寛大の御仁慮を以て、其身一代御預け忤玄之介へ御扶持方を被下置候處、先非を悔候心得無之、御預け申誓固の者を欺き金子

等か興へ、密々同意の者へ、及通路候始末、悖逆不道の心慮、今以て不相改候段、重々不屈至極に付、御捨置難相成、死罪申付ものなり

◎會澤伯民が、國友善處ニ與フル書中ニ云ク、

一、廿五日、大獄處断、定て諸所より書通委細御承知と存候處、心覺と認候を爲登申候。群不逞、主帥を失、主謀之徒、往來を絶、先づ職權は消候様候得共、夫たけ群小の怒を激し、怨怒益深、他日之憂油断不相成候。榮(結城を指す)群命も今少し何と、善き様有そうなものと被存候、群命が一見而已にて未寫候、是又所々よりそしりし事と被存候。結も甚不覺悟由。初に山崎を以覺悟有之様申入候處、無禮しなご申て受付不申、再驗候得共一切不聞。初は深室の前にて撃候積りの處、右之通放、内にて斬候由。監察等、群命を體候時も俯拜不致上意に而も俯伏不致と被申、少し組頭群命を讀終候と飛付可申様子故、未終内に、下刀候處、縮頭且身跡を動搖し、□刀にて切留候由。鄙怯沙汰之限なり。長太も其場へ參候處、未面會、右は郡吏などの説教と被存候。(下喜)

本文榮就刑の事、群命は監察讀、再教は長倉へ御任に付長倉にても初は自盡爲致、色々手を盡し候處、一切不承知。爲斬候處、右の通りの方策、死後迄惡名を殘し候事殘念にて、□候間、其外の事分疎強辭、長倉家臣、藩幕より自盡を勸、及曉就刑。其間には標々醜態も有之、且度々上層、其時は何の書き物を寸断、水に浸、厨中に投候様子にて、色々曲折不覺候。

第二十一

表誠碑

靈魂ヲ葬ル處

蒼松古栢其墓門ヲ護ス

幽谷先生次郎左衛門藤田君墓表

水戸城の西、墳墓の地有り、常盤原と曰ふ。是れ東湖先生藤田斌卿の靈魂を葬る處。水戸に遊ぶ者は必らず知らん、馬喰坊を過ぎ、街路より迂折し、行くこと數十武。茅葺の小舎有り。墓門を排して之に入れば、巨碑小碕、累累として、此處彼處に屏列するを。是れ即ち水戸人士の墳墓なり。而して「表誠碑」は、墓地の北端に位し、父幽谷先生の墓、及び母氏丹夫人の墓と相並びて其傍に在り。蒼松古栢、森然として其墓門を護し、無情の鳥聲は、一人也云亡矣。天地何寂寞」と訴ふるもの、如し。

幽谷の墓は、會澤伯民の撰文にして、題して「幽谷先生次郎左衛門藤田君墓表」と曰ふ、

幽谷先生次郎左衛門藤田君墓表

正氣之塞天地。垂氣流形。其純者爲人。人有大道。大道明則天人合。而其氣浩然矣。大道溷晦。即天人隔絕。其氣亦索然而凋矣。嗟夫天地之茫茫。其氣消息盈虛由人者。將安得而不扶而持之乎哉。我幽谷藤田先生、常陸人。諱一正。字子定。稱與介。後改次郎左衛門。其先自武藏。徙常陸。世居那珂郡飯田村。蓋小野朝臣之苗裔云。祖諱某也。徙水戸城下。考諱曾德。稱與右衛門。娶根木氏。生先生於下台宅。先生生而穎悟。少有三大志。刻苦勵學。

欲明三代之大節。以振起末俗。扶持正氣。會東里立原先生。操一國文柄。勝獲獎勵。薦舉尤力。文公按之。聞其補彰考館生員。幕府執政白河源公聞之。求觀其文辭。先生為著正名論。以道三君臣之大義。時年十八。亡幾丁親喪。世俗表親者。五旬乃從吉。雖有服期。徒存空名。先生俯從國制。在家則履苦枕塊。避言從凶。私持三心制。不御酒肉者三年。禮禮之餘。論著古人居喪之事。以述父子之大倫。當是時。俄羅斯數至。戰夷地方。幕府令諸國設備。然昇平日久。文恬武熙。無復知有外患。先生深察。憤憤。奮然請齊魯之策。以謂荷欲強。兵當使士民有勇知方。若能去流俗。好柔之失。仁海義。崇尚名節。則士民將死長上。今北疆之警。嚴切。而欲。以。不知時亦其矣。如寬水草之。去戰國未遠。禁諸侯往。時。驍將悍卒。不甘老死。下者。所在皆是。故務。無事。靜以。之也。今海內。於。安。時。乃用。之。是。附也。昔北條氏。斯。之。欲。天下。以。此。令。軍。用。遂。得。之。於。海。一。今。使。之。來。甘。重。幣。以。我。備。虛。以。我。豈。可。倫。日。之。安。備。厚。則。以。情。天下。之。士。氣。於。是。有。所。論。議。而。此。言。得。行。則。大。之。可。以。振。天下。之。紀。綱。小。之。則。可。以。明。一。國。之。政。刑。矣。然。年。少。位。卑。言。涉。忌。諱。坐。不。敢。。乃。遂。與。。之。士。交。游。上。下。其。議。論。如。高。山。正。之。。生。秀。實。之。徒。相。歸。最。深。居。三。歲。復。著。時。文。公。學。術。文。學。續。義。公。之。緒。欲。必。終。編。纂。之。業。先生。論。述。修。史。之。始。末。以。明。三。義。公。深。意。之。所。在。及。武。公。封。與。高。橋。備。同。為。。之。餘。出入。風。。頗。得。其。言。時。公。振。紀。綱。開。言。路。欲。大。修。明。庶。政。先生。素。以。經。綸。之。業。自。任。焉。上。自。天。朝。典。刑。以。至。幕。府。及。我。東。藩。靡。不。法。令。推。究。其。原。委。習。諸。家。故。事。食。貨。之。政。田。賦。之。制。官。爵。田。疇。禮。度。名。數。凡。治。教。之。法。學。稱。維。野。節。目。乃。言。仁。政。之。要。情。已。治。人。在。合。外。內。然。治。國。以。大。德。不。以。小。惠。破。庸。人。之。論。審。古。今。之。弊。一。道。德。事。業。而。存。其。大。體。寬。猛。進。用。威。惠。兼。施。剛。柔。正。直。互。相。為。用。相。時。雖。強。變。化。風。俗。如。其。施。設。之。方。則。在。厚。生。利。用。正。德。厚。生。以。足。食。利。用。以。足。兵。正。德。以。信。之。此。

聖賢制治之大要也。孔子欲為東周。其作春秋。志在脩周公之法。以興文武之道。我常陸以幕府之體。承感義之緒。有能備用制而棄用之。通變神化。同於先聖。庶足以明大道於天下矣。而公亦應賜百對。開誠訪問。既而廣備入為三政府吏。先生則出為濱田郡奉行。時同列多一時名士。相勉以忠義。不致少自貶以求苟合也。先生嘗講先治民之策。因有所持論。大約以去煩擾。除積弊。均三方役。破兼併。禁侈情。為勸農之要。然其言關大體。不得施之一郡一邑。遂辭情辭職。後再為史館總裁。而其一時共事者。亦相尋罷職。亡幾公薨。哀公之時。進避通事。先生久在吏局。商榷古今。治本亂。審其所由。其大自。神聖經世之迹。而細至地理禮讓之類。考據明。發前人所未發。刊削之業。其料既備。年。知命。所學不行。願欲託諸文章。而胸中所蘊。未及吐露一塵。享年五十有三。文政九年十二月朔以病終。嗚呼痛哉。配丹氏。有二男五女。長子熊太郎早夭。次彰字煥。壽先生於常磐之原。先生為人。狀貌奇偉。志氣豪邁。平生。以。自名。而。經。史。及。百。家。之。學。莫。不。兼。綜。細。真。端。排。左。道。指。迷。辨。惑。皆。發。其。實。言。說。經。則。歸。於。仁。孝。一。本。之。義。言。治。則。主。於。政。教。一。致。之。說。至。為。三。國。體。則。謂。有。天。地。二。地。二。君。臣。天。朝。自。開。闢。以。來。機。神。器。一。天。位。皇。統。綿。傳。之。無。窮。民。仰。天。朝。與。天。一。矣。以。季。歲。天。皇。之。尊。字。內。無。二。是。豈。夷。狄。邪。氣。之。所。得。而。干。犯。哉。神。聖。建。極。開。基。文。之。以。義。舜。周。孔。之。道。邦。家。之。治。日。繼。文。明。今。學。者。晦。於。名。義。或。指。漢。唐。比。我。秋。或。釋。明。清。為。中。國。皆。違。制。東。照。宮。平。定。亂。亂。皇。室。而。拘。泥。戲。固。冥。然。不。悟。或。輕。關。東。或。陋。五。臺。此。皆。學。者。之。惑。神。州。之。也。人。能。學。天。朝。而。學。周。孔。之。道。則。國。體。以。明。變。論。以。叙。然後。政。教。俱。全。而。人。心。純。一。矣。幕。府。尊。皇。室。則。諸。侯。敬。幕。府。諸。侯。敬。幕。府。則。卿。大夫。亦。敬。諸。侯。然後。上下。相。保。萬。邦。和。矣。乃。與。同。志。之。士。講。究。所。以。正。名。明。義。扶。植。大。道。者。其。教。育。子。弟。以。為。名。節。操。起。士。氣。為。務。居。常。履。禮。守。規。治。家。嚴。肅。而。時。或。對。客。命。酒。擊。節。高。歌。以。洩。其。慷慨。之。氣。斷。斷。強。壯。白。髮。滿。頭。嘗。編。皇。哀。公。春秋。盛。未。有。備。論。論。了。所。以。固。國。統。一。者。晚。欲。復。有。所。言。未。

果一朝溘焉。嗚呼先生所以爲思慮心者。毫無所施。而廢。夫天未欲有扶持正氣耶。天道是非。果何如也。門人會澤安國手再拜。謹表於墓上曰。生也爲英。死亦爲靈。先生所扶正氣。分布在人。若能繼遺志。廣遺緒。斯道之未墜地。豈遂無可裨益於天下國家者耶。若能明大義。踐大節。是氣之磅礴於天地。夫孰謂待生而存。隨死而亡耶。幽谷の墓と相並ぶ者は東湖の墓なり。題して「表誠」と曰ふ、(戸田達軒の碑に題して「表忠」と曰ひ、會澤伯民の墓に題して「表正」と曰ふ、皆烈公の親ら題せるものなり。即ち烈公の親ら題したる篆額なり。

故側用人兼學校奉行藤田君墓碑

安政二年十月二日。我水戸側用人兼學校奉行。藤田君没於江戸蒲原。兩公悼情。命歸葬鄉里。明年景山公。親臨其碑。曰表誠。命臣延光爲之文。延光謹案。藤田氏之先。蓋出自參議小野黨。考諫一正。始仕我文公。終於彰考館總裁。妣丹氏。君諱彪字斌卿。稱三虎之介。後更誠之進。就東湖。君幼而奇穎。稍長嗜武藝。不喜喜讀書。論窮冠。慨然自奮曰。終無無文。隨陸無武。古人所笑。丈夫如何不學。遂刻苦讀書。尋襲父。襲三百石。補通物番。爲彰考館備。攝遺事。君致書總裁。論館中五事。議論剴切。文辭雄健。人始知其專力家學。哀公病篤。繼嗣未定。當路頗有異論。物議沸騰。一國寒心。君憤激將赴江戸。誓之不肯。投策曰。臣子赴難。何問吉凶。遂與諸同志馳至江戸。謁支藩守山侯。論繼嗣事。言甚切至。侯許諾。數日公薨。有遺命傳國景山公。君聞之即時上途。還水戸。景山公既封。知君有異才。擢郡奉行。三遷至側用人。班馬頭。公方綱羅一國人材。布列內外。皆爲稱職。而至於通古今達事體。則君蓋爲冠。故公嘗遇元瀧。入則參預機

故側用人
兼學校奉行
藤田君
墓碑

密。出則應四方。臨臨風生。事無留滯。公每出新令。君一乘。雖頃刻而成。辭理明暢。作人精思。不能及。當時謀議之臣。不爲乏人。而至於氣魄之大。智慮之明。過諸。而不推。則不得不推君爲全才。凡公之爲。光明正大。一新天下之耳目者。君尤有力焉。君容貌魁偉。眼光射人。人一見服其聰明。而愛才容衆。人有寸長。推獎不遺。雖在劇職。常延異能之士。酬暢談。盡其欣歡。時或詩賦唱酬。詞采煥發。其餘事亦能使人佩服。當此時。海內之士。論人才者。必屈指於君。而聲名震天下矣。弘化元年。幕府徵命。公傳國世子南山公。君亦獲歸屏居小梅別墅。是後再攻家學。綜覽群書。敬慕遠三鄉里。尋亦得與親故往來。遠近來請教者日填門。嘉永七年。公受命幕府。防海之政。乃召君至江戸。復原職。天下想望風裁。而君夙懷。真秋之遺。計畫甚熟。然所持論。或與時抵牾。君慨然賦詩。有寶刀難染洋夷血。却憶常陸澤草處之句。讀者扼腕。而其報國之誠。即昭然不掩。南山公親書誠之進三字。賜之。以換前稱。云。公又以君才兼文武。命總督學政。食六百石。無何江戸地大震。君以是日沒。享年五十。葬於水戸城四常盤原先人墓側。所著有回天詩史。常陸帶。館記述義。君妻山口氏。子四人。長小野太郎天。次健嗣。家。次信。女五人。長通。原田成德。餘尙幼。初君先人講究實學。涵濡淵源。未及施而沒。君天資夙爽。夙有大志。一旦遭遇以明大義。正人心。爲己任。以敬神實武。爲政教根本。蓋無不本於家學。故施之事業。稱取之。而憤激。每遇大事。以死自誓。無所顧。亦皆遵遺訓也。嘉永中。夷始屢來。邊境騷。天子深憂之。而嘉景山公留意邊備。願此。君名亦嘗得上聞。訃至京師。天子震悼。有夫人之歎云。聞者感動。益天下情。銘曰。名家之後實生。魁。謂天果無意耶。何以能選吾公。謂天果有意耶。何爲不舉其功。天固不可知也。人孰不知其誠忠。忠精氣。驚動宸。孰謂臣子之誠不重乎。

此墓に列して、又「藤田婦人丹氏墓」有り。丹氏は即ち東湖の母氏梅子也。

英雄ノ不
朽ヲ誇ル
ニ似タリ

正氣歌の作者、回天詩史の作者、として、一代を鼓舞したる、改革家經世家の英魂は、此に安眠し、青嶽の月は、翠微の松に映し、山寺の鐘は、秋禽の聲と和し、長へに人生の無常を笑ひ、聲名の不朽を誇るものに似たり。

(註)

豐田天功ハ、東湖ト別頭ノ交ヲ爲ス。曾テ相約シテ曰ク「死ニ後ルモノハ、必ズ墓誌ヲ作ラン」ト。因テ其墓誌ヲ作ル。左ノ如シ。
嗚呼豪傑之士、生於當世者、其孰不欲佐明君、振起衰頽上哉。其事至艱至難。而敢出力擔當。自信不疑。立後人可繼之業。者是海內之所希觀。而如吾友東湖豐田君即其人也。君諱彪、字斌卿。稱二虎之介。後稱二龍之通。實幽谷先生靈嗣也。母丹氏。君始事三哀公爲進物番、攝彰考館編纂。太公時經郡奉行、通事、爲二御用人。屢賜天將軍。及二公孫位。君亦蒙二禮。因居小梅。後遭二救還水戸。嘉永中再起學海防事。尋復御用人。兼二學校奉行。至二食錄六百石。是平生出處之大畧也。君天資穎敏。慷慨有大節。既受家訓、攻二文學武事。尤用意經濟之術。君喪親不御酒肉。三年。國人稱之。當哀公之疾病。國老有乙欲會二景山公子而立清水公者。君聞之謂諸有志曰、貴介弟見存。安可二會之他求。乃與二山野邊義親等、馳詣守山侯邸、誓死力陳。適書言、宜以公子爲二嗣。則大議竟決。而國老、不得遂其謀。矣。公子即今太公也。太公諱封。勵二精圖治。擢用賢才。將繼二義公之遺志。大有二能。輔於天朝。幕府。君深林盛意、獎勵贊成。無少有二懈。乃降均田安民、文武一致之議。籌度規畫。其詳詳備。公尤信任。盡預密勿。凡公前後施設。如崇二節儉、抑奢侈、修二武備、鑄二巨砲、募二神道、排二異端。諸善政時務之所當急者。君奉二公命、斷然行之。不疑。攝其事至於克成。邪家雖然有中興之望。稱爲二道義公之隆盛者。實君贊之方居多焉。既遭二國難。請居無聊。著書以言二胸中

天地何寂
寞

一ノ巨人

東湖は、經世家として、一の巨人也。比較的に當世に傑出せる人物たること、言ふを俟ず。

第二十二

經世家としての東湖

之概。議論明切往後前人所未。其常隨帶。簡記述。等數書。最可以見意思之所存也。及二太公再起。君復前職。則兼掌二内外事務。凡如二練兵法。造二軍艦。講二洋學。等。長算大策。方且施行。而君遭二地震之災。以終。可二勝慨。然、兩公在上深知二君之忠誠。有志之士。苟繼遺志、以至公血誠。而行之則振作政教、挽回衰頽、其何難之有哉。君生於文化三年三月十六日。終於安政二年十月二日。享年僅五十。葬于水戸城西常盤原先榮之次。配二山口氏。生三男四女。長某早夭。次健見爲二中興小姓。次任。一女適二原田成德。餘皆幼。妾土岐氏。生二男、山田氏生二女。亮與二君同學、長而親善。嘗相約後死者、必作墓誌。今君逝。而亮則無恙。因撰二滿作之銘。曰。
抱文武之全材、明二禮儀之大義。醫病而忘二家。遠二流俗之置。極二東西而遊觀。問二天路而縱覽。何道遇之太偉。曾不爲二於折。惟浩氣之長存。亘于歲二而無變。

◎會澤伯民、亦東湖ヲ吊スルノ詩有リ。曰ク。

天神建二大道。天風德化揮。唐虞明二名教。揀擇助二逸作。嗚呼繼二先志。正氣實磅礴。風聞神聖道。忠孝重二天爵。已經三決死。在二瀕時或躍。進承二明君知。風飄侍二維幕。滿腔天下計。聖受二名利縛。退友二下士。盡管水走。開口見二肝膽。披瀝在二孟酌。點塵無禮甚。國祚敢示二弱。仰二天日扼二腕。驅除抱二偉。老夫老何爲。斯道有所託。彼蒼不假二年。一夜大星海。人也云亡矣。天地何寂寞。

識見明
手腕敏
氣魄大

經世家は、識見の明かなるを要し。手腕の敏なるを要し。氣魄の大なるを要す。識見、明かならざれば、權を掃り情を審にし、以て天下の勢を未然に看破すること能はず。手腕、敏ならざれば、英決雄斷流るゝが如く、酬酢自在、以て八面に應ずること能はず。氣魄、大ならざれば、包蓄淵深、群雄を駕馭し、天下を籠蓋すること能はず。此の如きもの、安ぞ經世家と稱することを得ん哉。

總合的觀
念

小楠は、經世家として、或る點に於ては、識見精透なり。象山の如く、算數的經綸に乏しと雖、思想徹底、之に過ぐ。また象山の如く、關學的智識無しと雖、議論公明、之に過ぐ。象山は、分析的理想に富む、小楠は、總合的觀念に富む。小楠、曾て「元治元年小楠、海軍問答書を草して之を島津久光に呈す、」海軍振興の論を建て、曰く、

「一致の海軍は本なり。天下の海軍は末なり。其本既に起るときは、其末も亦隨て起すべきは勿論なり。乍去、一致の根本強盛ならざれば、天下の海軍一に歸すると無く、却て争擾を爲すの謀成て天下の用には立可からず。且夫、今の勢、道理明なりと雖、兵力強からざれば、不逞を制すると能はず。兵力強しと雖、道理明ならざれば、人心を服すると能はず。道理明に、兵力備りて正に初て不逞を制し人心を服さしむべし。是れ唯外夷に處するの道のみならず。我内地を治むるにも、然らざるを得ざるなり。夫れ京師は、天下の根本、至尊の坐す所。禮樂征伐の出づる所なれば、兵艦の海軍、即是れ一大強兵親軍なり。此海軍強盛なれば、天下海軍一に歸し、我令する所に從て、外は

眼光洋西
万里ノ外
ニ徹ス
象山
小楠も滲
漏セズ

以て洋夷の侵襲を防ぎ、内は以て不逞の人心を制すべし。加之、天下の人情通、天下の人心を舉て、天下の衆智を盡、正大公共の王道を行せ給はんに、内地は云に不及、海外の各國遂自然に王化に從はざるを得ず。何ぞ唯に區區として一國を守るのみならんや。」

「夫れ非常の海軍を起さん欲せば、先づ非常の費を辨せんとは有るべからず。非常の費用を辨せんには、非常の事業を起さんば有べからず。非常の事業を起すには、幕府列藩均しく課金を出されざるを得ず。試に高一万石に年々百兩の金を課すれば、總計大凡二十四五万兩内外なり。此課金を元とし、左の件々の事を起さん欲す。

一 綱領を開く。 一 象山を開く。 一 船材を貯ふ。
小楠の眼光、遠く洋西万里の外に徹し、國家十年の後に透る處、識見明かならざれば、安そ此に至ることを得ん哉。象山も、經世家として、或る點に於ては、識見洞徹せり。象山は、胸襟の脱洒、天分の高明、或は小楠に若かざる處ありと雖、其經綸的の眼識、鹿に入り細に入り、立論精確、小楠も滲漏せず。象山また嘗て曰く、

「本邦金貨米粟、穀爲富饒。然糧械不大。故以邦内所生之財、享邦内所爲之用。無甚有餘。乃若海防之事、則起於外者也。國防堵數百所。造大艦數百艘。儲巨礮數千門。其費亦浩矣。而皆非「永存之物」。每三二十年、必待修繕改造。此外之有「應接給資之用」。内之有「餉糧購置之費」。凡如此之類、將安取「其給」哉。夫劣濟困窮之家、多得「賓客」。屢設「筵饗」。則其實財空乏。卒至於不可「復繼」。也必矣。今之時事。何以異乎是。然則其所「以經」理之者何術。有「志」於「經世」者所「宜」先「審」計。」

眼光の注く所、小楠と符節を合するか如し。彼等は、王政統一、の最大要點に於ては、之を看透するの明、彼の浮浪處士と同一の間に在るに拘らず、經綸の大綱を洞察し、之が規畫を爲すの明敏なる、遠く時流に超出する者有り。然れども、經世家としての手腕。經世家としての氣魄に至ては、未だ彼等に許すこと能はざるもの有り。

若し夫れ囑處を以て、彼等に比すれば、自ら負ふこと大に、自ら任すること高き處、彼等に比すべくもあらずと雖、經世家としての手腕は、比較的彼等の右に出づ。囑處は、固より巨腕の經世家にあらず。然れども、幕末萎靡不振の時に際し、群議沸騰の局に當り、雄斷明決、經世の策を實行し、外は、米露英佛蘭諸國と和親條約を締結し、内は、一橋慶喜を奉じて幕府の世子と爲し、國民一致の實を擧げて以て、列國の大勢に應せんとしたるが如き、其謀る處、至精。其見る所、至明。而して其行ふ所、恰も快刀を以て亂絲を截つか如し。阿部をして開國の計(姑息的なりしに拘らず)を決せしめたる者は、囑處にして、井伊をして開國の勢に乗せしめたるも、囑處也。囑處無くんば、阿部ありと雖、阿部たること能はず、井伊ありと雖、井伊たること能はざりし也。此點に於ては、囑處が經世家としての手腕、亦多とすべきもの有り。然れども、經世家としての識見及氣魄、未だ彼に許

遠く時流に超出ス

囑處

巨腕ノ經世家ニアラズ

快刀亂絲ヲ截ツカ

如シ

算數的經綸に於ては、象山に若かず。理想的經綸に於ては、小楠に及ばずと雖、其實務的經綸の識見を負ひ、而かも、實行の手腕有るものは、景岳乎。景岳は、彼等に比して、最も年少なり。隨て其學問に於ては、象山の易理を究め、關學に通ずるか如くならず。小楠の哲學を講し、思想に富むか如くならず。然れども、眼光を宇内の大勢に注ぎ、日露同盟を策して以て進取の地歩を域外に占めんとせしが如き、決して孤島龍蟠、自ら守るを主とする者にあらず。而して景岳は、自ら其策を建て、以て自ら其事に任せんと欲せり。是れ豈安坐傍觀、高く性命を談するの徒ならん哉。吾人は經世家としての識見及手腕の象備するもの、比較的景岳に多しとせざるを得ず。然るに氣魄の大に至ては、則ち欠く。

經綸的識見に於ては、小楠象山に及ばず。經綸的の手腕に於ては、囑處景岳に及ばざる所ありと雖、其氣魄の大、彼等に過ぐるものは、南洲也。小楠は、理想洞徹、事物に拘泥する所なしと雖、事局を擔當するの器にあらず。象山は、議論精確、他の動搖する所と爲ること無しと雖、國民を統率するの器にあらず。囑處は、盤根錯節を截斷するの才幹ありと雖、陰陽を變理するの任に非ず。景岳は、機略縱橫、天下の計を畫するの識慮ありと雖、

實驗的經綸ノ識見

最トモ年少

日露同盟

氣魄ノ大ナク

南洲

將に將たるの度量は、其長ずる所にあらず。南洲は、之に反して、八面玲瓏、光明磊落。善く人を容れ、善く衆を統べ、而かも人其意氣に感じ、衆其信義に服す。此點に於ては、南洲は、經世家として氣魄の大、力量の大を見る。

吾人は、東湖が果して百年の後を透見する經世的識見ありや否やを知らず。然れども、萬國の形勢一變し、外患交も逼んとするを豫言し、烈公を奉して卓厲風發天保の大革新を行ひ、幕府及列藩の主働者と爲り、以て天下の勢を制せんとしたるか如き、經世家として第一等の眼識を自ふを知るべし。癸丑甲寅以來、尊攘の大義を主張し、惰風を鞭ち、迷夢を破り、國民的精神を鼓舞し、皇室を中心點として以て帝國統一の基を開かんとしたるか如き、猶第二流に落ちず。吾人は、東湖が、果して萬國を駕御し、宇内を混同するの經世的氣魄ありや否やを知らず。然れども、一旦鎖國の斷じて行ふべからざるを看破するや、我より進取の長計を畫し、世界の智識を採集して、我短を補ひ、自ら率先して海外に航せんことを謀りしか如き、善く勢に乗ずる者と謂はざるを得ず。

經世的手腕に至ては、或は圓滿靈活、或は簡易直截、紛擾に處して亂れず、錯節に遇て挫けず。浩氣磅礴、神力沛然、四面に當り、八面に當り、大事糊塗せず、小處滲漏せず。此

點に於ては、小楠の如き、象山の如き、萬一を望む所にあらず。天保革新の偉業、烈公の盛徳に基くと雖、東湖の手腕を待たざれば、安ぞ能く此の如くなることを得ん哉。東湖は、天成の行政家也。

識見徹底せざるものは、視る所、目前の事に過ぎず、常に勢に制せらるゝことを免れず。阿部が、經世的器度を有し、而して確乎不拔の見地無く、或は諸侯に謀り、或は天朝に奏し、終に歸着する所を知らざりしか如き、是也。井伊(直弼)が、經世的膽氣あるに拘らず、徒に威力を藉て反對派を壓倒し、禍の其後に伏することを知らざるか如き、是也。萬國の形勢を審にし、天下の大局に當るもの、安ぞ斯る没眼窄識を以て、經綸を施すことを得ん哉。手腕、雄敏ならざるものは、大事に當て糊塗す。堀田(備中)安藤(對馬)の所爲、是也。氣魄、濶大ならざるものは、天下を容るゝと能はず。筒井の如き、川路の如き、是也。

東湖は、小楠の如く思想に富まざるも、象山の如く藝術に精しからざるも、經世的識見、確乎として徹底する所有り。東湖は、曠處の如く明敏ならざるも、景岳の如く聰慧ならざるも、經世的手腕、自ら其獨歩の擅場を有す。東湖は、南洲の如く、大度雅量に乏しき所

經世的氣

あるも、經世的氣魄、他の企て及ぶ所にあらず。而して、東湖は、福見、手腕、氣魄に於て比較的に平均し、善く勢を制するの經世家として、また善く勢に乗するの革命家として、維新革命史に於る第一流の位置を占む。

(註) 詠古雜詩三十首

(東湖)

其 一 陰陽生日月。赫然六合明。天神造化功。蕩蕩豈得名。劍鏡萬古耀。皇統綿々榮。茫々普天下。孰不仰三神京。

其 二 夢寐獲寶劍。一舉平中原。敵傍莫皇都。禮祀謝神恩。物部直殿内。久米衝宮門。敬神興奮武。貽謀垂後昆。

其 三 華國經綸志。運都磯城邊。敬神疾疫熄。黎庶樂豐年。乃命四道將。威靈實區寬。忽報海外貢。遠自在那傳。

其 四 兵甲充神庫。瑞穗實屯倉。養我父與母。一意奉天皇。皇綱賴以立。實詐罔有輕。大道本簡易。不必說談唐。

其 五

倭戰小雄尊。報國不辭難。手握八尋矛。鏖伐取其殘。熊蝦不致抗。宸襟賴以安。請看神龜鏡。神光萬古寒。

其 六 齊戒奉神教。萬里征韓時。大魚夾龍船。怒濤送皇師。一舉掃東瀛。何嘗鎮邊陲。國威一何熾。請看韓人池。

其 七 風俗淳且美。率土仰至治。天皇不自足。海外徵吉師。彝倫雖固有。文物可以實。當年重國體。斯道未曾歧。

其 八 弟兄連天位。飄然禱禱淳。慈愛及羸鹿。况復王畿民。三載除課役。四海服其仁。誰知聖帝德。淵源在魯論。

其 九 森臣奉神教。天國致齋神。中物世類志。慷慨克自操。胡教果何益。綱常漸汨淪。蘇我曷可徵。噫予不私言。

其 十 天錫王舅智。決來一大機。廓清無遺算。中興志不違。文章何煥々。成功何巍巍。勿謂放猛虎。大統終有歸。

其 十一

中宗中興運。輔翼賴丙臣。款結奉靴日。謹密謀。一舉覆元惡。四海仰維新。遺像談峰上。功烈映千春。

其十二

妖僧窺神器。居然臨百官。壯哉清麻呂。孤忠挽覆瀾。赫々神明統。不容邪氣好。碩學顏何厚。默々袖手看。

其十三

寶龜延曆際。國運方隆々。遐邇浴恩澤。夷蠻仰雄風。非材資文武。安建將相功。宜乎千載下。傳誦田村公。

其十四

外戚擁幼主。太陽懸矢光。誰圖寒山裡。陷々歸訪親王。親王賢且長。空唱白雲章。堪憐在中將。贏得風流名。

其十五

大權歸藤氏。皇綱久不攝。欲收藩關柄。披攘翰林臣。妻妾身離處。漂淪四海濱。空有重關寫。孤忠泣鬼神。

其十六

文物年々新。威武日且混。歌爾靡淫風。公卿似婦女。銀佩既去身。不復知軍旅。勿能武人職。隨微固其所。

其十七

龜夫保平際。綱常殆汨淪。命姪誅叔父。激子讎其親。時不乏勇士。奚異猛狗精。猛狗猶識主。孰與當時人。

其十八

習藝椒房親。更操虎符權。空拒爭子諫。寧知壽永年。富貴一朝盡。歸暴千載傳。曠原知何處。瓊浦水茫茫。

其十九

請降海潮表。平氏亦不久。經島雲去錦。兵馬落其手。爾來控御權。非復九重有。誰爲新府親。老點有江雙。

其二十

九郎憚兵機。奇勳塞二世。能用雷聲賊。更施雨露惠。勿道兄不見。弟亦不吾弟。猶化毛人邦。于今稱其賢。

其二十一

探照控四海。守國擁皇京。身居五位下。手握百萬兵。三公皆戶位。將軍亦虛名。魯論未感信。陪臣九世榮。

其二十二

斯然斬胡使。威殺中外宣。戰鼓十餘萬。覆沒蠻人邊。朝廷憂慮切。爾府策亦全。天人氣一氣。烈風非偶然。

其二十三

陪臣作威福。天皇憤震。元鬼怒就。皇憲一朝振。臨夫中興業。寸通又尺遠。遠恨按劍詔。千載泣仁人。

其二十四

我皇補天子。謀略古今無。豐碑回天業。感涕志五原。廟堂常少算。乾坤忠義孤。空餘一片氣。願不可下。可。

其二十五

元弘中興日。偷得第一功。實賜非不傷。踏壓欲未充。東州幽皇子。南山樸六龍。可惜當年事。大抵昭衝中。

其二十六

室町霸業衰。中原亂如麻。天地殺氣滿。山河戰場多。區々食土壤。何由止干戈。休說甲與越。勝敗竟如何。

其二十七

皇宮土木就。神廟結構新。雕甍無魚鱗。妖夷心膽寒。自非雄傑姿。誰堪曠世難。酒闌舞舞矣。戲造復戈。痛。

其二十八

鼓而戰閃々。叱咤揮風雲。雄心狹六合。經海運萬軍。鷗林爲瓦解。餘威明國靈。勿徒觀屬實。餘威尙殷々。

其二十九

藤田東湖終

大義明三皇室。偉時御神雄。參河如雲士。廉恥自成風。至德天人歸。四海屬大同。悠々二百載。總輝照海東。

其三十

天賦振斯文。生我四山君。彰考正史就。章編大義伸。亂賊以寒。隱然叙義。英靈今尙在。愚臣復何陳。

明治三十年四月廿三日印刷
同 年四月廿六日發行

版權所有



藤田東湖與付

實價金五拾錢

著 作 者

東京市日本橋區通四丁目五番地

川崎 三 郎

發 行 者

東京市牛込區市夕谷加賀町二丁目十二番地

和 田 篤 太 郎

印 刷 者

東京市日本橋區通四丁目南

佐 久 間 衡 治

發 行 所

電話本局五拾壹番

春 陽 堂

印 刷 所

東京市牛込區市夕谷加賀町二丁目十二番地
株式會社 秀英舍工場
(電話本局十八番)

近世偉人談

實價廿錢 郵稅四錢

目次

近世女海女管の
 冊那無援將の
 男花齋隊軍痕御
 梅天關活御船
 日之之東雲
 完蕭辻衣長崎

近世偉人の傳十二章を小説體に編述したる物なり

西郷南洲

刊

著 山川崎三郎君の
 新著博引宏證立論
 明晰此偉人を解剖
 説破して紙面龍躍
 り虎嘯く

王政復古維新回天の功臣たる松菊木戸孝允先生の逸事を編纂したるもの史家は以て維新の史料となすに足らん

實價卅錢 郵稅六錢

松菊餘影

燕趙悲歌の士にあらざれば乃ち多血多涙の志士三十餘名が十年一日の如く王事に悉し身介れて而て後止むの功勳を叙したり一讀眉昂り氣激するもの

實價十錢 郵稅四錢

近古慷慨家列傳

特別割引箋

稟告

一 江朝御花主權方の御取立により日に倍し盛大に相成奉
深謝候向世運風潮に先立ち文學社會に輝々たる大家方
の手に成る新規新案の原稿相違ひ辨認御本に注意し遠
次出版致候間愛顧諸君方御倍御愛顧の榮を給はらん事
を希望仕候
一 此實價書目の外百段の書籍は御命令に隨ひ御取次仕候
問書名著者出版人等御罷御注文願上候尤も直段は無
油断他店より一層廉價に相備し候間自然高價にも差上
候時は御申越次御直引可申候
一 送金方は内國通運便早送又は銀行成は江戸橋郵便本局
宛等のかはせにて何れも前金に御願申上候
一 御注文書著三日以内必ず御書可仕候
一 此切取紙へ品物御書入御注文の御方へは該實價書日の
内特別一割引にて御送可申上候
一 郵券代用は一割増にて願上候
一 寄附姓名は可成御明瞭に楷書文字にて判然御認願上候
一 御親友御同僚中小説雜書御愛顧の御方の
宿所御姓名御通知願上度拙店より早速書
目御送り可申候
一 前件申述候通り下段及裏面に書入場所有
之候間御注意願上候
東京日本橋
通四丁目角 春陽堂 和田篤太郎
電話五十一番

名氏所住の君諸るらせ求購と類籍書

名氏所住主文注御

切取線

近世偉人談

實價廿錢 郵稅四錢

近世偉人の傳十二章を小説味
に編述したる物なり

目次
菅野の痕跡 長崎
海軍活劇 雲
六海軍 東布衣
女將隊 之
無敵 天
女郎花 之
迂郎 梅
男花 日
男梅 次
日次 完

西郷南洲

近刊

紫山川崎三郎君の
新著博引宏證立論
明晰此偉人を解剖
説破して紙面龍躍
り虎嘯く

王政復古維新回天の功臣
たる松菊木戸孝允先生の
逸事を編纂したるもの史
家は以て維新の史料とな
すに足らん

實價廿錢 郵稅六錢

松菊餘影

燕趙悲歌の士にあらざれば乃ち多
血多涙の志士三十餘名が十年一日
の如く王事に悉し身仆れて而て後
止むの功勳を叙したり一讀眉昂り
氣激するもの

實價十錢 郵稅四錢

近古慷慨家列傳